

# 福岡県公報

令和 6 年 4 月 5 日  
第 485 号

## 目 次

### 告 示 (第218号 - 第222号)

○土地区画整理組合の定款の変更の認可	(都市計画課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
<b>公 告</b>		
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	3
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	3
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	4
○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の縦覧	(廃棄物対策課)	4
○落札者等の公示	(財産活用課)	5
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	(住宅計画課)	5
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	(住宅計画課)	5
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	6
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	7

○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	9
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	9
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	9
○福岡県土地利用基本計画の変更	(総合政策課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
<b>選挙管理委員会</b>		
○昭和53年 1 月12日 選挙管理委員会告示第 2 号「公職の候補者等が使用し得る演説会施設」の廃止	(行財政支援課)	10
○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定	(行財政支援課)	10
<b>監 査 委 員</b>		
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	32
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	62
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	65
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	69
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	76
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	80
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	84
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	87
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	93
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	97

- 監査結果の公表 (監査委員事務局特別監査室) .....100
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) .....105
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第二課) .....110

**告 示**

**福岡県告示第218号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和6年4月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 組合の名称  
久山町上久原土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
糟屋郡久山町大字久原1080番地3
- 3 設立認可の年月日  
平成元年3月14日
- 4 変更の内容  
理事の定数を7名から5名に変更する。
- 5 変更認可の年月日  
令和6年3月27日

**福岡県告示第219号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築 県 道		下深野 犀 川 線	前	京都郡みやこ町光富119番先から 京都郡みやこ町犀川久富1513番1先 まで	3.0 ～ 10.7	1189.0
			前	京都郡みやこ町光富119番先から 京都郡みやこ町犀川久富1513番1先 まで	8.0 ～ 66.0	1010.0
			後	京都郡みやこ町光富119番1先から 京都郡みやこ町犀川久富1513番1先 まで	3.0 ～ 18.7	1279.0
			後	京都郡みやこ町光富119番1先から 京都郡みやこ町犀川久富1513番1先 まで	10.0 ～ 80.0	1100.0

**福岡県告示第220号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年4月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	下深野 犀 川 線	京都郡みやこ町光富119番1先から 京都郡みやこ町犀川久富2215番5先まで

**福岡県告示第221号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築 県 道		稲 童 新田原 停車場	前	行橋市大字稲童2559番1先から 行橋市大字道場寺1465番1先まで	10.0 ～ 42.0	1120.0
			後	行橋市大字稲童2559番1先から 行橋市大字道場寺1465番1先まで	10.0 ～ 42.0	1120.0

## 福岡県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年4月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年4月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	稲 童 新田原 停車場	行橋市大字稲童2559番1先から 行橋市大字稲童2701番4先まで

## 公 告

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年4月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量

警察コミュニケーションシステム用端末装置賃貸借契約

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## (1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

## (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

## 3 落札を決定した日

令和6年3月15日

## 4 落札者の氏名及び住所

## (1) 氏名

N X ・ T C リース&amp;ファイナンス株式会社福岡支店

## (2) 住所

福岡市博多区下呉服町1番1号 日通ビル6階

## 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

30,247,800円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告日

令和6年2月2日

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年4月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量

共通基盤用ページプリンタ等賃貸借契約

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## (1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

## (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和6年3月19日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

NECキャピタルソリューション株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市中央区天神一丁目10番20号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

27,442,800円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和6年2月27日

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年4月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

共通基盤用端末装置等機器賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札を決定した日

令和6年3月19日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

NECキャピタルソリューション株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市中央区天神一丁目10番20号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

283,331,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和6年2月27日

**公告**

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条の2の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を縦覧に供する。

令和6年4月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

中山リサイクル産業株式会社

糟屋郡須恵町大字植木81番地の5

代表取締役 中山 智

2 施設の種類及び処理能力

木くずの破碎施設

木くず 一日当たり 340 t

3 設置場所

糟屋郡須恵町大字上須恵字岩ノ下1374番1外6筆

4 指定地域

糟屋郡須恵町大字上須恵及び大字佐谷の各一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて縦覧に供する。

5 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境指導課

6 縦覧の期間

令和6年4月5日から同年5月7日まで

公告

落札者等について次のとおり公示します。

令和6年4月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

筑豊教育事務所庁舎管理業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県教育庁筑豊教育事務所

(2) 所在地

飯塚市立岩1401番地2

3 落札者を決定した日

令和6年3月19日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

新日本管財株式会社

(2) 住所

飯塚市片島二丁目19番6号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

31,680,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和6年2月6日

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和6年4月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
株式会社TMY	青森県上北郡おいらせ町青葉五丁目50番地2314	福岡市東区香椎照葉四丁目4番20-909号パークフロント香椎照葉EAST	令和6年3月21日

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和6年4月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
有限会社市山レジャー開発	福岡市博多区博多駅前四丁目8番15号	福岡市博多区博多駅前四丁目8番15号	令和6年3月21日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により古賀市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年4月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和6年3月19日古賀市告示第34号）

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年4月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市八坂528番1及び528番5から528番8まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
小郡市八坂583番地  
株式会社信愛地建  
代表取締役 関 龍二

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年4月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日  
令和6年3月11日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 O-MUTA REX  
(2) 所在地 大牟田市大字唐船87-1番外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三菱UFJ信託銀行株式会社 支配人 坪川 昇司 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 長島 巖 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋 政男 東京都杉並区成田東四丁目39番地8号 外4者	株式会社イエローハット 代表取締役 堀江 康生 東京都千代田区岩本町一丁目7番4号 外3者

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年4月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日  
令和6年3月11日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称 O-MUTA REX  
(2) 所在地 大牟田市大字唐船87-1番外
- 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(1) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐輪場の位置	収容台数(台)	駐輪場の位置	収容台数(台)
A棟北側	24	A棟北側	20
B棟西側	39	B棟西側	39
C棟西側	25	C棟西側	25
D棟北側	25	D棟北側	25
E棟西側	12	E棟南側	16
合計	125	合計	125

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)	荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
A棟東側	45.5	-	-
B棟東側	45.5	B棟東側	78.0
C棟東側	45.5	C棟東側	78.0
D棟東側	45.5	-	-
E棟南側	40.5	E棟南側	45.0
-	-	F棟東側	30.0
合計	222.5	合計	231.0

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社イエローハット	午前9時00分	午前0時00分	午前9時00分	午後7時00分

株式会社マルミヤストア	午前9時00分	午前0時00分	午前9時00分	午後10時00分
株式会社しまむら	午前9時00分	午前0時00分	午前9時00分	午後8時00分
株式会社セリア	-	-	午前9時00分	午後9時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から午前0時30分	午前8時30分から午後10時30分

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前		変更後	
荷さばき施設No.1	午前7時00分から午後6時00分	荷さばき施設No.1	-
荷さばき施設No.2	午前7時00分から午後6時00分	荷さばき施設No.2	午前6時00分から午後7時00分
荷さばき施設No.3	午前7時00分から午後6時00分	荷さばき施設No.3	午前6時00分から午後10時00分
荷さばき施設No.4	午前7時00分から午後6時00分	荷さばき施設No.4	-
荷さばき施設No.5	24時間	荷さばき施設No.5	24時間
荷さばき施設No.6	-	荷さばき施設No.6	午前6時00分から午後10時00分

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和6年4月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 組合の名称  
久山町上久原土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成元年3月14日から令和11年3月31日まで

## 3 施行地区

糟屋郡久山町大字久原字松浦、字山ノ神、字上ヶ原、字古賀ノ脇、字橋本及び字池上の各一部

## 4 事務所の所在地

糟屋郡久山町大字久原1080番地3

## 5 設立認可の年月日

平成元年3月14日

## 6 変更認可の年月日

令和6年3月27日

---

**公告**

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

令和6年4月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
暗渠排水事業（筑前Ⅱ期地区）	令和5年2月13日

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年4月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 （仮称）ドラッグコーエイ川崎店

(2) 所在地 田川郡川崎町大字田原字井柳1152-1外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

当該敷地は農道に隣接しているため、利用者に影響が及ばないように、配慮をしたうえで事業実施していただきたい。

また、排水について農業用水路へ流す場合は、地元関係者への十分な説明を行い、同意を得る等配慮いただきたい。

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年4月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル糸島荻浦店

(2) 所在地 糸島市荻浦四丁目489番1外

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足など交通に関する事項

・周辺道路の渋滞悪化が予測されるため、交通整理を徹底すること。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

・開発に関する意見を順守すること。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

・ごみの分別の徹底と減量に努めること。

(4) 防災・防犯対策への協力

・福岡県の安全・安心まちづくり条例の遵守に努めること。

(5) 騒音の発生に係る事項

・特定施設を設置する場合や特定建設作業を行う場合には届出を行うこと。



- ・周辺住民への説明の際に、貴社における苦情等の相談先を案内すること。
- (6) 廃棄物に係る事項
- ・事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任で適正に処理すること。回収を依頼する場合は、糸島市の収集許可業者との契約が必要となる。
  - ・ごみが散乱しないよう管理を徹底すること。
- (7) その他
- ・輸送コンテナ、車両、建材等に特定外来生物（セアカゴケグモ、ゴケグモ、ヒアリなど）が付着していた場合には確実に駆除を行い、市役所へ連絡すること。
  - ・都市計画法の許可を取得しているため、工事完了後は速やかに検査を受け、完了公告後に利用を開始すること。

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年4月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 ゆめタウン飯塚
  - (2) 所在地 飯塚市菰田西三丁目1番地1外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
  - (1) 騒音の発生に係る事項について  
工事中の騒音、振動、粉塵にご注意ください。  
また、今回の申請等に限らず、事業活動全般における騒音等について、特段の配慮をお願いいたします。

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年4月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 MR Rいとしま
  - (2) 所在地 糸島市高田五丁目23番6号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
  - ・なし

---

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年4月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 トリアス久山ウエストゾーン(1)
  - (2) 所在地 糟屋郡久山町大字山田1240番11外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
  - ・意見なし

---

**公告**

福岡県土地利用基本計画（昭和50年9月22日策定）を令和6年3月25日付けで変更し

たので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和6年4月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更に係る事項

福岡県土地利用基本計画図の農業地域、都市地域及び森林地域の区域

2 変更の内容

計画図

変更する地域名	変更する区域	関係市町村
農業地域	次の図面のとおり	北九州市、筑後市、糸島市
都市地域		京都郡苅田町
森林地域		八女市、朝倉市、朝倉郡筑前町、八女郡広川町

（「次の図面」は省略し、福岡県企画・地域振興部総合政策課並びに関係市役所及び町役場において縦覧に供する。）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年4月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大板井字前864番8及び864番10

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市あすみ一丁目65番地4

松田 栄一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

令和6年4月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市大字吉木2550番5及び2550番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市針摺中央二丁目5番31号（メゾン・ド・ピエール201号）

堤 麻美

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第10号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定（昭和53年1月福岡県選挙管理委員会告示第2号）は、廃止する。

令和6年4月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

福岡県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として市町村の選挙管理委員会が次の施設を指定したので、同条第4項に基づき告示する。

令和6年4月5日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

市町村名	施設名	所在地
北九州市門司区	北九州市立門司体育館	北九州市門司区高田一丁目20番1号
北九州市門司区	北九州市立小森江西市民センター	北九州市門司区矢筈町5番42号
北九州市門司区	北九州市立松ヶ江北市民センター	北九州市門司区大字畑903番地
北九州市門司区	北九州市立丸山市民センター	北九州市門司区长谷一丁目14番28号

北九州市門司区	北九州市立錦町市民センター	北九州市門司区清滝三丁目5番5号
北九州市門司区	北九州市立萩ヶ丘市民センター	北九州市門司区大里戸ノ上三丁目8番1号
北九州市門司区	北九州市立白野江市民センター	北九州市門司区白野江二丁目13番1号
北九州市門司区	北九州市立清見市民センター	北九州市門司区清見三丁目1番1号
北九州市門司区	北九州市立藤松市民センター	北九州市門司区上藤松二丁目3番31号
北九州市門司区	北九州市立大里南市民センター	北九州市門司区原町別院13番27号
北九州市門司区	北九州市立老松市民センター	北九州市門司区庄司町4番16号
北九州市門司区	北九州市立小森江東市民センター	北九州市門司区風師三丁目9番20号
北九州市門司区	北九州市立大里東市民センター	北九州市門司区下二十町3番7号
北九州市門司区	北九州市立大里柳市民センター	北九州市門司区高田二丁目2番18号
北九州市門司区	北九州市立田野浦市民センター	北九州市門司区新開6番11号
北九州市門司区	北九州市立東郷市民センター	北九州市門司区黒川西一丁目3番26号
北九州市門司区	北九州市立西門司市民センター	北九州市門司区稲積一丁目3番1号
北九州市門司区	北九州市立松ヶ江南市民センター	北九州市門司区吉志新町二丁目1番1号
北九州市門司区	北九州市立東郷市民センター柄杓田市民サブセンター	北九州市門司区大字柄杓田1407番地の14
北九州市門司区	北九州市立清見市民センター古城市民サブセンター	北九州市門司区浜町6番25号
北九州市門司区	北九州市立松ヶ江北市民センター伊川市民サブセンター	北九州市門司区大字伊川1462番地2
北九州市門司区	北九州市立門司生涯学習センター	北九州市門司区栄町3番7号
北九州市門司区	三宜楼	北九州市門司区清滝三丁目6番8号
北九州市門司区	旧大連航路上屋	北九州市門司区西海岸一丁目3番5号
北九州市門司区	北九州市立門司生涯学習センター大里分館	北九州市門司区下馬寄6番8号
北九州市小倉北区	福岡県立北九州勤労青少年文化センター	北九州市小倉北区井堀五丁目1番3号

北九州市小倉北区	北九州市立今町市民センター	北九州市小倉北区今町三丁目19番2号
北九州市小倉北区	北九州市立西小倉市民センター	北九州市小倉北区大門一丁目5番2号
北九州市小倉北区	北九州市立男女共同参画センター	北九州市小倉北区大手町11番4号
北九州市小倉北区	北九州市立井堀市民センター	北九州市小倉北区井堀三丁目15番2号
北九州市小倉北区	北九州市立寿山市民センター	北九州市小倉北区大島三丁目10番2号
北九州市小倉北区	北九州市立足立市民センター	北九州市小倉北区宇佐町一丁目8番15号
北九州市小倉北区	北九州市立南小倉市民センター	北九州市小倉北区新高田一丁目10番3号
北九州市小倉北区	北九州市立清水市民センター	北九州市小倉北区弁天町6番5号
北九州市小倉北区	北九州市立到津市民センター	北九州市小倉北区下到津四丁目3番2号
北九州市小倉北区	北九州市立中島市民センター	北九州市小倉北区昭和町16番2号
北九州市小倉北区	北九州市立足原市民センター	北九州市小倉北区足原二丁目8番3号
北九州市小倉北区	北九州市立北小倉市民センター	北九州市小倉北区中井一丁目10番1号
北九州市小倉北区	北九州市立泉台市民センター	北九州市小倉北区真鶴一丁目5番15号
北九州市小倉北区	北九州市立貴船市民センター	北九州市小倉北区白銀一丁目5番8号
北九州市小倉北区	北九州市立霧丘市民センター	北九州市小倉北区黒原二丁目30番30号
北九州市小倉北区	北九州市立小倉中央市民センター	北九州市小倉北区堺町二丁目4番24号
北九州市小倉北区	北九州市立桜丘市民センター	北九州市小倉北区上富野五丁目6番21号
北九州市小倉北区	北九州市立三郎丸市民センター	北九州市小倉北区熊本一丁目12番1号
北九州市小倉北区	北九州市立中井市民センター	北九州市小倉北区井堀二丁目7番4号
北九州市小倉北区	北九州市立日明市民センター	北九州市小倉北区日明四丁目3番7号
北九州市小倉北区	北九州市立南丘市民センター	北九州市小倉北区熊谷一丁目26番15号

北九州市小倉北区	北九州市立富野市民センター	北九州市小倉北区須賀町6番23号
北九州市小倉北区	北九州市立小倉中央市民センター 藍島市民サブセンター	北九州市小倉北区大字藍島
北九州市小倉北区	北九州市立生涯学習総合センター	北九州市小倉北区大門一丁目6番43号
北九州市小倉北区	北九州国際会議場	北九州市小倉北区浅野三丁目9番30号
北九州市小倉北区	北九州市立商工貿易会館	北九州市小倉北区古船場町1番35号
北九州市小倉南区	文化記念公園管理棟会議室	北九州市小倉南区田原五丁目1番
北九州市小倉南区	北九州市立曾根市民センター	北九州市小倉南区中曾根三丁目9番7号
北九州市小倉南区	北九州市立貫市民センター	北九州市小倉南区西貫一丁目11番1号
北九州市小倉南区	北九州市立長尾市民センター	北九州市小倉南区長行西一丁目1番1号
北九州市小倉南区	北九州市立曾根体育館	北九州市小倉南区下曾根四丁目22番2号
北九州市小倉南区	北九州市立葛原市民センター	北九州市小倉南区葛原本町三丁目4番34号
北九州市小倉南区	北九州市立若園市民センター	北九州市小倉南区若園四丁目1番50号
北九州市小倉南区	北九州市立長行市民センター	北九州市小倉南区徳吉西三丁目3番16号
北九州市小倉南区	北九州市立東朽網市民センター	北九州市小倉南区大字朽網1215番地の1
北九州市小倉南区	北九州市立北方市民センター	北九州市小倉南区北方二丁目16番10号
北九州市小倉南区	北九州市立田原市民センター	北九州市小倉南区田原三丁目16番31号
北九州市小倉南区	北九州市立小倉南生涯学習センター 北方分館	北九州市小倉南区北方三丁目32番3号
北九州市小倉南区	北九州市立高蔵市民センター	北九州市小倉南区上吉田三丁目1番1号
北九州市小倉南区	北九州市立企救丘市民センター	北九州市小倉南区徳力四丁目17番5号
北九州市小倉南区	北九州市立朽網市民センター	北九州市小倉南区朽網西三丁目6番39号
北九州市小倉南区	北九州市立徳力市民センター	北九州市小倉南区南方二丁目5番37号

北九州市小倉南区	北九州市立城野市民センター	北九州市小倉南区富士見三丁目1番3号
北九州市小倉南区	北九州市立曾根東市民センター	北九州市小倉南区下曾根四丁目22番3号
北九州市小倉南区	北九州市立沼市民センター	北九州市小倉南区沼緑町四丁目28番1号
北九州市小倉南区	北九州市立東谷市民センター	北九州市小倉南区大字木下704番地の1
北九州市小倉南区	北九州市立守恒市民センター	北九州市小倉南区守恒二丁目8番36号
北九州市小倉南区	北九州市立湯川市民センター	北九州市小倉南区湯川一丁目8番33号
北九州市小倉南区	北九州市立横代市民センター	北九州市小倉南区横代東町四丁目13番1号
北九州市小倉南区	北九州市立吉田市民センター	北九州市小倉南区中吉田六丁目27番5号
北九州市小倉南区	北九州市立両谷市民センター	北九州市小倉南区徳吉南一丁目6番10号
北九州市小倉南区	北九州市立志井市民センター	北九州市小倉南区大字志井279番地
北九州市小倉南区	北九州市立広徳市民センター	北九州市小倉南区徳力六丁目3番2号
北九州市小倉南区	北九州市立小倉南生涯学習センター	北九州市小倉南区若園五丁目1番5号
北九州市若松区	北九州市立若松体育館	北九州市若松区古前一丁目1番1号
北九州市若松区	北九州市立深町市民センター	北九州市若松区深町一丁目2番12号
北九州市若松区	北九州市立赤崎市民センター	北九州市若松区西小石町8番2号
北九州市若松区	北九州市立藤ノ木市民センター	北九州市若松区赤島町20番13号
北九州市若松区	北九州市立若松中央市民センター	北九州市若松区浜町一丁目1番2号
北九州市若松区	北九州市立二島市民センター	北九州市若松区東二島二丁目7番3号
北九州市若松区	北九州市立青葉市民センター	北九州市若松区青葉台西一丁目14番1号
北九州市若松区	北九州市立修多羅市民センター	北九州市若松区白山一丁目9番13号
北九州市若松区	北九州市立若松生涯学習センター	北九州市若松区本町三丁目13番1号
北九州市若松区	北九州市立古前市民センター	北九州市若松区古前一丁目28番23号

北九州市若松区	北九州市立高須市民センター	北九州市若松区高須北一丁目1番2号
北九州市若松区	北九州市立島郷市民センター	北九州市若松区鴨生田二丁目1番1号
北九州市若松区	北九州市立ひびきの市民センター	北九州市若松区ひびきの北8番28号
北九州市八幡東区	レインボープラザ	北九州市八幡東区中央二丁目1番1号
北九州市八幡東区	北九州市立槻田市民センター	北九州市八幡東区松尾町19番1号
北九州市八幡東区	北九州市立枝光南市民センター	北九州市八幡東区中央三丁目9番5号
北九州市八幡東区	北九州市立前田市民センター	北九州市八幡東区祇園一丁目5番1号
北九州市八幡東区	北九州市立高槻市民センター	北九州市八幡東区中畑二丁目5番2号
北九州市八幡東区	北九州市立大蔵市民センター	北九州市八幡東区大蔵二丁目1番40号
北九州市八幡東区	北九州市立祝町市民センター	北九州市八幡東区宮の町二丁目2番10号
北九州市八幡東区	北九州市立枝光市民センター	北九州市八幡東区日の出一丁目5番11号
北九州市八幡東区	北九州市立枝光北市民センター	北九州市八幡東区枝光二丁目8番5号
北九州市八幡東区	北九州市立尾倉市民センター	北九州市八幡東区尾倉一丁目15番2号
北九州市八幡東区	北九州市立陣山市民センター	北九州市八幡東区桃園三丁目1番1号
北九州市八幡東区	北九州市立高見市民センター	北九州市八幡東区高見二丁目8番20号
北九州市八幡東区	北九州市立平野市民センター	北九州市八幡東区桃園四丁目1番1号
北九州市八幡東区	北九州市立八幡大谷市民センター	北九州市八幡東区中央二丁目1番1号
北九州市八幡東区	北九州市立尾倉市民センター天神市民サブセンター	北九州市八幡東区天神町4番24号
北九州市八幡東区	北九州市立八幡東生涯学習センター	北九州市八幡東区平野一丁目1番1号
北九州市八幡東区	北九州市立八幡東生涯学習センター尾倉分館	北九州市八幡東区尾倉二丁目6番6号
北九州市八幡西区	北九州市立池田市民センター	北九州市八幡西区茶屋の原一丁目6番3号

北九州市八幡西区	北九州市立医生丘市民センター	北九州市八幡西区千代ヶ崎一丁目12番15号
北九州市八幡西区	北九州市立本城市民センター	北九州市八幡西区本城一丁目15番1号
北九州市八幡西区	北九州市立楠橋市民センター	北九州市八幡西区馬場山緑7番41号
北九州市八幡西区	北九州市立黒畑市民センター	北九州市八幡西区幸神三丁目4番3号
北九州市八幡西区	北九州市立引野市民センター	北九州市八幡西区別所町9番1号
北九州市八幡西区	北九州市立永犬丸市民センター	北九州市八幡西区美原町9番2号
北九州市八幡西区	北九州市立大原市民センター	北九州市八幡西区上上津役三丁目21番21号
北九州市八幡西区	北九州市立塔野市民センター	北九州市八幡西区塔野一丁目3番2号
北九州市八幡西区	北九州市立青山市民センター	北九州市八幡西区青山二丁目1番3号
北九州市八幡西区	北九州市立赤坂市民センター	北九州市八幡西区星和町28番26号
北九州市八幡西区	北九州市立浅川市民センター	北九州市八幡西区浅川日の峯二丁目1番10号
北九州市八幡西区	北九州市立竹末市民センター	北九州市八幡西区若葉一丁目7番1号
北九州市八幡西区	北九州市立長崎街道木屋瀬宿記念館	北九州市八幡西区木屋瀬三丁目16番26号
北九州市八幡西区	北九州市立折尾西市民センター	北九州市八幡西区日吉台一丁目22番20号
北九州市八幡西区	北九州市立熊西市民センター	北九州市八幡西区幸神四丁目3番1号
北九州市八幡西区	北九州市立鳴水市民センター	北九州市八幡西区東鳴水二丁目4番16号
北九州市八幡西区	北九州市立星ヶ丘市民センター	北九州市八幡西区大字笹田920番地の8
北九州市八幡西区	北九州市立永犬丸西市民センター	北九州市八幡西区永犬丸西町四丁目21番13号
北九州市八幡西区	北九州市立陣原市民センター	北九州市八幡西区陣原三丁目23番9-101号
北九州市八幡西区	北九州市立八幡西生涯学習センター折尾分館	北九州市八幡西区南鷹見町6番1号
北九州市八幡西区	北九州市立穴生市民センター	北九州市八幡西区鷹の巣三丁目3番1号

北九州市八幡西区	北九州市立折尾東市民センター	北九州市八幡西区光明二丁目2番50号
北九州市八幡西区	北九州市立香月市民センター	北九州市八幡西区香月中央一丁目7番1号
北九州市八幡西区	北九州市立黒崎市民センター	北九州市八幡西区藤田四丁目1番1号
北九州市八幡西区	北九州市立上津役市民センター	北九州市八幡西区上の原二丁目2番16号
北九州市八幡西区	北九州市立木屋瀬市民センター	北九州市八幡西区木屋瀬東一丁目12番1号
北九州市八幡西区	北九州市立千代市民センター	北九州市八幡西区千代二丁目27番1号
北九州市八幡西区	北九州市立筒井市民センター	北九州市八幡西区山寺町6番30号
北九州市八幡西区	北九州市立中尾市民センター	北九州市八幡西区三ヶ森四丁目6番1号
北九州市八幡西区	北九州市立則松市民センター	北九州市八幡西区則松二丁目9番1号
北九州市八幡西区	北九州市立光貞市民センター	北九州市八幡西区浅川学園台二丁目23番2号
北九州市八幡西区	北九州市立八見市民センター	北九州市八幡西区町上津役東一丁目17番1号
北九州市八幡西区	北九州市立八枝市民センター	北九州市八幡西区八枝三丁目8番1号
北九州市八幡西区	北九州市立八幡西生涯学習総合センター	北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号
北九州市八幡西区	北九州市立香月市民センター香月西部市民サブセンター	北九州市八幡西区高江三丁目6番20号
北九州市戸畑区	北九州市立大谷市民センター	北九州市戸畑区東大谷二丁目2番44号
北九州市戸畑区	北九州市立戸畑生涯学習センター	北九州市戸畑区中本町7番20号
北九州市戸畑区	北九州市立浅生市民センター	北九州市戸畑区浅生二丁目13番7号
北九州市戸畑区	北九州市立一枝市民センター	北九州市戸畑区一枝一丁目8番1号
北九州市戸畑区	北九州市立鞘ヶ谷市民センター	北九州市戸畑区西鞘ヶ谷町3番17号
北九州市戸畑区	北九州市立三六市民センター	北九州市戸畑区小芝三丁目12番2号
北九州市戸畑区	北九州市立天籟寺市民センター	北九州市戸畑区夜宮二丁目4番15号

北九州市戸畑区	北九州市立中原市民センター	北九州市戸畑区中原西三丁目2番1号
北九州市戸畑区	北九州市立西戸畑市民センター	北九州市戸畑区南鳥旗町3番17号
北九州市戸畑区	北九州市立東戸畑市民センター	北九州市戸畑区千防三丁目1番12号
北九州市戸畑区	北九州市立牧山市民センター	北九州市戸畑区牧山四丁目1番22号
北九州市戸畑区	北九州市立牧山東市民センター	北九州市戸畑区新川町3番25号
北九州市戸畑区	北九州市立沢見市民センター	北九州市戸畑区小芝二丁目1番4号
北九州市戸畑区	北九州市立福祉会館	北九州市戸畑区汐井町1番6号
福岡市東区	蒲田市営住宅集会所	福岡市東区蒲田一丁目14番
福岡市東区	福岡市立宮松会館	福岡市東区原田二丁目8番25号
福岡市東区	唐原市営住宅集会所	福岡市東区唐原二丁目22番
福岡市東区	八田第1市営住宅集会所	福岡市東区八田二丁目27番
福岡市東区	馬出人権のまちづくり館	福岡市東区馬出二丁目11番21号
福岡市東区	松崎県営住宅集会所	福岡市東区舞松原四丁目3番515号
福岡市東区	丸尾市営住宅集会所	福岡市東区唐原五丁目7番
福岡市東区	御幸町県営住宅集会所	福岡市東区千早六丁目8番13号
福岡市東区	米田市営住宅集会所	福岡市東区馬出六丁目16番
福岡市東区	東公園市営住宅集会所	福岡市東区馬出一丁目7番
福岡市東区	城浜市営住宅21棟集会所	福岡市東区城浜団地21番
福岡市東区	城浜市営住宅38棟集会所	福岡市東区城浜団地38番
福岡市東区	城浜市営住宅42棟集会所	福岡市東区城浜団地42番
福岡市東区	城浜市営住宅48棟集会所	福岡市東区城浜団地48番
福岡市東区	城浜市営住宅57棟集会所	福岡市東区城浜団地57番
福岡市東区	城浜7棟県営住宅集会所	福岡市東区城浜県営住宅7棟
福岡市東区	城浜10棟県営住宅集会所	福岡市東区城浜県営住宅10棟

福岡市東区	城浜12棟県営住宅集会所	福岡市東区城浜県営住宅12棟
福岡市東区	城浜県営住宅55棟集会所	福岡市東区城浜県営住宅55棟
福岡市東区	城浜市営住宅74棟集会所	福岡市東区城浜団地74番
福岡市東区	城浜市営住宅79棟集会所	福岡市東区城浜団地79番
福岡市東区	西戸崎市営住宅集会所	福岡市東区西戸崎二丁目5番
福岡市東区	御島崎市営住宅集会所	福岡市東区御島崎一丁目3番2号
福岡市東区	福岡市立箱崎会館	福岡市東区箱崎一丁目36番41号
福岡市東区	米田南市営住宅集会所	福岡市東区馬出六丁目3番
福岡市東区	香椎浜市営住宅3-4棟集会所	福岡市東区香椎浜二丁目3番
福岡市東区	香椎浜市営住宅3-2棟集会所	福岡市東区香椎浜二丁目3番
福岡市東区	千早北市営住宅1棟集会所	福岡市東区千早二丁目45番
福岡市東区	千早北市営住宅2棟集会所	福岡市東区千早二丁目34番
福岡市東区	福岡市立馬出会館	福岡市東区馬出五丁目34番14号
福岡市東区	香椎浜県営住宅集会所	福岡市東区香椎浜二丁目7番1号
福岡市東区	松崎浜市営住宅集会所	福岡市東区松崎二丁目11番
福岡市東区	原田市営住宅集会所	福岡市東区原田一丁目29番
福岡市東区	原田南市営住宅集会所	福岡市東区原田一丁目26番
福岡市東区	唐原東市営住宅集会所	福岡市東区唐原五丁目4番
福岡市東区	和白丘市営住宅集会所	福岡市東区和白丘一丁目6番
福岡市東区	香椎浜市営住宅3-7棟集会所	福岡市東区香椎浜二丁目3番
福岡市東区	若宮市営住宅集会所	福岡市東区若宮二丁目21番
福岡市東区	高須磨市営住宅集会所	福岡市東区箱崎七丁目15番
福岡市東区	塩浜市営住宅集会所	福岡市東区塩浜一丁目2番
福岡市東区	馬出東市営住宅集会所	福岡市東区馬出一丁目21番6号
福岡市東区	城浜市営住宅24棟集会所	福岡市東区城浜団地24番

福岡市東区	城浜市営住宅69棟集会所	福岡市東区城浜団地69番
福岡市東区	香椎浜市営住宅1-4棟集会所	福岡市東区香椎浜二丁目1番
福岡市東区	香椎浜市営住宅2-6棟集会所	福岡市東区香椎浜一丁目2番
福岡市東区	馬出市営住宅1棟集会所	福岡市東区馬出二丁目5番
福岡市東区	馬出市営住宅2棟集会所	福岡市東区馬出二丁目6番
福岡市東区	大岳市営住宅1棟集会所	福岡市東区大岳三丁目21番
福岡市東区	高美ヶ丘市営住宅集会所	福岡市東区高美台二丁目50番
福岡市東区	福岡市立東箱崎会館	福岡市東区箱崎七丁目3番4号
福岡市東区	青葉市営住宅集会所	福岡市東区青葉二丁目14番
福岡市東区	八田第2市営住宅第1集会所	福岡市東区八田四丁目2番
福岡市東区	福岡市立松島会館	福岡市東区松島一丁目10番17号
福岡市東区	福岡市営ニュー宮松住宅集会所	福岡市東区宮松三丁目19番
福岡市東区	福岡市営宮松第1住宅集会所	福岡市東区宮松三丁目19番地
福岡市東区	香椎浜市営住宅集会所	福岡市東区香椎浜一丁目8番
福岡市東区	下原市営住宅集会所	福岡市東区下原五丁目73番地
福岡市東区	市営宮松第2住宅集会所	福岡市東区宮松三丁目19番51号
福岡市東区	市営松崎住宅集会所	福岡市東区若宮五丁目21番
福岡市東区	福岡市和白地域交流センター	福岡市東区和白丘一丁目22番27号
福岡市東区	市営八田第2住宅集会所	福岡市東区八田四丁目3番
福岡市東区	市営八田第2住宅集会所	福岡市東区八田四丁目8番
福岡市東区	市営多の津住宅集会所	福岡市東区多の津五丁目4番
福岡市東区	市立津屋集会所	福岡市東区多の津五丁目42番5号
福岡市東区	市営宮松三丁目住宅集会所	福岡市東区宮松三丁目21番
福岡市東区	市営宮松二丁目住宅集会所	福岡市東区宮松二丁目4番
福岡市東区	市営城浜住宅二七棟集会所	福岡市東区城浜団地27番

福岡市東区	福岡市立東市民センター	福岡市東区千早四丁目21番45号
福岡市東区	市営箱崎ふ頭住宅集会所	福岡市東区箱崎ふ頭三丁目9番
福岡市博多区	堅粕人権のまちづくり館	福岡市博多区堅粕一丁目23番1号
福岡市博多区	堅粕団地人権のまちづくり館	福岡市博多区吉塚八丁目6番16号
福岡市博多区	上牟田県営住宅集会所	福岡市博多区上牟田三丁目2番1号
福岡市博多区	千代人権のまちづくり館	福岡市博多区千代三丁目49番13号
福岡市博多区	千代市営住宅集会所	福岡市博多区千代五丁目12番
福岡市博多区	月隈市営住宅第2集会所	福岡市博多区東月隈四丁目3番
福岡市博多区	月隈県営住宅集会所	福岡市博多区浦田一丁目4番
福岡市博多区	福岡市立月隈会館	福岡市博多区月隈六丁目23番17号
福岡市博多区	東領県営住宅集会所	福岡市博多区博多駅前四丁目22番
福岡市博多区	福岡市立席田会館	福岡市博多区東平尾二丁目20番1号
福岡市博多区	大井市営住宅集会所	福岡市博多区大井二丁目11番
福岡市博多区	板付県営住宅集会所	福岡市博多区板付三丁目19番
福岡市博多区	板付南市営住宅5棟前集会所	福岡市博多区板付七丁目1-1
福岡市博多区	板付南市営住宅3棟横集会所	福岡市博多区板付四丁目13-1
福岡市博多区	月隈東市営住宅集会所	福岡市博多区東月隈四丁目15番
福岡市博多区	福岡市立東吉塚会館	福岡市博多区吉塚本町10番24号
福岡市博多区	板付市営住宅7・8棟集会所	福岡市博多区板付三丁目9番
福岡市博多区	板付市営住宅13棟集会所	福岡市博多区板付三丁目13番
福岡市博多区	美和市営住宅集会所	福岡市博多区千代五丁目5番
福岡市博多区	博多千代市営住宅1棟集会所	福岡市博多区千代三丁目35番
福岡市博多区	博多千代市営住宅2棟集会所	福岡市博多区千代三丁目51番
福岡市博多区	福岡市立吉塚会館	福岡市博多区吉塚五丁目15番3号
福岡市博多区	福岡市立板付会館	福岡市博多区麦野一丁目1番5号

福岡市博多区	福岡市立那珂南会館	福岡市博多区光丘町一丁目2番1号
福岡市博多区	吉塚市営住宅集会所	福岡市博多区吉塚七丁目7番
福岡市博多区	福岡市立東光会館	福岡市博多区東光二丁目20番10号
福岡市博多区	福岡市立東月隈会館	福岡市博多区浦田一丁目20番1号
福岡市博多区	千代田市営住宅集会所	福岡市博多区千代三丁目45番
福岡市博多区	東比恵市営住宅集会所	福岡市博多区東比恵四丁目8番
福岡市博多区	那珂東市営住宅集会所	福岡市博多区那珂四丁目17番
福岡市博多区	新和町市営住宅集会所	福岡市博多区新和町一丁目9番
福岡市博多区	ニュー堅粕市営住宅5・6棟集会所	福岡市博多区堅粕一丁目1番
福岡市博多区	板付北会館	福岡市博多区板付二丁目13-25
福岡市博多区	那珂会館	福岡市博多区東那珂一丁目13番9号
福岡市博多区	板付県営住宅第7集会所	福岡市博多区板付三丁目21番
福岡市博多区	那珂第1市営住宅集会所	福岡市博多区那珂三丁目19番
福岡市博多区	三筑会館	福岡市博多区諸岡六丁目31-31
福岡市博多区	小林町第1市営住宅集会所	福岡市博多区博多駅南四丁目25番
福岡市博多区	那珂南市営住宅2棟集会所	福岡市博多区那珂四丁目25番
福岡市博多区	那珂南市営住宅1棟集会所	福岡市博多区那珂四丁目25番
福岡市博多区	千代東市営住宅集会所	福岡市博多区千代五丁目6番
福岡市博多区	新博多市営住宅集会所	福岡市博多区千代三丁目18番
福岡市博多区	東浜市営住宅集会所	福岡市博多区千代六丁目5番
福岡市博多区	ニュー堅粕市営住宅7棟集会所	福岡市博多区堅粕二丁目20番
福岡市博多区	ニュー堅粕市営住宅8棟集会所	福岡市博多区堅粕二丁目20番
福岡市博多区	ニュー堅粕市営住宅9棟集会所	福岡市博多区堅粕三丁目8番
福岡市博多区	六高人権のまちづくり館	福岡市博多区吉塚七丁目10番8号



福岡市博多区	千代一丁目市営住宅集会所	福岡市博多区千代一丁目26番1号
福岡市博多区	福岡市立弥生会館	福岡市博多区諸岡一丁目18番11号
福岡市博多区	吉塚一丁目市営住宅集会所	福岡市博多区吉塚一丁目2番
福岡市博多区	福岡市営諸岡住宅集会所	福岡市博多区諸岡五丁目16番
福岡市博多区	市営月隈住宅集会所	福岡市博多区東月隈四丁目6番
福岡市博多区	市営新和町一丁目住宅集会所	福岡市博多区新和町一丁目2番
福岡市博多区	市営小林町第2住宅集会所	福岡市博多区博多駅南四丁目10番
福岡市博多区	市営千代大学通住宅集会所	福岡市博多区千代三丁目6番
福岡市博多区	福岡市博多南地域交流センター	福岡市博多区南本町二丁目3番1号
福岡市博多区	吉塚西市営住宅集会所	福岡市博多区吉塚一丁目8番
福岡市博多区	市営月隈住宅集会所	福岡市博多区東月隈四丁目5番
福岡市博多区	市立大井集会所	福岡市博多区大井二丁目10番15号
福岡市博多区	市立下月隈旭集会所	福岡市博多区月隈三丁目42番12号
福岡市博多区	市立隅田集会所	福岡市博多区西月隈五丁目15番19号
福岡市博多区	福岡市営六高住宅集会所	福岡市博多区吉塚七丁目10番
福岡市博多区	市営千代パピヨン住宅集会所	福岡市博多区千代一丁目1番
福岡市博多区	市営大博りパーサイド住宅集会所	福岡市博多区大博町10番
福岡市博多区	市営吉塚八丁目住宅集会所	福岡市博多区吉塚八丁目6番
福岡市博多区	市営西春町住宅集会所	福岡市博多区西春町一丁目1番
福岡市博多区	福岡市立博多市民センター	福岡市博多区山王一丁目13番10号
福岡市中央区	伊崎浦市営住宅集会所	福岡市中央区伊崎12番
福岡市中央区	地行市営住宅4棟集会所	福岡市中央区地行三丁目26番
福岡市中央区	地行市営住宅3棟集会所	福岡市中央区地行三丁目15番
福岡市中央区	福浜市営住宅2棟集会所	福岡市中央区福浜一丁目5番
福岡市中央区	福浜市営住宅4棟集会所	福岡市中央区福浜二丁目6番2号

福岡市中央区	福浜市営住宅12棟集会所	福岡市中央区福浜一丁目1番12号
福岡市中央区	福浜市営住宅15棟集会所	福岡市中央区福浜一丁目1番15号
福岡市中央区	鳥飼県営住宅集会所	福岡市中央区鳥飼二丁目8番
福岡市中央区	福浜市営住宅9棟横集会所	福岡市中央区福浜一丁目1番
福岡市中央区	福浜市営住宅10棟横集会所	福岡市中央区福浜一丁目1番
福岡市中央区	平和三丁目市営住宅集会所	福岡市中央区平和三丁目13番
福岡市中央区	健康づくりサポートセンターホール	福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号
福岡市中央区	健康づくりサポートセンター講堂	福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号
福岡市中央区	福岡市市民福祉プラザホール	福岡市中央区荒戸三丁目3番39号
福岡市中央区	梅光園市営住宅集会所	福岡市中央区梅光園二丁目13番
福岡市中央区	福岡市営天神五丁目住宅集会所	福岡市中央区天神五丁目1番
福岡市中央区	福岡市立中央市民センター	福岡市中央区赤坂二丁目5番8号
福岡市南区	上警固市営住宅集会所	福岡市南区警弥郷二丁目23番
福岡市南区	警弥郷市営住宅集会所	福岡市南区警弥郷二丁目2番
福岡市南区	上高宮市営住宅集会所	福岡市南区市崎二丁目5番
福岡市南区	野多目市営住宅集会所	福岡市南区向新町二丁目29番
福岡市南区	旭ヶ丘県営住宅集会所	福岡市南区若久一丁目4番
福岡市南区	弥永市営住宅71棟集会所	福岡市南区弥永団地71番
福岡市南区	老司県営住宅集会所	福岡市南区老司一丁目26番
福岡市南区	老司市営住宅集会所	福岡市南区老司三丁目43番
福岡市南区	奥牟田市営住宅集会所	福岡市南区長丘三丁目16番
福岡市南区	屋形原南市営住宅集会所	福岡市南区老司三丁目16番
福岡市南区	市営野多目一丁目住宅集会所	福岡市南区野多目一丁目2番
福岡市南区	弥永市営住宅2区集会所	福岡市南区弥永団地33番

福岡市南区	市営弥永住宅3区集会所	福岡市南区弥永団地13番
福岡市南区	桧原市営住宅集会所	福岡市南区西長住三丁目37番
福岡市南区	屋形原市営住宅集会所	福岡市南区屋形原三丁目43番
福岡市南区	福岡市男女共同参画推進センター	福岡市南区高宮三丁目3番1号
福岡市南区	市立仲の原集会所	福岡市南区花畑二丁目22番24号
福岡市南区	市立老司集会所	福岡市南区老司二丁目23番63号
福岡市南区	市立鶴田集会所	福岡市南区鶴田三丁目2番22号
福岡市南区	柳瀬市営住宅集会所	福岡市南区柳瀬一丁目14番
福岡市南区	福岡市立南市民センター	福岡市南区塩原二丁目8番2号
福岡市南区	市営弥永住宅1区集会所	福岡市南区弥永団地3番
福岡市城南区	中浜町市営住宅29棟前集会所	福岡市城南区鳥飼七丁目29番
福岡市城南区	中浜町市営住宅33棟集会所	福岡市城南区鳥飼七丁目33番
福岡市城南区	梅林第1市営住宅集会所	福岡市城南区梅林五丁目42番
福岡市城南区	梅林第2市営住宅集会所	福岡市城南区梅林五丁目19番
福岡市城南区	長尾市営住宅集会所	福岡市城南区樋井川四丁目16番22号
福岡市城南区	中浜町市営住宅34棟北側集会所	福岡市城南区鳥飼七丁目34番
福岡市城南区	片江市営住宅2棟集会所	福岡市城南区神松寺三丁目10番
福岡市城南区	片江市営住宅3棟集会所	福岡市城南区片江四丁目3番
福岡市城南区	市営長尾三丁目住宅集会所	福岡市城南区長尾三丁目11番
福岡市城南区	市立樋井川一丁目集会所	福岡市城南区樋井川一丁目1番14号
福岡市城南区	市立長尾五丁目集会所	福岡市城南区長尾五丁目17番1号
福岡市城南区	市立七隈集会所	福岡市城南区七隈七丁目3番2号
福岡市城南区	福岡市立城南市民センター	福岡市城南区片江五丁目3番25号
福岡市早良区	有田旭町市営住宅集会所	福岡市早良区有田四丁目10番
福岡市早良区	新有田市営住宅集会所	福岡市早良区有田一丁目17番

福岡市早良区	田隈人権のまちづくり館	福岡市早良区野芥二丁目26番13号
福岡市早良区	野芥市営住宅集会所	福岡市早良区野芥四丁目31番
福岡市早良区	原市営住宅集会所	福岡市早良区原五丁目7番
福岡市早良区	市営賀茂北住宅集会所	福岡市早良区賀茂二丁目42番
福岡市早良区	谷人権のまちづくり館	福岡市早良区脇山二丁目11番1号
福岡市早良区	内野人権のまちづくり館	福岡市早良区内野二丁目3番14号
福岡市早良区	有田市営住宅10棟横集会所	福岡市早良区有田団地10番
福岡市早良区	次郎丸市営住宅集会所	福岡市早良区次郎丸三丁目30番
福岡市早良区	田村市営住宅第1棟集会所	福岡市早良区田村三丁目31番
福岡市早良区	田村市営住宅9棟前集会所	福岡市早良区田村四丁目5番
福岡市早良区	田村市営住宅13棟前集会所	福岡市早良区田村四丁目2番
福岡市早良区	福岡県立福岡勤労青少年文化センター	福岡市早良区百道二丁目3番15号
福岡市早良区	有田市営住宅5棟集会所	福岡市早良区有田団地5番
福岡市早良区	田村市営住宅16棟集会所	福岡市早良区田村四丁目16番
福岡市早良区	田村市営住宅30棟集会所	福岡市早良区田村四丁目12番30号
福岡市早良区	田村市営住宅50棟集会所	福岡市早良区田村四丁目9番50号
福岡市早良区	福岡市営小田部住宅集会所	福岡市早良区小田部三丁目26番2号
福岡市早良区	福岡市営四箇住宅集会所	福岡市早良区四箇一丁目20番1号
福岡市早良区	福岡市営内野第1旭ヶ丘住宅集会所	福岡市早良区内野一丁目23番地
福岡市早良区	福岡市営内野第2旭ヶ丘住宅集会所	福岡市早良区内野三丁目4番地
福岡市早良区	市営田村四丁目住宅61棟62棟集会所	福岡市早良区田村四丁目11番
福岡市早良区	市営田村四丁目住宅63棟集会所	福岡市早良区田村四丁目4番
福岡市早良区	市立免集会所	福岡市早良区賀茂一丁目17番14号
福岡市早良区	市立大藪集会所	福岡市早良区賀茂二丁目9番6号

福岡市早良区	市立竹の花集会所	福岡市早良区干隈六丁目18番1号
福岡市早良区	市立西脇集会所	福岡市早良区野芥二丁目37番5号
福岡市早良区	市立土井集会所	福岡市早良区野芥七丁目36番36号
福岡市早良区	市立西入部集会所	福岡市早良区西入部二丁目4番3号
福岡市早良区	市立内野集会所	福岡市早良区早良六丁目14番70号
福岡市早良区	市立原南集会所	福岡市早良区原八丁目19番22号
福岡市早良区	市立原集会所	福岡市早良区原四丁目9番11号
福岡市早良区	市立南庄集会所	福岡市早良区南庄三丁目29番16号
福岡市早良区	市営早良五丁目住宅集会所	福岡市早良区早良五丁目13番
福岡市早良区	市営田隈一丁目東住宅集会所	福岡市早良区田隈一丁目19番
福岡市早良区	福岡市立早良市民センター	福岡市早良区百道二丁目2番1号
福岡市早良区	福岡市早良南地域交流センター	福岡市早良区四箇田団地9番1号
福岡市西区	石丸市営住宅集会所	福岡市西区石丸一丁目29番
福岡市西区	名柄市営住宅集会所	福岡市西区姪の浜二丁目21番
福岡市西区	今宿市営住宅集会所	福岡市西区今宿一丁目26番
福岡市西区	福重市営住宅第1集会所	福岡市西区福重団地1番
福岡市西区	下山門市営住宅9棟集会所	福岡市西区下山門団地9番
福岡市西区	下山門市営住宅12棟集会所	福岡市西区下山門団地12番
福岡市西区	下山門市営住宅15棟集会所	福岡市西区下山門団地15番
福岡市西区	下山門市営住宅22棟集会所	福岡市西区下山門団地22番
福岡市西区	下山門市営住宅24棟集会所	福岡市西区下山門団地24番
福岡市西区	下山門市営住宅29棟集会所	福岡市西区下山門団地29番
福岡市西区	下山門市営住宅33棟集会所	福岡市西区下山門団地33番
福岡市西区	下山門市営住宅40棟集会所	福岡市西区下山門団地40番
福岡市西区	下山門市営住宅47棟集会所	福岡市西区下山門団地47番

福岡市西区	城ノ原人權のまちづくり館	福岡市西区上山門二丁目25番50号
福岡市西区	城の原市営住宅27棟集会所	福岡市西区域の原団地27番
福岡市西区	城の原市営住宅31棟集会所	福岡市西区域の原団地31番
福岡市西区	戸切人權のまちづくり館	福岡市西区戸切三丁目17番33号
福岡市西区	壱岐県営住宅5棟集会所	福岡市西区壱岐団地5番
福岡市西区	壱岐県営住宅18棟集会所	福岡市西区壱岐団地18番
福岡市西区	壱岐市営住宅34棟集会所	福岡市西区壱岐団地34番
福岡市西区	壱岐市営住宅43棟集会所	福岡市西区壱岐団地43番
福岡市西区	壱岐市営住宅58棟集会所	福岡市西区壱岐団地58番
福岡市西区	野方西市営住宅集会所	福岡市西区野方六丁目23番
福岡市西区	福重市営住宅第2集会所	福岡市西区福重団地4番
福岡市西区	立石市営住宅集会所	福岡市西区生の松原二丁目4番
福岡市西区	戸切北市営住宅集会所	福岡市西区戸切二丁目15番
福岡市西区	姪浜北市営住宅1棟集会所	福岡市西区小戸一丁目35番
福岡市西区	拾六町市営住宅集会所	福岡市西区拾六町団地4番
福岡市西区	福重北市営住宅集会所	福岡市西区福重五丁目8番
福岡市西区	今宿青木市営住宅集会所	福岡市西区今宿青木514番地
福岡市西区	上山門市営住宅集会所	福岡市西区上山門一丁目15番
福岡市西区	福重市営住宅第3集会所	福岡市西区福重団地8番
福岡市西区	下山門市営住宅36棟集会所	福岡市西区下山門団地36番
福岡市西区	姪浜北市営住宅7棟集会所	福岡市西区小戸一丁目35番
福岡市西区	壱岐市営住宅64棟集会所	福岡市西区壱岐団地64番
福岡市西区	市営下山門住宅1区集会所	福岡市西区下山門団地71番
福岡市西区	市営拾六町住宅西の2集会所	福岡市西区拾六町団地4番
福岡市西区	市営内浜二丁目住宅集会所	福岡市西区内浜二丁目36番6号

福岡市西区	市営女原住宅集会所	福岡市西区大字女原482番地の1
福岡市西区	市立福重集会所	福岡市西区福重三丁目24番10号
福岡市西区	市立戸切集会所	福岡市西区戸切三丁目27番31号
福岡市西区	市立道隈集会所	福岡市西区野方二丁目13番18号
福岡市西区	市立都町集会所	福岡市西区内浜二丁目25番6号
福岡市西区	市立春添集会所	福岡市西区下山門一丁目4番10号
福岡市西区	市立城の原集会所	福岡市西区上山門二丁目9番8号
福岡市西区	市立小松原集会所	福岡市西区生の松原二丁目7番21号
福岡市西区	市立女原集会所	福岡市西区大字女原58番4
福岡市西区	市立千里集会所	福岡市西区大字千里451番6
福岡市西区	福岡市西部地域交流センター多目的ホール	福岡市西区西都二丁目1番1号
福岡市西区	福岡市西部地域交流センター第1会議室	福岡市西区西都二丁目1番1号
福岡市西区	福岡市西部地域交流センター第2会議室	福岡市西区西都二丁目1番1号
福岡市西区	市営下山門住宅7区集会所	福岡市西区下山門団地7番
福岡市西区	福岡市立西市民センター	福岡市西区内浜一丁目4番39号
福岡市西区	市営壱岐住宅56棟集会所	福岡市西区壱岐団地56番
福岡市西区	市営下山門住宅5区集会所	福岡市西区下山門団地45番
大牟田市	大牟田市労働福祉会館	大牟田市笹林町一丁目1番地
久留米市	小森野校区コミュニティセンター	久留米市小森野六丁目3-46
久留米市	コミュニティセンター高良内会館	久留米市高良内町606-1
久留米市	御井校区コミュニティセンター	久留米市御井町1600-4
久留米市	東国分校区コミュニティセンター	久留米市国分町462番地9
久留米市	南校区コミュニティセンター	久留米市南一丁目2-41
久留米市	西国分校区コミュニティセンター	久留米市諏訪野町1562の1

久留米市	荘島校区コミュニティセンター	久留米市荘島町376-1
久留米市	南薫校区コミュニティセンター	久留米市通外町58
久留米市	京町校区コミュニティセンター	久留米市大石町272-5
久留米市	篠山コミュニティセンター	久留米市城南町22-28
久留米市	荒木校区コミュニティセンター	久留米市荒木町荒木1486
久留米市	大善寺校区コミュニティセンター	久留米市大善寺町宮本1443-2
久留米市	コミュニティセンター上津校区会館	久留米市上津町2201の1
久留米市	大橋校区コミュニティセンター	久留米市大橋町合楽314番地の1
久留米市	長門石コミュニティセンター	久留米市長門石一丁目1番47号
久留米市	合川校区コミュニティセンター	久留米市合川町354番地の1
久留米市	山川校区コミュニティセンター	久留米市山川追分二丁目10-16
久留米市	宮ノ陣校区コミュニティセンター	久留米市宮ノ陣町大杜475-1
久留米市	山本校区コミュニティセンター	久留米市山本町耳納79番地の2
久留米市	草野校区コミュニティセンター	久留米市草野町矢作506-1
久留米市	青峰校区コミュニティセンター	久留米市青峰二丁目25番地12号
久留米市	津福校区コミュニティセンター	久留米市津福今町472番地の31
久留米市	久留米共同福祉施設文化センター共同ホール	久留米市野中町959番地
久留米市	石橋文化センター文化ホール	久留米市野中町1015番地
久留米市	石橋文化センター小ホール	久留米市野中町1015番地
久留米市	善導寺コミュニティセンター	久留米市善導寺町飯田424-1
久留米市	筑邦市民センター多目的棟	久留米市大善寺町宮本165番地の6
久留米市	耳納市民センター多目的棟	久留米市善導寺町飯田202番地の1
久留米市	金島ふれあい交流センター	久留米市北野町八重亀139番地
久留米市	弓削コスモス館	久留米市北野町高良1706番地1

久留米市	久留米市城島体育館	久留米市城島町檜津1468番地
久留米市	大城ますかげセンター	久留米市北野町大城83番地
久留米市	船越校区コミュニティセンター	久留米市田主丸町船越175番地4
久留米市	柴刈校区コミュニティセンター	久留米市田主丸町八幡940-2
久留米市	川会校区コミュニティセンター	久留米市田主丸町以真恵267-11
久留米市	竹野校区コミュニティセンター	久留米市田主丸町竹野2134番地1
久留米市	水縄校区コミュニティセンター	久留米市田主丸町石垣913番地15
久留米市	金丸校区コミュニティセンター	久留米市原古賀町28-2
久留米市	安武校区コミュニティセンター	久留米市安武町武島808
久留米市	鳥飼校区コミュニティセンター	久留米市梅満町1223-1
久留米市	日吉校区コミュニティセンター	久留米市日吉町83
久留米市	犬塚校区コミュニティセンター	久留米市三瀧町玉満2922番地2
久留米市	三瀧校区コミュニティセンター	久留米市三瀧町高三瀧546番地8
久留米市	西牟田校区コミュニティセンター	久留米市三瀧町西牟田4412番地1
久留米市	水分校区コミュニティセンター	久留米市田主丸町常磐988-5
久留米市	田主丸保健センター	久留米市田主丸町田主丸459-11
久留米市	田主丸生涯学習センター	久留米市田主丸町田主丸770-1
久留米市	北野生涯学習センター	久留米市北野町中273-1
久留米市	三瀧生涯学習センター	久留米市三瀧町玉満2949-1
久留米市	浮島校区コミュニティセンター	久留米市城島町浮島388
久留米市	下田校区コミュニティセンター	久留米市城島町下田293-3
久留米市	城島校区コミュニティセンター	久留米市城島町檜津743番地2
久留米市	青木校区コミュニティセンター	久留米市城島町上青木750
久留米市	江上校区コミュニティセンター	久留米市城島町江上312番地3
直方市	直方市赤地生活館	直方市大字赤地16番地3

直方市	直方市感田生活館	直方市大字感田2194番地1
直方市	直方市下境生活館	直方市大字下境3825番地1
直方市	直方市山部第二集会所	直方市大字山部1405番地
直方市	直方市下新入集会所	直方市大字下新入566番地3
直方市	直方市下境第一集会所	直方市大字下境3234番地
直方市	直方市下境第二集会所	直方市大字下境3910番地3
直方市	直方市上頓野集会所	直方市大字上頓野4846番地3
直方市	直方市植木集会所	直方市大字植木2107番地2
直方市	直方市知古集会所	直方市大字知古1281番地9
直方市	直方市山部教育集会所	直方市大字山部911番地4
直方市	直方市植木教育集会所	直方市大字植木171番地17
直方市	直方市体育館	直方市大字直方674番地25
直方市	直方市中泉第二集会所	直方市大字中泉1120番地
直方市	直方市赤地集会所	直方市大字赤地61番地1
直方市	直方市下新入教育集会所	直方市大字下新入507番地6
直方市	直方市下境第四集会所	直方市大字下境4078番地6
直方市	直方市下境第三集会所	直方市大字下境3910番地28
直方市	直方市中泉第三集会所	直方市大字中泉1264番地15
直方市	直方市中泉第二教育集会所	直方市大字中泉1028番地6
直方市	直方市感田第一集会所	直方市大字感田1472番地4
直方市	直方市感田第二集会所	直方市大字感田2167番地2
直方市	直方市中泉第一教育集会所	直方市大字中泉1018番地45
直方市	直方市下境教育集会所	直方市大字下境3910番地401
飯塚市	飯塚市立岩人権啓発センター	飯塚市立岩1738番地2
飯塚市	飯塚市伊岐須会館	飯塚市伊岐須869番地1

飯塚市	飯塚市穂波福祉総合センター	飯塚市枝国402番地100
柳川市	柳川市柳川農村環境改善センター	柳川市下宮永町132番地 1
柳川市	柳川市就業改善センター	柳川市久々原126番地 3
柳川市	柳川市蒲池農村環境改善センター	柳川市矢加部251番地 3
柳川市	柳川総合保健福祉センター水の郷	柳川市上宮永町 6 番地 3
柳川市	柳川むつごろうランド	柳川市橋本町389番地
柳川市	柳川あめんぼセンター	柳川市一新町 3 番地 1
柳川市	柳川市大和漁村センター	柳川市大和町中島385番地
八女市	八女市隣保館	八女市川犬1519番地 2
八女市	八女市農業活性化センター	八女市上陽町北川内461番地 1
八女市	八女市研修センター	八女市上陽町上横山4906番地 1
八女市	八女市黒木体育センター	八女市黒木町今2318-11
八女市	八女市豊岡コミュニティセンター	八女市黒木町本分1590-2
八女市	八女市串毛コミュニティセンター	八女市黒木町土窪1419-1
八女市	八女市笠原集会所	八女市黒木町笠原7552-1
八女市	八女市大淵基幹集落センター	八女市黒木町大淵2691-1
八女市	八女市木屋農村環境改善センター	八女市黒木町北木屋2351
八女市	八女市黒木開発センター	八女市黒木町桑原212
八女市	八女市黒木体育館	八女市黒木町桑原212-1
八女市	八女市立花体育館	八女市立花町谷川1130
八女市	八女市働く女性の家	八女市立花町谷川1111
八女市	八女市立花隣保館	八女市立花町山崎2522-1
八女市	八女市星野総合保健福祉センター	八女市星野村10775-14
八女市	八女市上郷地域交流センター	八女市星野村15880番地 1
八女市	八女市木屋体育館	八女市黒木町木屋2422番地

八女市	八女市笠原体育館	八女市黒木町笠原4341番地 1
八女市	八女市大淵体験交流施設	八女市黒木町大淵3998番地
八女市	八女市白木体育館	八女市立花町白木1545番地 1
八女市	八女市上辺春体育館	八女市立花町上辺春1080番地
八女市	八女市下辺春体育館	八女市立花町下辺春1312番地 1
八女市	八女市白木コミュニティセンター	八女市立花町白木5583番地 1
八女市	八女市北山コミュニティセンター	八女市立花町北山2692番地 1
八女市	八女市辺春コミュニティセンター	八女市立花町上辺春393番地 1
八女市	八女市黒木地域交流センター	八女市黒木町桑原207番地
八女市	八女市立花総合保健福祉センター	八女市立花町谷川1156番地
八女市	八女市立花活性化センター	八女市立花町下辺春331番地
八女市	八女市矢部体育館	八女市矢部村北矢部鬼塚（河川敷）
八女市	八女市椋谷地域交流センター	八女市星野村5475番地 2
筑後市	筑後市立一条福祉館	筑後市大字一条654番地 1
筑後市	筑後市北部交流センター（チクロス）	筑後市大字蔵数515番地 1
筑後市	福岡県広域公園体育館	筑後市大字津島831番地 1
大川市	大川コミュニティセンター	大川市大字向島1840番地の 2
大川市	三叉コミュニティセンター	大川市大字中古賀208番地の 1
大川市	木室コミュニティセンター	大川市大字中八院1465番地
大川市	田口コミュニティセンター	大川市大字三丸2066番地の 2
大川市	川口コミュニティセンター	大川市大字一木721番地
大川市	大野島コミュニティセンター	大川市大字大野島2812番地
大川市	大川市勤労者総合福祉センター	大川市大字小保614番地の 6
大川市	大川勤労青少年ホーム	大川市大字小保614番地の 6

行橋市	行橋市椿市地域交流センター	行橋市大字長尾518番地 2
行橋市	コスメイト行橋	行橋市中央一丁目 9 番 3 号
豊前市	豊前市多目的文化交流センター	豊前市大字八屋1776番地 2
中間市	中間市体育文化センター	中間市蓮花寺三丁目 1 番 5 号
小郡市	小郡地区コミュニティセンター	小郡市小郡296番地
小郡市	小郡市総合保健福祉センター	小郡市二森1167番地 1
小郡市	味坂校区コミュニティセンター	小郡市下西鯉坂253番地 1
小郡市	御原校区コミュニティセンター	小郡市稲吉437番地11
小郡市	立石校区コミュニティセンター	小郡市干潟2056番地 1
小郡市	三国校区コミュニティセンター	小郡市三沢4196番地 1
小郡市	東野校区コミュニティセンター	小郡市三沢83番地 1
小郡市	大原校区コミュニティセンター	小郡市大保1465番地 1
小郡市	小郡校区コミュニティセンター	小郡市寺福童859番地51
小郡市	のぞみが丘校区コミュニティセンター	小郡市希みが丘五丁目 2 番地17
筑紫野市	筑紫野市六反共同利用施設	筑紫野市塔原東一丁目 2 番20号
筑紫野市	筑紫野市杉塚共同利用施設	筑紫野市杉塚七丁目 7 番18号
筑紫野市	筑紫野市大坪共同利用施設	筑紫野市二日市西四丁目 8 番27号
筑紫野市	筑紫野市美咲隣保館	筑紫野市美咲 9 番地 3
筑紫野市	筑紫野市京町隣保館	筑紫野市二日市北三丁目 2 番 7 号
筑紫野市	筑紫野市岡田隣保館	筑紫野市岡田一丁目24番地 2
筑紫野市	筑紫野市永岡隣保館	筑紫野市永岡1439番地
筑紫野市	筑紫野市京町教育集会所・児童センター	筑紫野市二日市北四丁目 1 番 5 号
筑紫野市	筑紫野市勤労青少年ホーム	筑紫野市大字諸田169番地
筑紫野市	筑紫野市文化会館	筑紫野市上古賀一丁目 5 番 1 号

筑紫野市	筑紫野市美咲体育館	筑紫野市美咲 9 番地 3
筑紫野市	筑紫野市次田共同利用施設	筑紫野市二日市西一丁目 3 番 5 号
筑紫野市	筑紫野市鳥居共同利用施設	筑紫野市二日市西二丁目 4 番 3 号
筑紫野市	筑紫野市湯町共同利用施設	筑紫野市湯町二丁目 4 番13号
筑紫野市	筑紫野市中央・栄町・昭和共同利用施設	筑紫野市二日市中央三丁目 5 番 7 号
筑紫野市	筑紫野市紫共同利用施設	筑紫野市紫一丁目20番11号
筑紫野市	山家コミュニティセンター	筑紫野市大字山家2850番地 1
筑紫野市	山口コミュニティセンター	筑紫野市大字古賀196番地 1
筑紫野市	御笠コミュニティセンター	筑紫野市大字吉木2496番地 1
筑紫野市	二日市コミュニティセンター	筑紫野市二日市中央五丁目 5 番18号
筑紫野市	筑紫野市総合保健福祉センター「カミーリヤ」	筑紫野市岡田三丁目11番地 1
筑紫野市	筑紫野市生涯学習センター	筑紫野市二日市南一丁目 9 番 3 号
筑紫野市	筑紫南コミュニティセンター	筑紫野市原田四丁目16番地 6
筑紫野市	筑紫コミュニティセンター	筑紫野市大字筑紫634番地 7
筑紫野市	二日市東コミュニティセンター	筑紫野市石崎一丁目 1 番 7 号
春日市	春日市ふれあい文化センター	春日市大谷六丁目24番地
春日市	春日市泉地区公民館	春日市泉二丁目 4 番地
春日市	春日市上白水地区公民館	春日市上白水六丁目77番地
春日市	春日市惣利地区公民館	春日市惣利三丁目133番地 1
春日市	春日市桜ヶ丘地区公民館	春日市桜ヶ丘七丁目 1 番地 2
春日市	春日市須玖南地区公民館	春日市須玖南四丁目128番地
春日市	春日市松ヶ丘地区公民館	春日市松ヶ丘五丁目35番地
春日市	春日市白水ヶ丘地区公民館	春日市白水ヶ丘三丁目46番地
春日市	春日市サン・ビオ地区公民館	春日市大和町五丁目 1 番地 4

春日市	春日市春日原共同利用施設	春日市春日原南町四丁目37番地84
春日市	春日市千歳町共同利用施設	春日市千歳町三丁目32番地1
春日市	春日市春日原南共同利用施設	春日市春日原南町四丁目52番地2
春日市	春日市光町共同利用施設	春日市光町二丁目180番地1
春日市	春日市大和町共同利用施設	春日市大和町二丁目16番地2
春日市	春日市宝町共同利用施設	春日市宝町四丁目15番地3
春日市	春日市若葉台西共同利用施設	春日市若葉台西三丁目4番地1
春日市	春日市ちくし台共同利用施設	春日市ちくし台三丁目92番地2
春日市	春日市大谷共同利用施設	春日市大谷四丁目7番地1
春日市	春日市紅葉ヶ丘共同利用施設	春日市紅葉ヶ丘西四丁目1番地1
春日市	春日市昇町共同利用施設	春日市昇町五丁目122番地
春日市	春日市小倉東共同利用施設	春日市小倉東二丁目22番地
春日市	春日市若葉台東共同利用施設	春日市若葉台東二丁目86番地2
春日市	春日市春日公園共同利用施設	春日市春日公園一丁目47番地
春日市	春日市日の出町コミュニティ供用施設	春日市日の出町二丁目61番地12
春日市	春日市岡本コミュニティ供用施設	春日市岡本三丁目65番地
春日市	春日市天神山コミュニティ供用施設	春日市天神山一丁目53番地
春日市	春日市下白水北コミュニティ供用施設	春日市下白水北四丁目19番地
春日市	春日市弥生コミュニティ供用施設	春日市弥生七丁目50番地
春日市	春日市須玖北コミュニティ供用施設	春日市須玖北五丁目151番地
春日市	春日市小倉コミュニティ供用施設	春日市小倉二丁目93番地3
春日市	春日市平田台コミュニティ供用施設	春日市平田台四丁目32番地
春日市	春日市下白水南コミュニティセンター	春日市下白水南三丁目44番地

春日市	春日市白水池コミュニティセンター	春日市白水池二丁目48番地
春日市	春日市塚原台地区公民館	春日市塚原台一丁目76番地2
春日市	春日市大土居地区公民館	春日市大土居三丁目148番地3
春日市	春日地区公民館	春日市春日一丁目111番地
春日市	春日市総合スポーツセンター	春日市大谷六丁目28番地
春日市	福岡県営春日公園野球場	春日市原町三丁目1番地4
大野城市	牛頸公民館	大野城市大字牛頸1357番地5
大野城市	南ヶ丘1区公民館	大野城市南ヶ丘二丁目19番1号
大野城市	南ヶ丘2区公民館	大野城市南ヶ丘四丁目17番1号
大野城市	上大利公民館	大野城市上大利二丁目18番1号
大野城市	下大利公民館	大野城市下大利二丁目10番10号
大野城市	白木原公民館	大野城市白木原一丁目5番5号
大野城市	瓦田公民館	大野城市瓦田三丁目1番1号
大野城市	釜蓋公民館	大野城市大城四丁目9番5号
大野城市	井の口公民館	大野城市大城一丁目25番1号
大野城市	上筒井公民館	大野城市筒井三丁目8番1号
大野城市	下筒井公民館	大野城市筒井一丁目7番1号
大野城市	山田公民館	大野城市山田四丁目13番17号
大野城市	雑餉隈町公民館	大野城市雑餉隈町三丁目3番7号
大野城市	栄町公民館	大野城市栄町一丁目1番11号
大野城市	仲島公民館	大野城市仲畑四丁目21番1号
大野城市	畑詰公民館	大野城市仲畑二丁目9番12号
大野城市	中公民館	大野城市川久保一丁目7番1号
大野城市	乙金公民館	大野城市乙金二丁目5番18号



大野城市	下大利団地公民館	大野城市下大利団地4番2号
大野城市	乙金台公民館	大野城市乙金台二丁目17番3号
大野城市	乙金東公民館	大野城市乙金東三丁目5番43号
大野城市	大池公民館	大野城市大池二丁目2番2号
大野城市	平野台公民館	大野城市平野台一丁目20番7号
大野城市	月の浦公民館	大野城市月の浦三丁目24番6号
大野城市	つつじヶ丘公民館	大野城市つつじヶ丘三丁目1番30号
大野城市	南コミュニティセンター	大野城市南ヶ丘五丁目9番1号
大野城市	中央コミュニティセンター	大野城市中央一丁目5番1号
大野城市	北コミュニティセンター	大野城市御笠川一丁目17番1号
大野城市	東コミュニティセンター	大野城市大池二丁目2番1号
大野城市	東大利公民館	大野城市東大利一丁目12番5号
大野城市	若草公民館	大野城市若草二丁目6番23号
大野城市	中大利公民館	大野城市中央一丁目2番15号
宗像市	コミュニティ・センター日の里会館	宗像市日の里一丁目16-1
宗像市	コミュニティ・センター自由ヶ丘会館	宗像市自由ヶ丘三丁目12-11
宗像市	コミュニティ・センター南郷会館	宗像市野坂2119-5
宗像市	コミュニティ・センター吉武会館	宗像市吉留3519-1
宗像市	コミュニティ・センター赤間西会館	宗像市三郎丸五丁目2番24号
宗像市	コミュニティ・センター赤間会館	宗像市赤間二丁目3番1号
宗像市	コミュニティ・センター東郷会館	宗像市田熊六丁目7番25号
宗像市	市民活動交流館(メイトム宗像)	宗像市久原180
宗像市	コミュニティ・センター池野会館	宗像市池田1300
宗像市	コミュニティ・センター岬会館	宗像市鐘崎776番地4

宗像市	コミュニティ・センター大島会館	宗像市大島1194番地1
宗像市	コミュニティ・センター玄海会館	宗像市牟田尻1601
宗像市	コミュニティ・センター河東会館	宗像市須恵一丁目4番1号
太宰府市	太宰府市立都府楼共同利用施設	太宰府市都府楼南三丁目4番1号
太宰府市	太宰府市立水城共同利用施設	太宰府市水城一丁目24番18号
太宰府市	太宰府市立長浦台共同利用施設	太宰府市長浦台一丁目9番6号
太宰府市	太宰府市立青葉台共同利用施設	太宰府市青葉台四丁目7番1号
太宰府市	太宰府市立大佐野台共同利用施設	太宰府市大佐野五丁目4番1号
太宰府市	太宰府市南隣保館	太宰府市朱雀二丁目3番1号
太宰府市	太宰府市立国分共同利用施設	太宰府市国分三丁目17番6号
太宰府市	太宰府市立向佐野共同利用施設	太宰府市向佐野二丁目8番8号
太宰府市	太宰府市男女共同参画推進センタールミナス	太宰府市白川2番2号
太宰府市	太宰府市立老人福祉センター	太宰府市白川2番3号
太宰府市	太宰府市南体育館	太宰府市朱雀二丁目4番1号
太宰府市	太宰府市体育センター	太宰府市白川2番1号
太宰府市	太宰府市立通古賀共同利用施設	太宰府市通古賀四丁目6番26号
太宰府市	太宰府市立吉松共同利用施設	太宰府市吉松三丁目10番15号
古賀市	青柳公民館	古賀市青柳1699番地1
古賀市	小竹公民館	古賀市小竹811番地
古賀市	小山田公民館	古賀市小山田341番地
古賀市	薦野公民館	古賀市薦野1369番地4
古賀市	上米多比公民館	古賀市米多比575番地1
古賀市	久保公民館	古賀市新久保二丁目2番11号
古賀市	新原公民館	古賀市新原713番地1

古賀市	鹿部公民館	古賀市日吉三丁目14番3号
古賀市	谷山公民館	古賀市谷山666番地
古賀市	千鳥南区公民館	古賀市千鳥二丁目11番11号
古賀市	花見東2区公民館	古賀市花見南二丁目23番15号
古賀市	古賀団地公民館	古賀市駅東五丁目6番5号
古賀市	筵内公民館	古賀市筵内883番地1
古賀市	薬王寺公民館	古賀市薬王寺1053番地1
古賀市	今在家公民館	古賀市今在家127番地2
古賀市	中川公民館	古賀市天神四丁目4番5号
古賀市	花鶴丘三丁目区公民館	古賀市花鶴丘三丁目10番地189
古賀市	久保西公民館	古賀市中央五丁目14番10号
古賀市	中央区公民館	古賀市中央四丁目5番5号
古賀市	日吉台公民館	古賀市日吉一丁目9番8号
古賀市	花見東1区公民館	古賀市花見東四丁目9番1号
古賀市	花鶴丘二丁目1区集会所	古賀市花鶴丘二丁目1番
古賀市	花見南公民館	古賀市花見南二丁目23番7号
古賀市	花鶴丘二丁目3区公民館	古賀市花鶴丘二丁目10番地15
古賀市	庄北区公民館	古賀市今の庄二丁目7番23号
古賀市	庄南区公民館	古賀市今の庄二丁目7番23号
古賀市	町川原1区公民館	古賀市川原1006番地5
古賀市	町川原2区公民館	古賀市青柳町247番地4
古賀市	舞の里1区集会所	古賀市舞の里一丁目13番
古賀市	古賀東区公民館	古賀市駅東一丁目2番8号
古賀市	古賀南区公民館	古賀市天神一丁目22番10号
古賀市	花鶴丘一丁目区公民館	古賀市花鶴丘一丁目17番地9

古賀市	舞の里2区集会所	古賀市舞の里二丁目12番
古賀市	舞の里3区集会所	古賀市舞の里三丁目11番7号
古賀市	舞の里5区集会所	古賀市舞の里五丁目28番
古賀市	古賀市米多比児童館	古賀市米多比1109番地2
古賀市	古賀北区公民館	古賀市天神五丁目2番
古賀市	千鳥北区公民館	古賀市千鳥四丁目1番3号
古賀市	舞の里4区集会所	古賀市舞の里四丁目14番
福津市	福津市健康福祉総合センター	福津市手光南二丁目1番1号
福津市	福津市立福岡会館	福津市中央五丁目3番7号
福津市	福津市複合文化センター	福津市津屋崎一丁目7番2号
福津市	宮司コミュニティセンター	福津市宮司浜二丁目15番1号
福津市	福津市農林漁業体験実習館	福津市勝浦1667番地の1
福津市	福岡郷づくり交流センター	福津市西福岡二丁目7番33号
福津市	福岡南郷づくり交流センター	福津市日蔭野四丁目19番地の1
福津市	上西郷づくり交流センター	福津市内殿591番地の15
福津市	神興東郷づくり交流センター	福津市久末236番地の1
福津市	神興郷づくり交流センター	福津市東福岡六丁目4番1号
福津市	勝浦郷づくり交流センター	福津市勝浦2274番地の1
福津市	福津市まちおこしセンター	福津市津屋崎三丁目17番3号
うきは市	うきは市吉井体育センター	うきは市吉井町983番地120
うきは市	菊竹六鼓記念館	うきは市吉井町1082番地1
うきは市	うきは市社会教育集会所	うきは市浮羽町西隈上7番地2
うきは市	千年コミュニティセンター	うきは市吉井町千年245番地1
うきは市	吉井コミュニティセンター	うきは市吉井町983番地1
うきは市	福富コミュニティセンター	うきは市吉井町福益1607番地1

うきは市	江南コミュニティセンター	うきは市吉井町新治1063番地1
うきは市	新川コミュニティセンター	うきは市浮羽町新川2515番地
うきは市	小塩コミュニティセンター	うきは市浮羽町小塩2548番地1
うきは市	妹川コミュニティセンター	うきは市浮羽町妹川2329番地5
うきは市	田籠コミュニティセンター	うきは市浮羽町田籠1151番地1
うきは市	山春コミュニティセンター	うきは市浮羽町山北783番地
うきは市	大石コミュニティセンター	うきは市浮羽町古川479番地
うきは市	御幸コミュニティセンター	うきは市浮羽町朝田562番地11
うきは市	るり色ふるさと館	うきは市吉井町983番地1
嘉麻市	山田地区公民館熊ヶ畑分館講堂	嘉麻市熊ヶ畑2173番地1
嘉麻市	山田市民センター	嘉麻市上山田451番地3
嘉麻市	上山田住民ホール	嘉麻市上山田1515番地
嘉麻市	稲築体育館	嘉麻市鴨生418番地10
嘉麻市	嘉麻市なつき文化ホール多目的ホール	嘉麻市岩崎63番地8
嘉麻市	稲築保健センター会議室	嘉麻市岩崎1143番地3
朝倉市	杷木地域生涯学習センター	朝倉市杷木池田483-1
朝倉市	朝倉老人福祉センター	朝倉市宮野2047-1
朝倉市	朝倉地域生涯学習センター	朝倉市宮野1997
朝倉市	朝倉市甘木地域センター	朝倉市甘木764番地21
朝倉市	朝倉市上秋月コミュニティセンター	朝倉市上秋月1373番地1
朝倉市	朝倉市秋月コミュニティセンター	朝倉市秋月669番地
朝倉市	朝倉市安川コミュニティセンター	朝倉市下淵737番地1
朝倉市	朝倉市馬田コミュニティセンター	朝倉市馬田1286番地
朝倉市	朝倉市立石コミュニティセンター	朝倉市頓田205番地1

朝倉市	朝倉市福田コミュニティセンター	朝倉市小隈219番地1
朝倉市	朝倉市蜷城コミュニティセンター	朝倉市林田242番地
朝倉市	朝倉市金川コミュニティセンター	朝倉市屋永3266番地
朝倉市	朝倉市三奈木コミュニティセンター	朝倉市三奈木4260番地6
朝倉市	朝倉市高木コミュニティセンター	朝倉市黒川3972番地1
朝倉市	朝倉市高木コミュニティセンター佐田分館	朝倉市佐田4277番地
朝倉市	旧久喜宮小学校体育館	朝倉市杷木久喜宮865番地1
朝倉市	旧志波小学校体育館	朝倉市杷木志波4669番地1
朝倉市	朝倉市久喜宮地域防災拠点施設	朝倉市杷木久喜宮865番地1
みやま市	下庄ふるさと館	みやま市瀬高町下庄1373番地
みやま市	瀬高農村環境改善センター	みやま市瀬高町大江671番地
みやま市	市営住宅下小川団地集会室	みやま市瀬高町太神567番地1
みやま市	山川体育センター	みやま市山川町尾野1707番地1
みやま市	高田体育館	みやま市高田町岩津335番地
みやま市	高田総合保健福祉センターあたご苑	みやま市高田町今福314番地
みやま市	市営住宅さくら団地集会所	みやま市瀬高町文廣1945番地1
みやま市	市営住宅岩津団地集会所	みやま市高田町岩津820番地9
糸島市	糸島市男女共同参画センターラポール	糸島市神在西三丁目1番5号
糸島市	糸島市立伊都文化会館	糸島市前原東二丁目2番7号
糸島市	糸島市健康福祉センターあごら	糸島市潤一丁目22番1号
糸島市	糸島市高齢者福祉施設二丈苑	糸島市二丈深江1293番地1
糸島市	志摩体育館	糸島市志摩初72番地1
糸島市	糸島市立波多江コミュニティセンター	糸島市池田216番地1

糸島市	糸島市立東風コミュニティセンター	糸島市潤四丁目10番2号
糸島市	糸島市立前原コミュニティセンター	糸島市前原東二丁目2番5号
糸島市	糸島市立南風コミュニティセンター	糸島市南風台八丁目10番52号
糸島市	糸島市立加布里コミュニティセンター	糸島市神在西三丁目1番32号
糸島市	糸島市立長糸コミュニティセンター	糸島市川付876番地1
糸島市	糸島市立雷山コミュニティセンター	糸島市蔵持838番地6
糸島市	糸島市立怡土コミュニティセンター	糸島市井原916番地
糸島市	糸島市立一貴山コミュニティセンター	糸島市二丈石崎81番地
糸島市	糸島市立深江コミュニティセンター	糸島市二丈深江1360番地
糸島市	糸島市立福吉コミュニティセンター	糸島市二丈吉井4017番地1
糸島市	糸島市立可也コミュニティセンター	糸島市志摩初18番地3
糸島市	糸島市立桜野コミュニティセンター	糸島市志摩桜井5942番地1
糸島市	糸島市立引津コミュニティセンター	糸島市志摩御床2165番地3
糸島市	糸島市立前原南コミュニティセンター	糸島市前原南一丁目11番23号
那珂川市	ミリカローデン那珂川文化ホール	那珂川市仲二丁目5番1号
那珂川市	ミリカローデン那珂川多目的ホール	那珂川市仲二丁目5番1号
那珂川市	東地区公民館	那珂川市五郎丸三丁目9番19号
糟屋郡宇美町	宇美町住民福祉センター	糟屋郡宇美町平和一丁目1番1号
糟屋郡篠栗町	尾仲公民館	糟屋郡篠栗町大字尾仲782番地11
糟屋郡篠栗町	上町公民館	糟屋郡篠栗町大字篠栗4130番地6
糟屋郡篠栗町	下町公民館	糟屋郡篠栗町中央四丁目12番11号

糟屋郡篠栗町	新町公民館	糟屋郡篠栗町中央四丁目7番29号
糟屋郡篠栗町	田中公民館	糟屋郡篠栗町田中二丁目15番28号
糟屋郡篠栗町	中町公民館	糟屋郡篠栗町中央三丁目11番1号
糟屋郡篠栗町	和田公民館	糟屋郡篠栗町和田一丁目13番1号
糟屋郡篠栗町	篠栗町町民体育館	糟屋郡篠栗町大字尾仲681番地1
糟屋郡篠栗町	篠栗町武道館	糟屋郡篠栗町中央四丁目20番3号
糟屋郡篠栗町	大勢門公民館	糟屋郡篠栗町中央五丁目21番1号
糟屋郡篠栗町	明治公民館	糟屋郡篠栗町大字津波黒二丁目11番1号
糟屋郡篠栗町	池の端公民館	糟屋郡篠栗町大字津波黒112番地179
糟屋郡篠栗町	山手公民館	糟屋郡篠栗町大字篠栗2284番地2
糟屋郡篠栗町	山王公民館	糟屋郡篠栗町大字篠栗2344番地3
糟屋郡篠栗町	金出公民館	糟屋郡篠栗町大字金出3440番地
糟屋郡篠栗町	庄公民館	糟屋郡篠栗町大字尾仲299番地2
糟屋郡篠栗町	若杉公民館	糟屋郡篠栗町大字若杉943番地1
糟屋郡篠栗町	乙犬公民館	糟屋郡篠栗町大字乙犬411番地6
糟屋郡篠栗町	津波黒公民館	糟屋郡篠栗町大字津波黒三丁目14番40号
糟屋郡篠栗町	城戸公民館	糟屋郡篠栗町大字篠栗485番地5
糟屋郡篠栗町	高田公民館	糟屋郡篠栗町大字高田454番地11
糟屋郡志免町	桜丘共同利用施設体育館	糟屋郡志免町桜丘二丁目15番12号
糟屋郡志免町	別府文化センター	糟屋郡志免町別府四丁目22番6号
糟屋郡志免町	田富共同利用施設	糟屋郡志免町田富四丁目9番20号
糟屋郡志免町	西校区ボランティアセンター（別府一公民館）	糟屋郡志免町別府一丁目21番17号
糟屋郡志免町	別府二公民館	糟屋郡志免町別府西三丁目9番8号
糟屋郡志免町	御手洗共同利用施設	糟屋郡志免町御手洗二丁目13番18号

糟屋郡志免町	南里一コミュニティセンター（南里一公民館）	糟屋郡志免町南里二丁目27番16号
糟屋郡志免町	吉原公民館	糟屋郡志免町大字吉原175番地3
糟屋郡志免町	志免町民体育館	糟屋郡志免町志免中央一丁目10番1号
糟屋郡志免町	志免町ボランティアネットワークセンター（生涯学習1号館）	糟屋郡志免町志免中央一丁目3番2号
糟屋郡志免町	シーメイト	糟屋郡志免町大字志免451番地1
糟屋郡須恵町	上須恵クラフト館	糟屋郡須恵町大字上須恵596番地
糟屋郡須恵町	須恵公民館	糟屋郡須恵町大字須恵248番地
糟屋郡須恵町	一番田公民館	糟屋郡須恵町大字須恵165番地145
糟屋郡須恵町	城山公民館	糟屋郡須恵町大字須恵377番地36
糟屋郡須恵町	甲植木公民館	糟屋郡須恵町大字甲植木377番地
糟屋郡須恵町	新原公民館	糟屋郡須恵町大字新原192番地1
糟屋郡須恵町	恵西区公民館	糟屋郡須恵町大字旅石115番地134
糟屋郡須恵町	山の神区公民館	糟屋郡須恵町大字旅石68番地175
糟屋郡須恵町	須恵町立住民センターあおば会館	糟屋郡須恵町大字上須恵1117番地
糟屋郡須恵町	旅石公民館	糟屋郡須恵町大字旅石729番地3
糟屋郡須恵町	須恵町佐谷区集落センター	糟屋郡須恵町大字佐谷893番地
糟屋郡須恵町	乙植木コミュニティセンター	糟屋郡須恵町大字植木1665番地
糟屋郡須恵町	川子地区公民館	糟屋郡須恵町大字上須恵1290番地34
糟屋郡須恵町	西体育館	糟屋郡須恵町大字旅石253番地235
糟屋郡須恵町	須恵町立武道場	糟屋郡須恵町大字上須恵1170番地
糟屋郡須恵町	旭ヶ丘公民館	糟屋郡須恵町大字旅石170番地102
糟屋郡須恵町	西原公民館	糟屋郡須恵町大字旅石253番地17
糟屋郡須恵町	昭穂生活館	糟屋郡須恵町大字旅石115番地567
糟屋郡新宮町	新宮公民館	糟屋郡新宮町大字新宮90番地6

糟屋郡新宮町	上府区公民館	糟屋郡新宮町大字上府577番地3
糟屋郡新宮町	下府一区公民館	糟屋郡新宮町下府一丁目9番12号
糟屋郡新宮町	下府二区公民館	糟屋郡新宮町下府五丁目2番14号
糟屋郡新宮町	新宮町福祉センター	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目3-1
糟屋郡新宮町	立花口公民館	糟屋郡新宮町大字立花口1266番地
糟屋郡新宮町	原上公民館	糟屋郡新宮町大字原上1362番地3
糟屋郡新宮町	的野公民館	糟屋郡新宮町大字的野448番地3
糟屋郡新宮町	三代公民館	糟屋郡新宮町大字三代660番地1
糟屋郡新宮町	湊公民館	糟屋郡新宮町大字湊221番地1
糟屋郡新宮町	夜白一区公民館	糟屋郡新宮町夜白六丁目1-13
糟屋郡新宮町	夜白二区公民館	糟屋郡新宮町夜白二丁目4-8
糟屋郡新宮町	相島災害時援助施設	糟屋郡新宮町大字相島1377番地
糟屋郡新宮町	緑ヶ浜区公民館	糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目10-1
糟屋郡新宮町	花立花区公民館	糟屋郡新宮町花立花四丁目1-6
糟屋郡新宮町	夜白三区公民館	糟屋郡新宮町夜白四丁目6-11
糟屋郡新宮町	夜白四区公民館	糟屋郡新宮町夜白五丁目12-1
糟屋郡新宮町	杜の宮クラブハウス	糟屋郡新宮町杜の宮二丁目840-413
糟屋郡新宮町	桜山手区公民館	糟屋郡新宮町桜山手三丁目14
糟屋郡新宮町	湊坂区公民館	糟屋郡新宮町湊坂三丁目13-2
糟屋郡久山町	久山町立新建会館	糟屋郡久山町大字久原2418番地2
糟屋郡久山町	久山町立下久原公民館	糟屋郡久山町大字久原3370番地2
糟屋郡久山町	久山町立東久原集会所	糟屋郡久山町大字久原1843番地71
糟屋郡久山町	久山町立草場集会所	糟屋郡久山町大字山田393番地156
糟屋郡久山町	久山町立猪野公民館	糟屋郡久山町大字猪野1258番地1
糟屋郡久山町	久山町下山田公民館	糟屋郡久山町大字山田1726番地1

糟屋郡久山町	久山町立いつき会館	糟屋郡久山町大字山田685番地 4
糟屋郡久山町	久山町立上久原集会所	糟屋郡久山町大字久原887番地
糟屋郡久山町	久山町文化交流センター	糟屋郡久山町大字久原2603番地 1
遠賀郡岡垣町	町民体育館	遠賀郡岡垣町東松原一丁目 3 番 3 号
遠賀郡遠賀町	遠賀コミュニティーセンター	遠賀郡遠賀町大字広渡23番地の 6
鞍手郡小竹町	小竹東住民センター	鞍手郡小竹町大字御徳1783番地 1
鞍手郡小竹町	小竹町町民体育館	鞍手郡小竹町大字勝野1757番地 7
鞍手郡小竹町	小竹町新多コミュニティーセンター	鞍手郡小竹町大字新多398番地 1
鞍手郡小竹町	小竹町七福コミュニティーセンター	鞍手郡小竹町大字勝野2837番地 1
鞍手郡小竹町	小竹中学校体育館	鞍手郡小竹町大字御徳656番地
鞍手郡小竹町	小竹南小学校体育館	鞍手郡小竹町大字勝野3540番地
鞍手郡小竹町	小竹西小学校体育館	鞍手郡小竹町大字新多466番地 1
鞍手郡小竹町	小竹北小学校体育館	鞍手郡小竹町大字御徳1375番地
鞍手郡小竹町	小竹町中央公民館	鞍手郡小竹町大字勝野1757番地
嘉穂郡桂川町	桂川町総合体育館	嘉穂郡桂川町吉隈429番地の26
朝倉郡筑前町	筑前町立隣保館	朝倉郡筑前町依井1304番地 1
朝倉郡筑前町	筑前町めぐばーる町民ホール	朝倉郡筑前町久光951番地 1
朝倉郡筑前町	筑前町農業者トレーニングセンター	朝倉郡筑前町東小田1576番地
朝倉郡筑前町	筑前町コスモスプラザふれあいホール	朝倉郡筑前町篠隈373番地
朝倉郡筑前町	筑前町コスモスプラザ会議室 1	朝倉郡筑前町篠隈373番地
朝倉郡筑前町	筑前町コスモスプラザ会議室 2	朝倉郡筑前町篠隈373番地
朝倉郡筑前町	筑前町コスモスプラザ会議室 3	朝倉郡筑前町篠隈373番地
朝倉郡東峰村	東峰村小石原公民館	朝倉郡東峰村大字小石原941番地の 1
朝倉郡東峰村	東峰村基幹集落センター	朝倉郡東峰村大字宝珠山6425番地

朝倉郡東峰村	せせらぎ鼓	朝倉郡東峰村大字小石原鼓1696番地 1
朝倉郡東峰村	東峰村村民センター	朝倉郡東峰村大字宝珠山27番地の 2
朝倉郡東峰村	保健福祉センターいずみ館多目的ホール	朝倉郡東峰村大字宝珠山6431番地
三井郡大刀洗町	大刀洗勤労者体育センター	三井郡大刀洗町大字本郷625番地 1
三井郡大刀洗町	大刀洗町南部コミュニティーセンター	三井郡大刀洗町大字上高橋734番地 1
三井郡大刀洗町	大刀洗町就業改善センター	三井郡大刀洗町大字山隈1711番地 3
三井郡大刀洗町	大刀洗町ふれあいセンター	三井郡大刀洗町大字本郷2848番地 1
三井郡大刀洗町	大刀洗町憩いの園大堰交流センター	三井郡大刀洗町大字守部504番地 1
三潞郡大木町	大木町総合体育館	三潞郡大木町大字八町牟田617番地 1
八女郡広川町	広川町保健・福祉センター	八女郡広川町大字新代2165番地 1
八女郡広川町	広川町産業展示会館	八女郡広川町大字日吉1164番地 6
八女郡広川町	広川町町民交流センター	八女郡広川町大字新代1965番地 1
田川郡香春町	香春町体育センター	田川郡香春町大字高野987番地 1
田川郡香春町	香春町生涯学習センター	田川郡香春町大字高野987番地 1
田川郡添田町	峰地団地集会所	田川郡添田町大字添田1092番地の 4
田川郡添田町	真木朝日教育集会所	田川郡添田町大字庄2250番地の 1
田川郡添田町	豊川教育集会所	田川郡添田町大字添田3215番地の 3
田川郡添田町	不動教育集会所	田川郡添田町大字中元寺3817番地の 2
田川郡添田町	鳥迫教育集会所	田川郡添田町大字添田2235番地
田川郡添田町	畑井教育集会所	田川郡添田町大字庄814番地の 1
田川郡添田町	中鶴集会所	田川郡添田町大字添田983番地の 1
田川郡添田町	添田町隣保館	田川郡添田町大字庄415番地
田川郡添田町	津野生活改善センター	田川郡添田町大字津野1754番地

田川郡添田町	添田町体育館	田川郡添田町大字添田1594番地の1
田川郡添田町	庄地区集会所	田川郡添田町大字庄966番地の1
田川郡添田町	鏡町集会所	田川郡添田町大字庄1380番地の11
田川郡糸田町	打越公民館	田川郡糸田町3817番地1
田川郡糸田町	上糸田公民館	田川郡糸田町3268番地1
田川郡糸田町	大熊公民館	田川郡糸田町2802番地2
田川郡糸田町	原公民館	田川郡糸田町3438番地1
田川郡糸田町	宮川一公民館	田川郡糸田町3652番地2
田川郡糸田町	宮川二公民館	田川郡糸田町3223番地5
田川郡糸田町	真岡生活館	田川郡糸田町1067番地4
田川郡糸田町	北区教育集会所	田川郡糸田町2751番地2
田川郡糸田町	戸石集会所	田川郡糸田町1277番地1
田川郡糸田町	南糸田公民館	田川郡糸田町991番地1
田川郡糸田町	糸田アリーナ	田川郡糸田町3778番地1
田川郡糸田町	桃山集会所	田川郡糸田町3966番地
田川郡糸田町	貴船団地集会所	田川郡糸田町1813番地1
田川郡糸田町	旭ヶ丘集会所	田川郡糸田町1113番地
田川郡糸田町	北区二公民館	田川郡糸田町2637番地8
田川郡糸田町	下糸田公民館	田川郡糸田町3021番地3
田川郡糸田町	自由ヶ丘公民館	田川郡糸田町1849番地46
田川郡糸田町	中糸田公民館	田川郡糸田町2372番地2
田川郡糸田町	嵐ヶ池公民館	田川郡糸田町35番地
田川郡糸田町	堀川団地集会所	田川郡糸田町4129番地5
田川郡糸田町	宮床団地公民館	田川郡糸田町3719番地1
田川郡糸田町	宮山集会所	田川郡糸田町1625番地1

田川郡糸田町	宮床公民館	田川郡糸田町1961番地7
田川郡川崎町	森安公民館	田川郡川崎町大字池尻410-1
田川郡川崎町	東田原公民館	田川郡川崎町大字田原594-1
田川郡川崎町	本町公民館	田川郡川崎町大字川崎270の1
田川郡川崎町	大島公民館	田川郡川崎町大字川崎102-1
田川郡川崎町	東川崎公民館	田川郡川崎町大字川崎2666-6
田川郡川崎町	下真崎公民館	田川郡川崎町大字安真木5654
田川郡川崎町	永井公民館	田川郡川崎町大字川崎4023-2
田川郡川崎町	安宅公民館	田川郡川崎町大字安真木2425-1
田川郡川崎町	池尻公民館	田川郡川崎町大字池尻897-47
田川郡川崎町	櫛毛公民館	田川郡川崎町大字川崎918の1
田川郡川崎町	田原原方公民館	田川郡川崎町大字田原1290-2
田川郡川崎町	上真崎公民館	田川郡川崎町大字安真木3666-2
田川郡川崎町	外木城公民館	田川郡川崎町大字安真木7468の5
田川郡川崎町	吉原公民館	田川郡川崎町大字川崎78-16
田川郡川崎町	米田公民館	田川郡川崎町大字川崎491の1
田川郡川崎町	川崎町民会館	田川郡川崎町大字田原804番地
田川郡川崎町	川崎町立隣保館	田川郡川崎町大字田原725-17
田川郡川崎町	川崎町勤労青少年ホーム	田川郡川崎町大字田原772番地の1
田川郡川崎町	鳥廻公民館	田川郡川崎町大字川崎337番地の14
田川郡赤村	赤村住民センター	田川郡赤村大字内田1188番地
田川郡福智町	金田体育館	田川郡福智町金田1153番地1
田川郡福智町	福智町人権のまちづくり館	田川郡福智町赤池970番地4
田川郡福智町	市場集会所	田川郡福智町市場876番地1
田川郡福智町	第九区公民館	田川郡福智町赤池292番地14

田川郡福智町	方城分館	田川郡福智町伊方4480番地 1
京都郡苅田町	三原文化会館	京都郡苅田町富久町一丁目19番地 1
京都郡苅田町	小波瀬コミュニティセンター	京都郡苅田町新津一丁目10番地 1
京都郡苅田町	苅田町総合福祉会館	京都郡苅田町尾倉四丁目 1 番地 7
京都郡苅田町	苅田町総合保健福祉センター	京都郡苅田町幸町 6 番地91
京都郡みやこ町	みやこ町総合文化センター（サン・グレートみやこ）	京都郡みやこ町勝山黒田86番地 1
築上郡築上町	築上町コミュニティセンター	築上郡築上町大字築城253番地 1
築上郡築上町	築上町文化会館（コマーレ）	築上郡築上町大字椎田962番地 8
築上郡吉富町	吉富漁村センター（大会議室）	築上郡吉富町大字小犬丸351番地 3
築上郡吉富町	吉富漁村センター（小会議室）和室	築上郡吉富町大字小犬丸351番地 3
築上郡吉富町	吉富漁村センター（小会議室）洋室	築上郡吉富町大字小犬丸351番地 3

## 監 査 委 員

### 監査公表第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 2 項の規定に基づく行政監査「新型コロナウイルス感染症対策事業について」を保健医療介護部がん感染症疾病対策課及び商工部商工政策課について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和 6 年 4 月 5 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人



令和5年度

行政監査結果報告書

(新型コロナウイルス感染症対策事業について)

福岡県監査委員

## 目次

第1 監査の概要	1
1 行政監査のテーマ	1
2 テーマ選定の理由	1
3 準拠する基準	1
4 監査の対象	1
5 監査の実施内容	5
6 監査の着眼点	6
第2 新型コロナウイルス感染症対策の概況	
1 保健・医療提供体制	7
2 保健所の対応	9
3 休業又は営業時間短縮等の要請に協力した事業者等への協力金	9
第3 監査結果及び意見	
1 陽性者の発見、隔離、治療に係る事業	12
(1) 病床確保事業	12
(2) 新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養事業	14
(3) 高齢者施設、障がい者施設に勤務する者を対象とした 新型コロナウイルス検査事業	15
(4) 抗原定性検査キット配付・陽性者登録事業	16
(5) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	17
2 感染拡大防止に係る事業	20
(1) 感染拡大防止協力金	20
3 その他必要と認める事業	22
(1) ワクチン・検査パッケージ等無料検査事業	22
(2) 福岡県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	24
(3) 福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業	25
(4) コールセンター設置運営事業	25
(5) 新型コロナウイルス感染症外来医療ひっ迫対策事業	26
4 まとめ	27

## 第1 監査の概要

### 1 行政監査のテーマ

新型コロナウイルス感染症対策事業について

### 2 テーマ選定の理由

令和2年4月7日、国が本県を含む7都府県を対象区域として新型コロナウイルス感染症に関する第1回目の緊急事態宣言を発出したことを受けて、同日から県は緊急事態措置を実施した。以来、これまで緊急事態措置を4度、まん延防止等重点措置を3度実施してきた。

この間、感染拡大防止のため、飲食店等に対し休業要請や営業時間短縮の要請を度々行い、要請に協力した飲食店等には協力を支給してきた。

また、感染症患者を受け入れるための病床確保料の交付や、高齢者施設等の職員等を対象とした新型コロナウイルス検査、新規陽性者増加に伴う外来医療のひっ迫を緩和するための抗原定性検査キットの配付等を実施してきた。

令和5年度の行政監査において、新型コロナウイルス感染症対策事業をテーマとし、県が大規模な予算を投じて行ってきた感染拡大の防止、県民・事業者の生活と事業活動を支えるための支援、県民の生命と健康を守る事業について、監査することとした。

### 3 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

### 4 監査の対象

#### (1) 監査対象事業の選定

新型コロナウイルス感染症の発生から、令和5年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけが5類感染症に変更されるまでの間における、本県の発生状況等は表1のとおりであり、表2はこの間の本県の主な対応をまとめたものである。

本監査では、県の新型コロナウイルス感染症対策のうち、迅速かつ多量の事務処理が求められ、不適正な事務が発生する可能性が高い、若しくは予算規模が大きいため不適正な事務が発生した場合に影響が大きいと考えられる次の事業を監査の対象とした。

ア 陽性者の発見、隔離、治療等に係る事業（保健医療介護部所管）

(イ) 病床確保事業

(ロ) 新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養事業

(ハ) 高齢者施設、障がい者施設に勤務する者を対象とした新型コロナウイルス検査事業

(ニ) 抗原定性検査キット配付・陽性者登録事業

(ホ) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業

イ 感染拡大防止に係る事業（商工部所管）

(イ) 感染拡大防止協力金

ウ その他必要と認める事業（保健医療介護部所管）

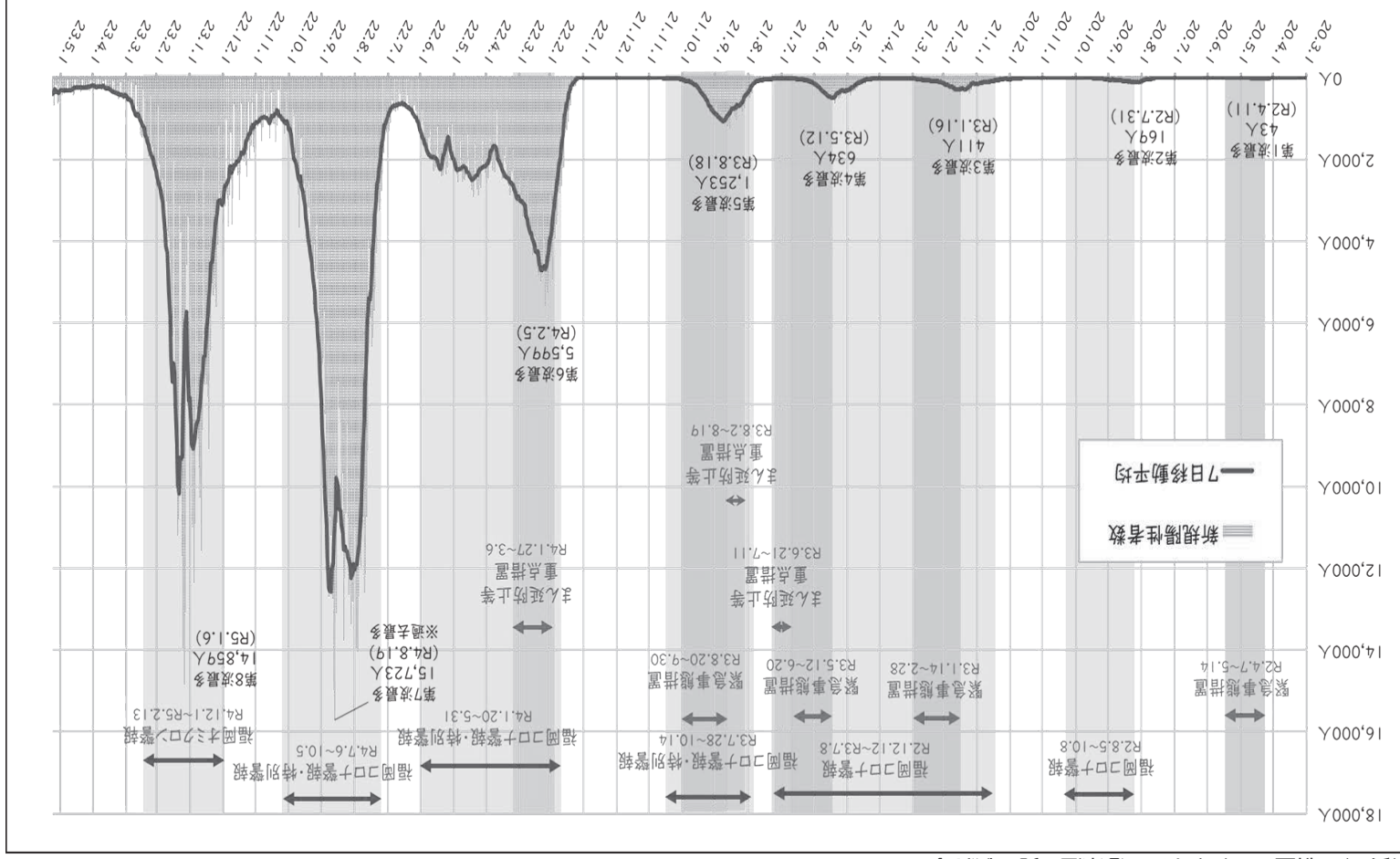
(イ) ワクチン・検査パッケージ等無料検査事業

(ロ) 福岡県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

(ハ) 福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

(ニ) コールセンター設置運営事業

(ホ) 新型コロナウイルス感染症外来医療ひっ迫対策事業



(表1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況等

第8波を含む期間 (R4年11月～R5年3月)	福岡オミクロン警報を 創設・発動 ・福岡オミクロン警報を 5類感染症への位置 付け変更が決定 に全国初で位置付け	・スグ着用の考え方 を個人判断に見直し ・感染防止認証基準を 見直し	・市町村職員による保 健所応援なしで対応 ・年末年始の無料検査 体制を強化 ・抗原定性検査キット がOT化 ・健康モニターアプ ・健康モニターア ・検疫所での検査キ ・検疫所での検査キ ・検疫所での検査キ	・自宅療養者等への医 療提供体制を強化 ・経口抗ウイルス薬の 投与を開始 ・濃厚接触者の待機期 間等を順次短縮 ・濃厚接触者の待機期 間等を短縮 ・診療センターを開設 ・発熱外来の混雑状況 等を見える化 ・診療・検査医療機関 数が2,000到達
第7波を含む期間 (R4年7月～10月)	・オミクロン株のBA.5 系統への置き換わり ・オミクロン株のBA.5 系統への置き換わり ・オミクロン株のBA.5 系統への置き換わり	・感染拡大地域や場面 に応じた要請を実施 は行わず、これまでの 対応を転換 ・感染防止認証基準を 見直し	・自宅療養者等への医 療提供体制を強化 ・経口抗ウイルス薬の 投与を開始 ・濃厚接触者の待機期 間等を順次短縮 ・濃厚接触者の待機期 間等を短縮 ・診療・検査医療機関 数が2,000到達	・自宅療養者等への医 療提供体制を強化 ・経口抗ウイルス薬の 投与を開始 ・濃厚接触者の待機期 間等を順次短縮 ・濃厚接触者の待機期 間等を短縮 ・診療・検査医療機関 数が2,000到達
第6波を含む期間 (R3年12月～R4年6月)	・福岡コロナ特別警報 を初めて発動 ・福岡コロナ特別警報 を初めて発動	・感染拡大地域や場面 に応じた要請を実施 ・飲食店対象の感染防 止認証制度を開始 ・飲食店の見回り調査 を開始	・自宅療養者等への医 療提供体制を強化 ・経口抗ウイルス薬の 投与を開始 ・濃厚接触者の待機期 間等を順次短縮 ・濃厚接触者の待機期 間等を短縮 ・診療・検査医療機関 数が2,000到達	・自宅療養者等への医 療提供体制を強化 ・経口抗ウイルス薬の 投与を開始 ・濃厚接触者の待機期 間等を順次短縮 ・濃厚接触者の待機期 間等を短縮 ・診療・検査医療機関 数が2,000到達
第5波を含む期間 (R3年7月～11月)	・福岡コロナ特別警報 を初めて発動 ・福岡コロナ特別警報 を初めて発動	・感染拡大地域や場面 に応じた要請を実施 ・飲食店対象の感染防 止認証制度を開始 ・飲食店の見回り調査 を開始	・自宅療養者等への医 療提供体制を強化 ・経口抗ウイルス薬の 投与を開始 ・濃厚接触者の待機期 間等を順次短縮 ・濃厚接触者の待機期 間等を短縮 ・診療・検査医療機関 数が2,000到達	・自宅療養者等への医 療提供体制を強化 ・経口抗ウイルス薬の 投与を開始 ・濃厚接触者の待機期 間等を順次短縮 ・濃厚接触者の待機期 間等を短縮 ・診療・検査医療機関 数が2,000到達
第4波を含む期間 (R3年4月～6月)	・福岡コロナ特別警報 を初めて発動 ・福岡コロナ特別警報 を初めて発動	・感染拡大地域や場面 に応じた要請を実施 ・飲食店対象の感染防 止認証制度を開始 ・飲食店の見回り調査 を開始	・自宅療養者等への医 療提供体制を強化 ・経口抗ウイルス薬の 投与を開始 ・濃厚接触者の待機期 間等を順次短縮 ・濃厚接触者の待機期 間等を短縮 ・診療・検査医療機関 数が2,000到達	・自宅療養者等への医 療提供体制を強化 ・経口抗ウイルス薬の 投与を開始 ・濃厚接触者の待機期 間等を順次短縮 ・濃厚接触者の待機期 間等を短縮 ・診療・検査医療機関 数が2,000到達
第3波を含む期間 (R3年11月～R3年3月)	・福岡コロナ特別警報 を初めて発動 ・福岡コロナ特別警報 を初めて発動	・感染拡大地域や場面 に応じた要請を実施 ・飲食店対象の感染防 止認証制度を開始 ・飲食店の見回り調査 を開始	・自宅療養者等への医 療提供体制を強化 ・経口抗ウイルス薬の 投与を開始 ・濃厚接触者の待機期 間等を順次短縮 ・濃厚接触者の待機期 間等を短縮 ・診療・検査医療機関 数が2,000到達	・自宅療養者等への医 療提供体制を強化 ・経口抗ウイルス薬の 投与を開始 ・濃厚接触者の待機期 間等を順次短縮 ・濃厚接触者の待機期 間等を短縮 ・診療・検査医療機関 数が2,000到達
第2波を含む期間 (R2年7月～10月)	・福岡コロナ特別警報 を初めて発動 ・福岡コロナ特別警報 を初めて発動	・感染拡大地域や場面 に応じた要請を実施 ・飲食店対象の感染防 止認証制度を開始 ・飲食店の見回り調査 を開始	・自宅療養者等への医 療提供体制を強化 ・経口抗ウイルス薬の 投与を開始 ・濃厚接触者の待機期 間等を順次短縮 ・濃厚接触者の待機期 間等を短縮 ・診療・検査医療機関 数が2,000到達	・自宅療養者等への医 療提供体制を強化 ・経口抗ウイルス薬の 投与を開始 ・濃厚接触者の待機期 間等を順次短縮 ・濃厚接触者の待機期 間等を短縮 ・診療・検査医療機関 数が2,000到達
第1波を含む期間 (R元年12月～R2年6月)	・福岡コロナ特別警報 を初めて発動 ・福岡コロナ特別警報 を初めて発動	・感染拡大地域や場面 に応じた要請を実施 ・飲食店対象の感染防 止認証制度を開始 ・飲食店の見回り調査 を開始	・自宅療養者等への医 療提供体制を強化 ・経口抗ウイルス薬の 投与を開始 ・濃厚接触者の待機期 間等を順次短縮 ・濃厚接触者の待機期 間等を短縮 ・診療・検査医療機関 数が2,000到達	・自宅療養者等への医 療提供体制を強化 ・経口抗ウイルス薬の 投与を開始 ・濃厚接触者の待機期 間等を順次短縮 ・濃厚接触者の待機期 間等を短縮 ・診療・検査医療機関 数が2,000到達

(表2) 新型コロナウイルス感染症への主な対応(第1波～第8波)

第1波を含む期間 (R元年12月～R2年6月)	・緊急事態宣言を初め て発動 ・緊急事態宣言を初め て発動	・国民に対し不要不急 の外出自粛を初めに要 請 ・事業者に対し休業等 を初めて要請	・国民者・接触者相談セ ンターを設置 ・一般相談窓口を開設 ・検査体制を順次強化 ・サードパーティを導入 ・受診・相談センターを 設置 ・保健所の即応体制 を構築 ・保健所による保 健環境研究所の研 究員(正社員)を増 員 ・保健所による保 健環境研究所の研 究員(正社員)を増 員	・国民者・接触者外来を 設置 ・調整本部を設置 ・県独自の入院調整シ ステムを導入 ・病床を順次確保 ・宿泊療養施設を開設
第2波を含む期間 (R2年7月～10月)	・緊急事態宣言を初め て発動 ・緊急事態宣言を初め て発動	・国民に対し不要不急 の外出自粛を初めに要 請 ・事業者に対し休業等 を初めて要請	・国民者・接触者相談セ ンターを設置 ・一般相談窓口を開設 ・検査体制を順次強化 ・サードパーティを導入 ・受診・相談センターを 設置 ・保健所の即応体制 を構築 ・保健所による保 健環境研究所の研 究員(正社員)を増 員 ・保健所による保 健環境研究所の研 究員(正社員)を増 員	・国民者・接触者外来を 設置 ・調整本部を設置 ・県独自の入院調整シ ステムを導入 ・病床を順次確保 ・宿泊療養施設を開設
第3波を含む期間 (R3年11月～R3年3月)	・緊急事態宣言を初め て発動 ・緊急事態宣言を初め て発動	・国民に対し不要不急 の外出自粛を初めに要 請 ・事業者に対し休業等 を初めて要請	・国民者・接触者相談セ ンターを設置 ・一般相談窓口を開設 ・検査体制を順次強化 ・サードパーティを導入 ・受診・相談センターを 設置 ・保健所の即応体制 を構築 ・保健所による保 健環境研究所の研 究員(正社員)を増 員 ・保健所による保 健環境研究所の研 究員(正社員)を増 員	・国民者・接触者外来を 設置 ・調整本部を設置 ・県独自の入院調整シ ステムを導入 ・病床を順次確保 ・宿泊療養施設を開設
第4波を含む期間 (R3年4月～6月)	・緊急事態宣言を初め て発動 ・緊急事態宣言を初め て発動	・国民に対し不要不急 の外出自粛を初めに要 請 ・事業者に対し休業等 を初めて要請	・国民者・接触者相談セ ンターを設置 ・一般相談窓口を開設 ・検査体制を順次強化 ・サードパーティを導入 ・受診・相談センターを 設置 ・保健所の即応体制 を構築 ・保健所による保 健環境研究所の研 究員(正社員)を増 員 ・保健所による保 健環境研究所の研 究員(正社員)を増 員	・国民者・接触者外来を 設置 ・調整本部を設置 ・県独自の入院調整シ ステムを導入 ・病床を順次確保 ・宿泊療養施設を開設
第5波を含む期間 (R3年7月～11月)	・緊急事態宣言を初め て発動 ・緊急事態宣言を初め て発動	・国民に対し不要不急 の外出自粛を初めに要 請 ・事業者に対し休業等 を初めて要請	・国民者・接触者相談セ ンターを設置 ・一般相談窓口を開設 ・検査体制を順次強化 ・サードパーティを導入 ・受診・相談センターを 設置 ・保健所の即応体制 を構築 ・保健所による保 健環境研究所の研 究員(正社員)を増 員 ・保健所による保 健環境研究所の研 究員(正社員)を増 員	・国民者・接触者外来を 設置 ・調整本部を設置 ・県独自の入院調整シ ステムを導入 ・病床を順次確保 ・宿泊療養施設を開設
第6波を含む期間 (R3年12月～R4年6月)	・緊急事態宣言を初め て発動 ・緊急事態宣言を初め て発動	・国民に対し不要不急 の外出自粛を初めに要 請 ・事業者に対し休業等 を初めて要請	・国民者・接触者相談セ ンターを設置 ・一般相談窓口を開設 ・検査体制を順次強化 ・サードパーティを導入 ・受診・相談センターを 設置 ・保健所の即応体制 を構築 ・保健所による保 健環境研究所の研 究員(正社員)を増 員 ・保健所による保 健環境研究所の研 究員(正社員)を増 員	・国民者・接触者外来を 設置 ・調整本部を設置 ・県独自の入院調整シ ステムを導入 ・病床を順次確保 ・宿泊療養施設を開設
第7波を含む期間 (R4年7月～10月)	・緊急事態宣言を初め て発動 ・緊急事態宣言を初め て発動	・国民に対し不要不急 の外出自粛を初めに要 請 ・事業者に対し休業等 を初めて要請	・国民者・接触者相談セ ンターを設置 ・一般相談窓口を開設 ・検査体制を順次強化 ・サードパーティを導入 ・受診・相談センターを 設置 ・保健所の即応体制 を構築 ・保健所による保 健環境研究所の研 究員(正社員)を増 員 ・保健所による保 健環境研究所の研 究員(正社員)を増 員	・国民者・接触者外来を 設置 ・調整本部を設置 ・県独自の入院調整シ ステムを導入 ・病床を順次確保 ・宿泊療養施設を開設
第8波を含む期間 (R4年11月～R5年3月)	・緊急事態宣言を初め て発動 ・緊急事態宣言を初め て発動	・国民に対し不要不急 の外出自粛を初めに要 請 ・事業者に対し休業等 を初めて要請	・国民者・接触者相談セ ンターを設置 ・一般相談窓口を開設 ・検査体制を順次強化 ・サードパーティを導入 ・受診・相談センターを 設置 ・保健所の即応体制 を構築 ・保健所による保 健環境研究所の研 究員(正社員)を増 員 ・保健所による保 健環境研究所の研 究員(正社員)を増 員	・国民者・接触者外来を 設置 ・調整本部を設置 ・県独自の入院調整シ ステムを導入 ・病床を順次確保 ・宿泊療養施設を開設

## (2) 監査対象機関

監査対象事業を所管している保健医療介護部がん感染症疾病対策課及び商工部商工政策課

## (3) 監査対象年度

令和2年度、令和3年度及び令和4年度

## (4) 県の新型コロナウイルス感染症対策事業費

令和2年度、令和3年度及び令和4年度の県の新型コロナウイルス感染症対策事業の決算額は表3のとおりである。

## (表3) 県の新型コロナウイルス感染症対策事業決算額

(単位: 億円)

新型コロナウイルス感染症対策事業決算	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
合計	3,726	8,067	5,915	17,708

## (5) 監査対象事業の事業費

監査対象事業に関する令和2年度、令和3年度及び令和4年度の決算の状況は、表4、表5及び表6のとおりである。

## (表4) 陽性者の発見、隔離、治療等に係る事業のうち監査対象事業の決算額

(単位: 千円)

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
病床確保事業	43,480,863	79,372,144	79,383,226	202,236,233
新型コロナウイルス感染症等宿泊療養事業	3,864,298	13,689,486	13,672,976	31,226,760
高齢者施設、障がい者施設に勤務する者を対象とした新型コロナウイルス検査事業	588,621	2,990,763	2,586,596	6,165,980
抗原定性検査キット配付・陽性者登録事業	0	0	968,426	968,426
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	63,831	7,248,548	3,073,526	10,385,905
合計	47,997,613	103,300,941	99,684,750	250,983,304

(表5) 感染拡大防止に係る事業のうち監査対象事業の決算額

(単位:千円)

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
感染拡大防止協力金 (飲食店向け)	67,957,509	251,243,582	15,221,572	334,422,663
感染拡大防止協力金 (大規模施設向け)	0	3,824,391	0	3,824,391
合計	67,957,509	255,067,973	15,221,572	338,247,054

(表6) その他必要と認める監査対象事業の決算額

(単位:千円)

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
ワクチン・検査パッケージ等無料検査事業	0	1,814,325	6,437,732	8,252,057
福岡県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業	9,797	0	0	9,797
福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業	188,558	187,273	196,473	572,304
新型コロナウイルス感染症外来医療ひっ迫対策事業	0	0	392,507	392,507
合計	198,355	2,001,598	7,026,712	9,226,665

## 5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和5年7月20日～令和5年8月10日

監査対象機関名	監査実施日
保健医療介護部がん感染症疾病対策課	令和5年7月20日～令和5年8月10日
商工部商工政策課	令和5年7月20日～令和5年7月26日

(2) 監査項目

- ア 委託料の執行状況
- イ 補助金の執行状況

## 6 監査の着眼点

感染症対策事業の事務が適正に執行されているか主に次に掲げる着眼点から監査した。

### (1) 病床確保事業

- ア 補助金の申請内容は適正か。
  - イ 補助金の審査は適正に行われているか。
  - ウ 補助金の額の確定は適正に行われているか。
- (2) 新型コロナウイルス感染症軽症患者等宿泊療養事業
- ア 宿泊療養施設の借上げ契約の時期は適切か。
  - イ 宿泊療養施設の運営支援業務委託契約手続は適切か。
  - ウ 委託業務の履行確認は適切か。

### (3) 高齢者施設、障がい者施設に勤務する者を対象とした新型コロナウイルス検査事業

- ア 委託契約の手続は適切か。
  - イ 検査対象の把握は適時適切に行われているか。
  - ウ 検査は効率的・効果的に実施されているか。
  - エ 委託業務の履行確認は適切か。
- (4) 抗原定性検査キット配付・陽性者登録事業
- ア 委託契約の手続は適切か。
  - イ 検査キットの保管、配送は適時適切に行われているか。
  - ウ 検査結果の確認、診断、県への報告は適時適切に行われているか。
  - エ 委託業務の履行確認は適切か。
- (5) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業

- ア 委託契約の手続は適切か。
  - イ 接種会場の運営状況は適切か。
  - ウ 委託業務の履行確認は適切か。
- (6) 感染拡大防止協力金
- ア 委託契約の手続は適切か。
  - イ 事務取扱要綱の内容は適正、妥当なものとなっているか。
  - ウ 適切な審査体制を取っているか。
  - エ 審査基準は明確になっているか。
  - オ 審査は適正に行われているか。
  - カ 支払遅延が生じていないか。
  - キ 支給決定取消及び歳出入事務は適時適切に行われているか。
  - ク 協力金支給業務の進行管理は適切に行われているか。



ケ 債権管理は適正に行われているか。

コ 委託業務の履行確認は適切か。

(7) その他必要と認める事業

ア 補助金の申請内容は適正か。

イ 補助金の審査は適正に行われているか。

ウ 補助金の額の確定は適正に行われているか。

エ 委託契約の手続は適切か。

オ 委託業務の履行確認は適切か。

## 第2 新型コロナウイルス感染症対策の概況

令和2年1月30日、県は、「福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部」(以下「県対策本部」という。)を設置し、感染防止対策に取り組んできた。

### 1 保健・医療提供体制

(1) 入院医療体制

ア 県は、県対策本部内に「福岡県新型コロナウイルス感染症調整本部」を設置し、重症度や患者特性を踏まえた医療機関への患者の受入調整等を実施した。

イ 令和3年夏の感染拡大を踏まえ、同年11月、「保健・医療提供体制確保計画」を策定した。

ウ 新型コロナウイルス感染症の陽性患者を受け入れる病床については、医療機関や医療関係団体と協力のうえ、随時増床した。

(各年度末における確保病床数)

令和2年度末	
770床	

→

令和3年度末	
1,650床	

→

令和4年度末	
2,089床	

エ 陽性者数が急増した際には、救急搬送が困難な事例もみられた。このため、入院が必要な陽性者が自宅待機とならないよう、点滴や酸素投与等を受けながら一時的に待機できる「患者待機ステーション」を一部の患者受入医療機関内に臨時的に開設した。

(2) 外来医療体制

ア 発熱の症状があるなど新型コロナウイルス感染の疑いのある方の診療や検査を行う「福岡県診療・検査医療機関」について、医療機関や医療関係団体と協力の上、随時拡充した。

(各年度末における診療・検査医療機関数)

令和2年度末 1,441 機関	→	令和3年度末 1,698 機関	→	令和4年度末 2,117 機関
--------------------	---	--------------------	---	--------------------

イ 患者からの問合せ対応を行う医療機関の負担を軽減するとともに、患者の円滑な受診につなげるため、ひっ迫状況に応じた受付状況等の情報をリアルタイムに発信できる「福岡県診療・検査医療機関受付状況確認システム」を構築した。

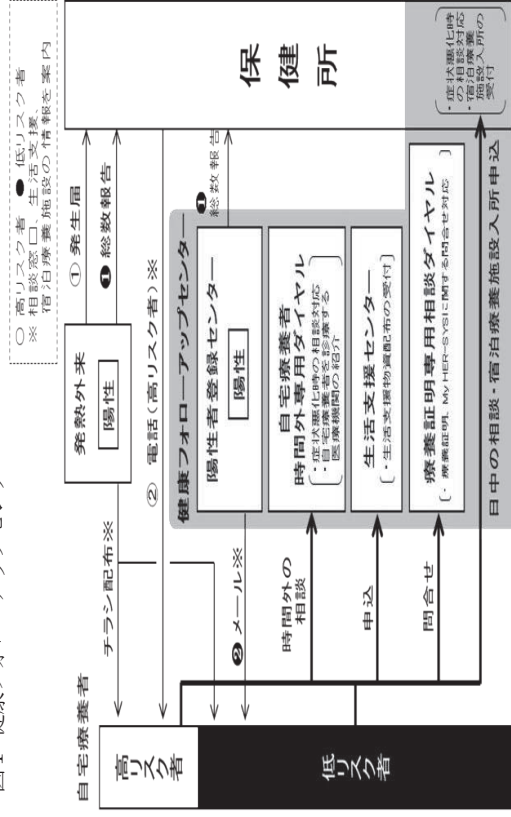
(3) 全数届出の見直し

医師が感染症患者を診断した場合には、感染症法第12条第1項及び第14条第2項に基づき保健所へ届出を行うことが義務付けられており、新型コロナウイルス感染症については、医師が全ての患者の発生について届出を行うこととなっていた。

感染拡大により、医療提供体制や保健所業務がひっ迫したことから、体制強化や業務の効率化が必要となった。このため、令和4年9月26日からは全国一律で感染症法に基づき医師の届出対象を高齢者や妊婦などに限定するよう見直された。

この見直しに合わせて、県は、発生届の対象とならない陽性者についても、見直し前と同じように相談でき、必要な医療支援や生活支援を受けられるよう図1のとおり「健康フォローアップセンター」を整備した。

図1 健康フォローアップセンター



## 2 保健所の対応

保健所では、感染拡大に伴い、相談対応をはじめ発生届の受理から積極的疫学調査、療養先の決定、自宅療養者の健康観察、療養証明書の作成といった大量の業務を担うこととなった。

県は、保健所の体制を強化するため、会計年度任用職員を増員するとともに、人材派遣の活用及び市町村からの応援により保健師等確保し、併せてPCR検査や健康観察などについては外部委託を行った。

保健所が対応した主な業務は図2のとおりである。

図2 保健所の業務

<p>①発生届受理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生届（FAX）に受理印、名簿に記載して番号付与</li> <li>・公表の同意を得て、公表資料の作成</li> <li>・管轄外の居住者は、居住地を管轄する保健所へ通報</li> <li>・陽性者のデータベース入力・HER-SYS入力</li> <li>・就業制限の通知</li> </ul>
<p>②積極的疫学調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・疫学調査（施設調査・患者調査）の実施</li> <li>施設調査：発生経過の把握、感染経路の調査、感染対策の指導、本部へ報告</li> <li>患者調査：症状の出現日、発症前にどこへ行ったか、誰と会ったか、何をしたか</li> <li>濃厚接触者の抽出、検査日時の案内</li> </ul>
<p>③療養調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院を要する者の入院調整</li> <li>・接触者健診の準備・実施・結果報告</li> <li>・管轄外に居住する患者の検査依頼を他保健所から受ける→接触者健診の調整</li> <li>・管轄外に居住する濃厚接触者の検査依頼</li> <li>・ホテル希望者のホテル申込み、送迎日時の案内・送迎</li> </ul>
<p>④療養中の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅療養者への健康観察、入院先医療機関への状況確認</li> <li>・訪問看護師の派遣</li> <li>・食料支援の希望者の申込み</li> <li>・パルスオキシメーター貸出希望者への発送・回収・消毒</li> </ul>
<p>⑤療養終了</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者の公費負担処理</li> <li>・自宅療養証明書の作成・送付</li> </ul>

## 3 休業又は営業時間短縮等の要請に協力した事業者等への協力金

県は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、飲食店や大規模施設運営事業者などの事業者等へ休業や営業時間の短縮等を要請した。要請に応じた事業者等に対し、協力金を支給した。（表7及び表8）

(表7) 飲食店等への協力金

期	要請期間	申請受付期間	1店舗あたり給付額
第1期	令和3年1月16日(土)0時 ～2月7日(日)24時	令和3年2月8日(月) ～3月7日(日)	1日あたり6万円 要請に応じた期間1/16～2/7:138万円 1/17～2/7:132万円 1/18～2/7:126万円
第2期	令和3年2月8日(月)0時 ～2月28日(日)24時	令和3年3月1日(月) ～4月21日(水)	1日あたり6万円 要請に応じた期間2/8～2/28:126万円 2/9～2/28:120万円 2/10～2/28:114万円
第3期	令和3年3月1日(月)0時 ～3月7日(日)24時	令和3年3月8日(月) ～4月21日(水)	1日あたり4万円 要請に応じた期間3/1～3/7:28万円
第4期	令和3年3月8日(月)0時 ～3月21日(日)24時	令和3年3月22日(月) ～4月21日(水)	1日あたり4万円 要請に応じた期間3/8～3/21:56万円 3/9～3/21:52万円 3/10～3/21:48万円
第5期	①福岡市 令和3年4月22日(木)0時 ～5月5日(水)24時 ②久留米市 令和3年4月25日(日)0時 ～5月5日(水)24時	令和3年5月20日(木) ～8月11日(水)	【中小企業】 1日あたり2万5千円～7万5千円 【大企業】 1日あたり売上高減少額の4割 上限:「20万円」又は「1日あたり売上高の3割」のいずれか低い額
第6期	令和3年5月6日(木)0時 ～5月11日(火)24時	令和3年5月20日(木) ～8月11日(水)	【中小企業】 福岡市・久留米市:1日あたり3万円～10万円 【大企業】 その他市町村:第5期と同額
第7期	令和3年5月12日(水)0時 ～5月31日(月)24時	令和3年6月1日(火) ～8月11日(水)	【中小企業】 1日あたり4万円～10万円 【大企業】 1日あたり売上高減少額の4割 福岡市・久留米市:上限20万円 その他市町村:上限「第5期と同額」
第8期	令和3年6月1日(火)0時 ～6月20日(日)24時	令和3年6月21日(月) ～8月11日(水)	【中小企業】 1日あたり売上高減少額の4割 上限:20万円
第9期	令和3年6月21日(月)0時 ～7月11日(日)24時	令和3年7月12日(月) ～8月11日(水)	【中小企業】 福岡市・北九州市・久留米市:1日あたり3万円～10万円 その他市町村:第5期と同額 【大企業】 1日あたり売上高減少額の4割 福岡市・北九州市・久留米市:上限20万円 その他市町村:上限「第5期と同額」
第10期	令和3年8月1日(日)0時 ～8月19日(木)24時	令和3年9月13日(月) ～10月31日(日)	【中小企業】 1日あたり4万円～10万円 【大企業】 1日あたり売上高減少額の4割 北九州市・福岡市・久留米市・福岡地域:上限20万円 その他の市町村:上限「20万円」又は「1日あたり売上高の3割」のいずれか低い額

期	要請期間	申請受付期間	1店舗あたり給付額
第11期	令和3年8月20日(金)0時 ～9月12日(日)24時	令和3年9月13日(月) ～10月31日(日)	【中小企業】 1日あたり4万円～10万円 【大企業】 1日あたり売上高減少額の4割 上限:20万円
第12期	令和3年9月13日(月)0時 ～9月30日(木)24時	令和3年10月1日(金) ～10月31日(日)	【中小企業】 1日あたり4万円～10万円 【大企業】 1日あたり売上高減少額の4割 上限:20万円
第13期	令和3年10月1日(金)0時 ～10月14日(木)24時	令和3年10月15日(金) ～11月14日(日)	【中小企業】 1日あたり2万5千円～7万5千円 【大企業】 1日あたり売上高減少額の4割 上限:「20万円」又は「1日あたり売上高の3割」のいずれか低い額
第14期	令和4年1月24日(月)0時 ～2月20日(日)24時	令和4年2月21日(月) ～4月6日(水)	【中小企業】 ①1日あたり2万5千円～7万5千円 ②1日あたり3万円～10万円 【大企業】 1日あたり売上高減少額の4割 ①上限:「20万円」又は「1日あたり売上高の3割」のいずれか低い額 ②上限:20万円 ※要請内容
第15期	令和4年2月21日(月)0時 ～3月6日(日)24時	令和4年3月7日(月) ～4月6日(水)	①営業時間5時から21時、酒類提供11時から、オーダーストップ20時30分 ②営業時間5時から20時、酒類の提供を行わない

(表8) 大規模施設・大規模施設テナント事業者への協力金

期	要請期間	申請受付期間	1日あたり給付額
第1期	令和3年5月12日(水)0時 ～5月31日(月)24時	令和3年6月1日(火) ～8月11日(水)	【大規模施設】 自己利用分面積1,000㎡毎に20万円、 協力金対象テナント数(10以上の場合) ×2千円
第2期	令和3年6月1日(火)0時 ～6月20日(日)24時	令和3年6月21日(月) ～8月11日(水)	【テナント】 対象床面積100㎡毎に2万円
第3期	令和3年6月21日(月)0時 ～7月11日(日)24時	令和3年7月12日(月) ～8月11日(水)	
第4期	令和3年8月2日(月)0時 ～8月19日(木)24時	令和3年9月13日(月) ～10月31日(日)	【大規模施設】 自己利用分面積1,000㎡毎に20万円、 協力金対象テナント数(10以上の場合) ×2千円
第5期	令和3年8月20日(金)0時 ～9月12日(日)24時	令和3年9月13日(月) ～10月31日(日)	【テナント】 対象床面積100㎡毎に2万円
第6期	令和3年9月13日(月)0時 ～9月30日(木)24時	令和3年10月1日(金) ～10月31日(日)	

### 第3 監査結果及び意見

#### 1 陽性者の発見、隔離、治療等に係る事業

##### (1) 病床確保事業

###### ① 事業概要

本事業は、医療機関に対して、病床確保のための支援などを行うことにより、新型コロナウイルス感染症患者の受入体制の整備や公衆衛生の向上を図るものである。

<主な取組>

- 令和2年2月20日、県内初となる陽性者が確認され、感染症指定医療機関が有する66床で患者受入を開始。以降、多くの医療機関の協力により、令和5年3月31日時点で、重症者向けの病床232床を含め2,089床の病床を確保。
- 更なる感染拡大に備え、県医師会をはじめ医療関係者の協力を得ながら、一般医療に極力影響を与えない範囲で病床確保の取組を継続。

###### ② 監査結果

###### ア 委託料の執行状況

該当なし

###### イ 補助金の執行状況

以下の補助金から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- 福岡県新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金  
(令和2年度、3年度、4年度)
- 福岡県新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関体制整備事業費補助金 (令和2年度、3年度、4年度)
- 福岡県新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業費補助金  
(令和2年度、3年度、4年度)

上記3つの補助金(令和2年度、3年度)について、会計検査院の検査結果を受けた令和4年11月8日付の厚生労働省の通知に基づき、がん感染症疾病対策課(以下「担当課」という。)が補助金を交付した各医療機関に対して過大交付の有無について自主点検を促したところ、70医療機関において交付額が過大となっていたことが判明した。

<b>【交付過大額】</b>	令和2年度	3億4千万円余
	令和3年度	5億9千万円余
	合計	9億3千万円余
		(過大額については、県へ返還済み)

**【医療機関が補助金を過大に算定した内容】**

- ・ 延べ病床数を過大に計上したもの
- ・ 適用する病床区分の単価を誤ったもの

**【過大な交付が生じた原因】**

- ・ 当該補助金の対象病床について、各医療機関の理解や確認が十分でなかった（補助の対象外である退院日の病床（数）を算入していた等）
- ・ 担当課として、補助の対象となる延べ病床数の確認など提出された実績報告書の審査が十分でなかった。

**【交付額の過大が判明した後の対応】**

- ・ 補助対象の医療機関に対して病床数の適切な計上方法や病床確保料の適切な適用方法を周知した。
- ・ 提出された実績報告書に関して、G-MIS※の入力内容など証拠となる電子データや証拠書類との照合により、確認、精査を行うこととした。

※ G-MISとは、医療機関等情報支援システムの略称で、全国の医療機関について、病院の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数及び医療機器等の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。

その後、上記の補助金のうち、「福岡県新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金（令和4年度）」及び「福岡県新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業費補助金（令和4年度）」（以下「当該両補助金」という。）について、県は、令和5年11月及び令和6年2月に実施された会計検査院の実地検査（医療機関を訪問して実施した検査）に同行した際、1医療機関において、事業が適切に実施されていないことを確認し、不正行為があったと判断した。

**【交付過大額】** 令和4年度 3千900万円余

**【不正行為の内容】**

- ・ 県からの病床確保要請に応じた受入体制が整っていないこと
- ・ 提出された実績報告書の記載内容に実態のないものや、事実を裏付けるものがないこと

**【不正行為があったと判断した後の対応】**

- ・ 令和4年度の当該両補助金の交付決定を全部取り消した。
- ・ 当該両補助金の全額返還を求める措置を講じた。

担当課は、厚生労働省の通知に基づく自主点検で判明した70医療機関の交付額過大及び会計検査院の実地検査に同行した際に確認した1医療機関での不正行為による交付額過大に対しては、適切な措置を講じている。今回の監査の結果では、適正又は

妥当性を欠き、是正又は改善等を要する事例（以下「適正を欠く事例等」という。）はなかった。

### ③ 意見

本事業は、新型コロナウイルス感染症患者の拡大に対処するために、緊急に実施すべき事業であったが、厚生労働省からの通知等がなければ9億7千万円の補助金の過大交付が判明しなかった可能性があり、事務として適正を欠いていたと言わざるを得ない。

今後同様の事務を行うに当たっては、審査の際、必要な事項が記載された証拠書類や電子データとの照合を行うこと及び必要に応じて現地での調査を行うことにより補助対象経費が適正であることの確認を実施されたい。

[保健医療介護部がん感染症疾病対策課]

## (2) 新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養事業

### ① 事業概要

本事業は、新型コロナウイルスに感染した軽症者を受け入れる宿泊療養施設の確保及び運営を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による医療提供のひっ迫を緩和するものである。

<主な取組>

- ・令和2年4月から、複数のホテルを宿泊療養施設として順次確保し、最大12施設2,468室を運用。
- ・全ての宿泊療養施設に24時間体制で医師及び派遣看護師を配置し、健康観察や診察を実施。
- ・令和2年12月から、順次宿泊療養施設の全室に血中酸素濃度を測定するパルスオキシメーターを設置。
- ・令和3年6月から、宿泊療養施設での処方薬の投与体制を整備、同年8月から抗体力ケテル療法による治療を開始。
- ・令和5年5月7日をもって、宿泊療養施設としての確保を全て終了し、同月31日をもって契約終了。

### ② 監査結果

ア 委託料の執行状況

以下の委託料から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- ・宿泊療養施設における労働者（看護師、事務員、清掃）派遣業務（令和3年度、4年度）
- ・一般廃棄物の収集運搬及び処分業務（令和2年度、3年度、4年度）



- ・産業廃棄物の処分業務（令和2年度）
- ・感染性廃棄物の収集運搬処分業務（令和2年度、3年度、4年度）
- ・感染性廃棄物の処分業務（令和2年度、3年度、4年度）

「感染性廃棄物の処分業務委託」については、履行確認の証拠書類である廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき5年間の保存が義務付けられている産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の写しの一部が、所在不明となっている事例がみられた。

#### イ 補助金の執行状況

以下の補助金から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- ・「福岡県新型コロナウイルス感染症軽症患者等宿泊療養施設」健康管理支援活動費用（令和2年度、3年度、4年度）

今回の監査の結果では、適性を欠く事例等はなかった。

#### ③ 意見

マニフェストは、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物を排出する事業者（今回の場合は、県）がその処理を委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理するために用いるもので、適正な処分であることを証する書類である。

今後同様の事務を行うに当たっては、廃棄物処理法を遵守し、マニフェストの写しは適正に保存されたい。

[保健医療介護部がん感染症疾病対策課]

#### (3) 高齢者施設、障がい者施設に勤務する者を対象とした新型コロナウイルス検査事業

##### ① 事業概要

本事業は、特に重症化リスクが高い高齢者施設や障がい者施設の利用者と接する当該施設の職員等を対象として集中的に検査を実施することにより、施設内感染対策の強化を図るものである。

##### <主な取組>

- ・令和2年12月から、入所系施設で入所者と接する可能性のある職員を幅広く対象としたPCR検査事業を実施。
- ・令和4年8月から、週2回の抗原定性検査へ変更し（9月までPCR検査と併用）、新規入所者及び一時帰宅者を対象者に追加。

- ・令和4年10月から、通所系・訪問系の高齢者施設や障がい者施設の職員及び新規通所者を対象者に追加。

## ② 監査結果

### ア 委託料の執行状況

以下の委託料から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- ・高齢者施設、障がい者施設に勤務する者を対象とした新型コロナウイルス検査業務（令和2年度、3年度、4年度）
- ・入所系の高齢者施設、障がい者施設の職員等を対象とした新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キット配付業務（令和4年度）
- ・通所系、訪問系及び入所系の高齢者施設、障がい者施設の職員等を対象とした新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キット配付等業務（令和4年度）

「入所系の高齢者施設、障がい者施設の職員等を対象とした新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キット配付業務」については、高齢者施設等への配送を証する書類（配送伝票等）の提出を求めて履行確認を行うべきところ、これを行っていない事例がみられた。

### イ 補助金の執行状況

該当なし

## ③ 意見

今後同様の事務を行うに当たっては、委託先の事業者（以下「委託先事業者」という。）が作成した報告書を配送伝票等の証拠書類と照合し、証拠書類の提出がなされていない場合は、その提出を促して当該業務が適正に履行されたことの確認を実施されたい。

[保健医療介護部がん感染症疾病対策課]

## (4) 抗原定性検査キット配付・陽性者登録事業

### ① 事業概要

本事業は、重症化リスクが低いと考えられる65歳未満の者及び濃厚接触者等に対して抗原定性検査キットを配付し、「キット配付・陽性者登録センター」において新型コロナウイルス感染症確定診断及び発生病出の提出が行われる体制整備を図ることにより、外来医療のひっ迫を回避するものである。

<主な取組>

- ・令和4年8月から、「キット配付・陽性者登録センター」を設置。

- ・令和5年2月15日受付分をもって配付を停止。  
[配付実績] 令和4年8月8日～10月31日 約26万1,200キット  
令和4年12月2日～令和5年2月15日 約4万9,000キット  
[登録実績] 約31,800人

## ② 監査結果

### ア 委託料の執行状況

- 以下の委託料から抽出した事務に対して、監査を実施した。
  - ・抗原定性検査キット配付・陽性者登録事業（令和4年度）

今回の監査の結果では、適正を欠く事例等はなかった。

### イ 補助金の執行状況

該当なし

## ③ 意見

なし

## (5) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業

### ① 事業概要

本事業は、県接種会場の運営、接種に係る広域調整、専門的相談体制の確保及び医療機関への財政支援等を実施することにより、新型コロナウイルスワクチン接種を希望する県民が速やかに接種できる体制を整備するものである。

<主な取組>

- (1・2回目（初回）接種における取組)
  - ・県内の医療従事者等の優先接種について、令和3年7月までにおおむね完了させ、市町村が円滑にワクチン接種できるよう、配分量を調整。
  - ・モデルナ社ワクチン接種のため、モデルナ社ワクチン接種会場を県内13か所に設置。
  - ・ファイザー社ワクチンやモデルナ社ワクチンを接種できない方のため、アストラゼネカ社ワクチン接種会場を県内2か所に設置。
  - (3回目以降（追加）接種における取組)
    - ・3回目接種促進のため、モデルナ社ワクチン接種会場を県内5か所に設置。  
(初回・追加接種における取組)
    - ・ファイザー社ワクチンやモデルナ社ワクチンを接種できない方のため、武田社ワクチン（ノババックス）接種会場を県内5か所に設置。

## ② 監査結果

## ア 委託料の執行状況

以下の委託料から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- ・福岡県新型コロナウイルスワクチン接種に係る優先接種者集約業務  
(令和2年度、3年度)
- ・福岡県新型コロナウイルスワクチン流通調整・管理運営支援業務  
(令和2年度、3年度)
- ・福岡県新型コロナウイルスワクチン専用ダイヤル相談等対応業務  
(令和2年度、3年度、4年度)
- ・新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応に対応する専門的医療機関業務  
(令和3年度、4年度)
- ・個人用防護具（サージカルマスク等）の搬入、集荷及び配送業務  
(令和3年度)
- ・福岡県新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制整備業務  
(令和2年度、3年度)
- ・新型コロナウイルスワクチン個別接種支援金の交付に係る審査等業務  
(令和3年度、4年度)
- ・新型コロナウイルスワクチン個別接種支援金支払業務  
(令和3年度、4年度)
- ・福岡県モデルワクチン接種センターにおける接種予約受付業務  
(令和3年度、4年度)
- ・新型コロナウイルスワクチン専用ダイヤルに係る多言語通訳業務  
(令和3年度、4年度)
- ・福岡県新型コロナウイルス感染症武田ワクチン（ノババックス）専門予約受付等業務（令和4年度）

今回の監査の結果では、次のような適正を欠く事例等が判明した。

## (事例1)

「福岡県新型コロナウイルスワクチン流通調整・管理運営支援業務」のうち、ワクチン接種施設への支援金の支払業務については、支払を証する書類（口座振込一覧表等）の提出を求めて履行確認を行うべきところ、これを行っておらず、また、委託契約書に支払を証する書類の保管の保管を義務付ける条項が設定されていなかった。

(事例2)

「個人用防護具（サージカルマスク等）の搬入、集荷及び配送業務」のうち、県内の医療機関への個人用防護具の配送業務については、配送を証する書類（配送伝票等）の提出を求めて履行確認を行うべきところ、これを行っていなかった。

(事例3)

「新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応に対応する専門的医療機関業務」及び「福岡県新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制整備業務」については、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）に基づき契約の決裁権者自身若しくは契約の決裁権者が指定した職員が履行確認を行うべきところ、契約の決裁権者が指定した職員以外の職員が履行確認を行っていた。

イ 補助金の執行状況

以下の補助金から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- ・職域接種体制確保事業補助金（令和3年度、4年度）
- ・福岡県新型コロナウイルスワクチン接種に係る時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金（令和3年度、4年度）

今回の監査の結果では、次のような適正を欠く事例等が判明した。

(事例4)

「福岡県新型コロナウイルスワクチン接種に係る時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業補助金」については、審査の上、適正な実績報告書に基づいて額の確定を行うべきところ、医療従事者の従事時間の二重計上、該当する従事時間の計上漏れなど誤った実績報告書に基づいて額の確定を行っていた。

③ 意見

詳細は下記のとおりであるが、今後同様の事務を行うに当たっては、福岡県財務規則で規定された契約の決裁権者など履行確認の権限を持つ者が、報告書を必要な事項が記載された証拠書類と照合し、補助対象経費が適正であることの確認や委託業務が適正に履行されたことの確認を実施されたい。

(事例1)、(事例2)について

配送業務や支払業務を委託した場合は、委託先事業者が作成した報告書を配送伝票や支払を証する証拠書類と照合し、証拠書類の提出がなされていない場合は、その提出を促して当該委託業務が適正に履行されたことを確認する必要がある。また、追加

で確認を行う必要が生じた場合などに備えて委託先事業者に対して契約で明確に証拠書類の保管を義務付けることも必要である。

#### (事例3)について

契約の履行確認は、福岡県財務規則において契約の決裁権者が確認すると規定されている。また、契約の決裁権者が他の職員に履行確認を行わせる場合は、当該決裁権者が当該職員を指定すると規定されている。したがって、契約の決裁権者が指定した職員以外の職員が履行確認を行ってはならない。

#### (事例4)について

補助金の対象経費については、補助対象機関が作成した報告書を対象医院の開設時期、対象医療従事者の従事時間等を証明する証拠書類と照合し、証拠書類の提出がなされていない場合は、その提出を促して当該経費が適正であることを確認する必要がある。

[保健医療介護部がん感染症疾病対策課]

## 2 感染拡大防止に係る事業

### (1) 感染拡大防止協力金

#### ① 事業概要

本事業は、県の要請に応じ休業や営業時間の短縮を行った飲食店等を対象に、感染拡大防止協力金を給付することにより、感染症の拡大防止を図るものである。

#### <給付実績>

飲食店向け	15期	給付件数	415,626件	給付金額	331,027,116千円
大規模施設向け	6期	給付件数	8,285件	給付金額	3,824,391千円

#### ② 監査結果

##### ア 委託料の執行状況

以下の委託料から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- ・ 感染拡大防止協力金受付・審査業務（令和2年度、3年度、4年度）
- ・ 感染拡大防止協力金支払業務（令和2年度、3年度、4年度）
- ・ 感染拡大防止協力金広報業務（令和3年度）

「感染拡大防止協力金受付・審査業務」については、業務の迅速性、効率性、確実性を確保するため、類似業務の受託経験がある事業者2社から見積書を徴収し、緊急性が高いことを理由に随意契約を行っていた。その後、営業時間短縮要請の延長等によ

る業務の増加に伴って、当初の契約を締結した事業者と委託契約の変更を5回行うとともに、契約期間も延長していた。

また、感染拡大防止協力の審査に当たっては、申請書の記載内容や添付書類の確認を行うことになっていたが、申請書の記載内容の不備や必要な書類（飲食スペースの写真等）の添付漏れなど、不適正な事例がみられた。

「感染拡大防止協力金広報業務」については、新聞広告の実績のある5社に委託し、広告を申請期限毎に各社3回、朝刊に掲載していたが、各社1回目の委託契約の際、遅滞損害金の率を誤っているものがみられた。

#### イ 補助金の執行状況

該当なし

#### ウ その他

感染拡大防止協力金については、不正な申請や重複申請が判明し、県が事業者に対して返還を求めたものが695件、約4億1千万円発生したが、収入未済の返還金及び違約金は約2億3千万円となっている。その内訳は、警察の捜査で発覚した申請書偽造によるもの（返還金1.8億円、違約金0.2億円）が大部分を占めており、その他は県の見回り等により営業時間短縮の要請に応じていないことが判明したものであるとなっている。

県では、未納者に対して、分割納付の働きかけや催告状の送付を行うなどの収入未済の解消に向けた取組を行っているが、依然として収入未済の額は多額であり、その回収に向けた取組が引き続き求められる。

<収入未済の状況（令和5年7月末時点）>

感染症拡大防止協力金返還金	208,462千円
感染症拡大防止協力金違約金	20,487千円

#### ③ 意見

「感染拡大防止協力金受付・審査業務」については、当初の契約を締結した事業者との間で、業務量の増加に伴って契約変更を行うとともに、契約期間も延長していた。当初の契約は、緊急性が高いことを理由に随意契約を行っていたが、その後の変更契約を行った業務については、他に受託可能な事業者がいまいか等、競争入札に付することを検討する余地があったと考えられる。緊急性が高いことを理由とした随意契約の変更に当たっては、契約の履行状況や他に受託可能な事業者がいまいかなどを精査した上で、契約変更の妥当性を判断する必要がある。

また、感染拡大防止協力金の審査に当たっては、申請書の記載内容や添付書類の確認を行うことになっていたが、申請書の記載内容の不備や必要な書類の添付漏れなど不適正な事例がみられた。これらを防止するためには、委託先事業者の審査体制や業務管理体制に問題がないか、定期的に確認する必要がある。

感染拡大防止協力金については、不正な申請等を行った業者に対し返還を求めているが、約2億3千万円の収入未済が発生している。今後、債権回収のノウハウがある弁護士法人への業務委託といった効果的な回収方法を検討するとともに、定期的な督促を行うなど粘り強く収入未済を解消する取組を進めていく必要がある。

[商工部商工政策課]

### 3 その他必要と認める事業

#### (1) ワクチン・検査パッケージ等無料検査事業

##### ① 事業概要

本事業は、無症状の県民が新型コロナウイルスに感染していないことを証明する目的で受検する検査について無料で実施することにより、感染対策と日常生活の両立及び感染拡大防止を図るものである。

##### <主な取組>

- ・令和3年12月24日から、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方を対象とし、登録事業所において、飲食店の利用やイベントへの参加の際に必要となる検査を無料で実施。令和4年1月24日からは、基本的対処方針を見直して、ワクチンを接種した方を含めて、飲食店の利用やイベントへの参加の際に必要な検査を無料で実施（令和3年12月24日～令和4年8月31日）。
  - ・人の往来が多くなる年末年始における新型コロナウイルス検査の促進を図るため、帰省者旅行者等を対象とした検査を無料で実施（令和4年12月24日～令和5年1月12日）。
  - ・令和3年12月25日に、オミクロン株の陽性者が県内で確認されたことを受け、陽性者の早期発見、感染防止を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、感染の不安がある無症状の県民の方を対象として、登録事業所において、検査を無料で実施（令和3年12月26日～令和5年5月7日）。
- ※ 登録事業所とは、医療機関、薬局及び衛生検査所のうち、無料検査事業を実施するとして県に登録した事業所。

##### ② 監査結果

##### ア 委託料の執行状況

以下の委託料から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- ・福岡県新型コロナウイルス感染症検査促進事業費補助金受付・審査等業務



(令和3年度、4年度)

- ・福岡県新型コロナウイルス感染症検査促進事業費補助金支払業務

(令和3年度、4年度)

「福岡県新型コロナウイルス感染症検査促進事業費補助金受付審査等業務」については、当該業務の委託契約書に再委託の禁止として、

「受注者（委託先事業者）は、委託事務の処理を自ら行うものとし、その処理の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。」

2 前項の再委託を発注者（県）が認める場合はその限りでない。」

と規定している。

この規定に基づいて委託先事業者が行う再委託申請に対して、担当課が書面の提出を求めることなく口頭で承認していた事例がみられた。

#### イ 補助金の執行状況

以下の補助金から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- ・福岡県新型コロナウイルス感染症検査促進事業費補助金（令和3年度、4年度）

「福岡県新型コロナウイルス感染症検査促進事業費補助金」については、担当課は、対象事業者の登録を厳正に審査するとともに、登録後も抜き打ちの現地調査や追加調査を実施した。

これらの調査が終了した結果、7事業者について不正行為が認められ、令和5年11月17日付けでその結果を公表した。

#### 【担当課による調査結果】

- ・登録取消・返還請求を行った事業者数：7事業者
- ・不適正額：394,588千円（返還請求額298,898千円+未交付額95,690千円）
- ・不正行為の内容（複数の不正を行った事業者あり）：

架空請求等により補助金の交付を受けようとしたもの

無料検査を登録事業所以外で実施したもの

無料検査の立会いを（一部）委託したもの

実在する医療機関になりすまし、事業者登録を受けたもの

担当課による調査により上記の不適正事例が判明したが、今回の監査の結果では、適正を欠く事例等はなかった。

③ 意見

県が再委託を承認するに当たっては、再委託がなぜ必要なのか、再委託先事業者がどのような業者であるか、再委託先事業者が事業の履行及び個人情報情報の管理が適正に実施できるのか、委託先事業者が再委託先の適正な事務の遂行をどのように管理するのか等について、委託先事業者に説明を求めて審査の上承認するという事務処理が必要である。

今後同様の事務を行うに当たっては、委託先事業者が行う再委託の申請から担当課が行う再委託の承認までの過程で必要な書類を双方が作成し、当該事務が適正に処理されたことの証拠とされたい。

[保健医療介護部がん感染症疾病対策課]

(2) 福岡県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

① 事業概要

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けて、強い使命感を持って業務に従事している医療機関等の医療従事者や職員に対し、慰労金を給付するものである（令和2年度限り）。

<主な取組>

- ・医療機関等で働く医療従事者や職員に最大20万円の慰労金を給付。

② 監査結果

ア 委託料の執行状況

以下の委託料から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- ・福岡県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業及び福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業業務（令和2年度）

今回の監査の結果では、適正を欠く事例等はなかった。

イ 補助金の執行状況

該当なし

③ 意見

なし

**(3) 福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業****① 事業概要**

本事業は、医療機関・薬局等に対し、感染拡大防止対策等のための経費を補助することにより、院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供する体制を整備するものである（令和2年度限り）。

**<主な取組>**

- ・緊急に必要な新型コロナウイルス感染症感染拡大防止や医療提供体制整備のため、医療機関・薬局等に対し、補助金を交付。

**② 監査結果****ア 委託料の執行状況**

以下の委託料から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- ・福岡県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業及び福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業業務（令和2年度）

今回の監査の結果では、適正を欠く事例等はなかった。

**イ 補助金の執行状況**

該当なし

**③ 意見**

なし

**(4) コールセンター設置運営事業****① 事業概要**

本事業は、コールセンターを設置することにより、新型コロナウイルス感染症が継続している状況下で、県民や医療従事者等の疑問や不安に関する相談に対応するものである。

**<主な取組>**

- ・令和2年4月13日から、新型コロナウイルス感染症に関する健康相談等に対する一般相談窓口を開設（24時間体制で看護師等が対応）。
- ・令和2年10月1日から、感染防止宣言ステッカー等の事業者からの問合せに対する相談窓口を開設。

**② 監査結果****ア 委託料の執行状況**

以下の委託料から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- ・福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口対応業務  
(令和2年度、3年度、4年度)
- ・福岡県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル相談対応業務  
(令和2年度、3年度)

今回の監査の結果では、適正を欠く事例等はなかった。

#### イ 補助金の執行状況

該当なし

- ③ 意見  
なし

### (5) 新型コロナウイルス感染症外来医療ひっ迫対策事業

#### ① 事業概要

本事業は、自宅療養者等に対し、医師によるオンライン診療を実施することにより新型コロナウイルス感染症患者の急激な増加に備え、自宅療養者等の新型コロナウイルス感染症患者の療養環境の充実を図るとともに、診療・検査医療機関の負担を軽減するものである。

#### <主な取組>

- ・令和4年12月21日重症化リスクの低い自宅療養者を対象とする「新型コロナウイルス感染症自宅療養者オンライン診療センター」を24時間対応で開設。
- ・令和4年12月29日から、対象を生後3か月以上で74歳までの自宅療養中の方（妊婦は除く）に拡大。
- ・令和5年2月5日をもってオンライン診療センターを閉所。

【利用実績】 遠隔診療件数：204件

うち処方薬発行件数：187件

#### ② 監査結果

##### ア 委託料の執行状況

以下の委託料から抽出した事務に対して、監査を実施した。

- ・新型コロナウイルス感染症自宅療養者オンライン診療センター事業  
(令和4年度)

今回の監査の結果では、適正を欠く事例等はなかった。

## イ 補助金の執行状況

該当なし

## ③ 意見

なし

## 4 まとめ

新型コロナウイルス感染症が本県で令和2年2月に初めて確認されて以降、県は、約3年にわたって全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症対策事業に取り組み、これまで多様な対策を講じてきた。

今回、県が大規模な予算を投じて行ってきた、新型コロナウイルス感染症対策のうち、「陽性者の発見、隔離、治療等に係る事業」、「感染拡大防止に係る事業」及び「その他必要と認める事業」について、行政監査を行った結果、厚生労働省の通知に基づく点検や会計検査院の検査、警察の捜査により既に判明した事案を除き、おおむね適正・適切に事業が実施されていることを確認した。

「陽性者の発見、隔離、治療等に係る事業」については、感染症患者を受け入れる病床の確保や軽症者を受け入れる宿泊療養施設の確保・運営、抗原定性検査キットの配付により医療提供体制のひっ迫に対処していた。また、ワクチン接種体制の確保や高齢者施設等職員に対する検査の実施により感染拡大に対処していた。

「感染拡大防止に係る事業」については、県民・事業者に対する要請により、人流の抑制を図った。営業時間の短縮などの要請と併せて、感染拡大防止協力を迅速に支給し、飲食店の事業継続を支援していた。

「その他必要と認める事業」については、ワクチン・検査パッケージ等無料検査事業により感染対策と日常生活の両立を図るとともに、福岡県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業や福岡県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業により医療機関等への支援を進めていた。

しかしながら、迅速な事業の実施が求められる中で、証拠書類との照合が十分にできず、適正な履行確認ができていない、書類の保管に不備があるといった適正又は妥当性を欠く事務処理が見受けられた。また、感染拡大防止協力金については、給付後に判明した不正受給によって生じた多額の返還金が収入未済となっている。

県の関係機関においては、監査結果も踏まえ、今後の新型コロナウイルス感染症対策事業の取組を検証し、その結果を継承することで、将来の感染症対策に万全を期す必要がある。今後、新たな感染症が発生しても、県民生活への影響を最小限に抑え對抗できる「感染症や災害に負けない強靱な社会」を目指し、県民の生命と健康を守り、県民と事業者の生活と事業活動を支えるための体制が着実に構築されることを期待する。

**監査公表第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく病院事業、流域下水道事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の監査を保健医療介護部健康増進課等12機関について実施したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年4月5日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
同	大島道人

## 第1 監査の概要

## 1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して監査を実施した。

## 2 監査の種類

## 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

## 3 監査の対象

(1) 監査対象機関：保健医療介護部健康増進課等12機関（公営企業）

(2) 監査対象期間：令和4年度

## 4 監査の着眼点

今回の監査は、各機関の事業が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかに意を用いて実施した。

特に、流動資産、流動負債、企業債、借入金及び工事（建設・改良・修繕等）について留意して実施した。

## 5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和5年5月10日～令和5年6月22日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

会計名	監査対象機関名		監査実施日
病院事業	保健医療介護部	健康増進課	令和5年6月13日～令和5年6月15日
		医療指導課	令和5年6月1日～令和5年6月2日 令和5年6月5日～令和5年6月9日
流域下水道事業	建築都市部	下水道課	令和5年6月5日～令和5年6月9日
		建築都市総務課	令和5年5月30日～令和5年5月31日
	県土整備部	流域下水道事務所	令和5年5月18日
		南筑後県土整備事務所	令和5年5月24日
		直方県土整備事務所	令和5年5月16日
		八女県土整備事務所	令和5年5月23日
電気・工業用水道・工業用地造成事業	企業局	北九州県土整備事務所	令和5年6月20日～令和5年6月22日
		管理課 (電気・工業用水道・工業用地造成事業)	令和5年5月25日
		矢部川発電事務所 (電気事業)	令和5年5月10日～令和5年5月11日
		苅田事務所 (工業用水道・工業用地造成事業)	

(2) 主な監査項目

- ア 経営管理の状況
  - 経営状況及び事業の運営状況並びに予算・決算の状況
- イ 財務諸表の内容
  - 資産、負債及び資本の状況並びに収益・費用の状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
建築都市部下水 道課 (流域下水道事 業会計)	収 入	1	遠賀川中流域下水道維持管理負担金の算定を誤ったため、調定金額が不足していた。
企業局管理課 (電気事業会計)	収 入	1	電気事業において、契約に基づき送配電会社が県に 対し補填する経費について、調定を遅延して行って いた。
計			2件



**監査公表第3号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査を公益財団法人福岡県水源の森基金等33団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和6年4月5日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して監査を実施した。

2 監査の種類

監査基準第2条第1項第3号に規定する財政的援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 監査対象団体：公益財団法人福岡県水源の森基金等33団体

(2) 監査対象期間：令和4年度

4 監査の着眼点

今回の監査は、財政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかに関心を用いて実施した。

5 監査の実施内容

監査実施期間：令和5年7月5日～令和5年12月21日

監査対象団体ごとの監査実施日は、次のとおりである。

区分	監査対象団体名	監査実施日
出 資 団 体	公益財団法人福岡県水源の森基金	令和5年7月5日
	公益財団法人福岡県豊前海漁業振興基金	令和5年7月5日 令和5年11月14日～令和5年11月15日
	公益財団法人福岡県農業振興推進機構	令和5年7月6日
	公益財団法人福岡県下水道管理センター	令和5年7月6日
	公益財団法人特定鉱害復旧事業センター	令和5年7月11日
	公益財団法人福岡県国際交流センター	令和5年7月12日
	社会福祉法人福岡県厚生事業団	令和5年7月12日
	公益財団法人 福岡県リサイクル総合研究事業化センター	令和5年7月12日

区分	監査対象団体名	監査実施日
出 資 団 体	公益財団法人福岡県人権啓発情報センター	令和5年7月13日 令和5年11月21日～令和5年11月22日
	公益財団法人福岡県中小企業振興センター	令和5年7月13日 令和5年11月28日～令和5年11月30日
	公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団	令和5年7月19日
	公益財団法人飯塚研究開発機構	令和5年7月19日 令和5年12月14日～令和5年12月15日
	公益財団法人 水素エネルギー製品研究試験センター	令和5年7月19日
	公益財団法人福岡県女性財団	令和5年7月20日
	公益財団法人福岡県建設技術情報センター	令和5年7月21日 令和5年12月12日～令和5年12月13日
	公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター	令和5年7月24日
	公益財団法人あまぎ水の文化村	令和5年7月28日 令和5年11月7日～令和5年11月8日
	公益財団法人アクロス福岡	令和5年7月28日
	公益財団法人福岡県動物愛護センター	令和5年8月1日 令和5年12月7日～令和5年12月8日
	公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター	令和5年8月1日
	公益財団法人福岡県メデイカルセンター	令和5年8月1日 令和5年11月16日～令和5年11月17日
	公益財団法人福岡県スポーツ推進基金	令和5年8月1日
	公益財団法人福岡県スポーツ振興センター	令和5年8月2日
	公益財団法人福岡県教育文化奨学財団	令和5年8月2日
	平成筑豊鉄道株式会社	令和5年9月13日
北九州エアターミナル株式会社	令和5年9月13日 令和5年11月9日～令和5年11月10日	
公立大学法人九州歯科大学	令和5年9月13日	
公立大学法人福岡女子大学	令和5年9月13日	
公立大学法人福岡県立大学	令和5年9月13日 令和5年12月19日～令和5年12月21日	

区分	監査対象団体名	監査実施日
出 資 団 体	株式会社久留米リサーチ・パーク	令和5年9月14日
	福岡北九州高速道路公社	令和5年9月14日
	福岡県道路公社	令和5年9月14日 令和5年11月1日～令和5年11月2日
	福岡県住宅供給公社	令和5年9月14日

## 第2

監査の結果

第1のとおりに監査した限りにおいて、適正に執行されていた。

**監査公表第 4 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査を知事部局の本庁、教育庁の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員（会）事務局について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和 6 年 4 月 5 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

- 第1 監査の概要
- 1 準拠する基準  
 福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。
- 2 監査の種類  
 (1) 財務監査（定期監査）  
 監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査
- (2) 行政監査  
 監査基準第2条第1項第2号に規定する監査
- 3 監査の対象  
 (1) 監査対象機関：知事部局の本庁、教育庁の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員（会）事務局113機関  
 (2) 監査対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 4 監査の着眼点  
 今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。
- 5 監査の実施内容  
 (1) 監査実施期間：令和5年7月4日～令和5年8月2日  
 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

秘書室	監査対象機関名	監査実施日
総務部	(9課)	令和5年7月26日
行政経営企画課		令和5年7月6日～令和5年7月27日
人事課		
財務課		
税務課		
財産情報活用課		
県民サービス課		
総務課		
総務局		
危機管理防炎企画課		
防炎危機管理防炎指導課		
企画・地域振興部	(10課)	令和5年7月11日～令和5年7月14日
総合政策課		
情報政策課		
調査統計課		
交通政策課		
市町村振興局政策支援課		

監査対象機関名	監査実施日
市町村振興局行政支援課 空港対策局空港政策課 空港対策局空港事業課 国際局国際政策課 国際局地域課 人づくり・県民生活部（9課） 社会生活活動推進課 文化振興推進課 男女共同参画推進課 生活安全課 私学振興・青少年育成局政策課 私学振興・青少年育成局私学振興課 私学振興・青少年育成局青少年育成課 スポーツ局スポーツ企画課 スポーツ局スポーツ振興課	令和5年7月19日～令和5年8月1日
保健医療介護部（9課） 保健医療介護総務課 健康増進課 がん感染症疾病対策課 生活衛生指導課 医薬品医療保険課 高齢者地域包括ケア推進課 介護保険課	令和5年7月19日～令和5年8月1日
福祉労働部（10課） 福祉総務課 こども未支援課 ※ こども支援課 こどもが福課 障がい・福祉課 労働局労働政策課 労働局新雇用開発課 労働局職業能力開発課 労働局同和対策局調整課	令和5年7月11日～令和5年7月14日
環境部（6課） 環境政策課 環境保全推進課 循環型社会対策課 廃棄物対策課 環境監視課 自然環境課	令和5年7月11日～令和5年7月13日
商工中小企業振興課 中小企業支援課 中小企業技術振興課	令和5年7月13日～令和5年7月20日





監査対象機関名	監査実施日
施設 文化財保護課 高校教養課 義務教育課 特別支援教育課 人権・同和教育課 体育スポーツ健康課 社会教育課	
人事委員会事務局	令和5年7月26日
監査委員事務局	令和5年7月26日
警察本部	令和5年7月24日～令和5年7月26日
労働委員会事務局	令和5年7月28日

※福祉労働部子育て支援課の指摘事項については、令和元年度分まで調査を実施した。

## (2) 主な監査項目

- ア 収入  
 使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び現金の払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認
- イ 支出  
 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況
- ウ 人件費  
 報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況
- エ 契約  
 契約締結及び履行確認の状況
- オ 公有財産  
 土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況
- カ 物品  
 取得、管理及び処分状況
- キ 工事  
 設計積算及び施工等の状況
- ク 補助事業  
 補助事業の執行状況

## 第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
 指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
商工部 中小企業振興課	収 入	1	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の収入未済額が、前年度に比べて657,509,481円増加している。
保健医療介護部 生活衛生課	支 出	1	食品衛生責任者実務講習会運営業務の委託料について、契約書に基づき、請求書を受理してから30日以内に支払うべきところ、これが遅延していた。
福祉労働部 子育て支援課	支 出	1	「子育て応援の店」推進事業業務委託契約において使用すべきについて、以下の事務が適正でなかった。 ① 令和2年度に使用すべきについては、令和2年度に予算を計上するか、もしくは令和元年度予算の繰越承認を受けなければならない。これを執行せず、令和元年度執行残により購入していた。 このはがきについては、支出の決裁とは別に、令和元年度の執行残で購入する旨の方針伺いを課長が決裁しておいた。 また、令和3年度に使用するはがきについて、令和2年度に令和2年度予算の執行残により購入していた。 【令和元年度、令和2年度】 ② 委託事業者が使用しなかったはがきを委託期間内に戻させず、年度を超えて預けたままにしていた。 【令和3年度、令和4年度】 ③ 委託事業者との受渡しに係る受領書等の確認書類を作成していなかつた。 【令和2年度～令和4年度】 ④ 仕様書には、はがきを購入して調査する旨を明記しておらず、別途協議の上、決定するとおしていたが、その協議、決定した事項を文書にしていなかつた。 【令和2年度～令和4年度】

対象機関名	調査区分	件数	説 明
福祉労働部 子育て支援課	契 約	1	令和3年度及び令和4年度の「子育て 支援の店」推進事業に係る委託契約につ いて、調査で使用する価格の積算をした を含め、かわらず、県で別途購入した 委託事業者には、はがきを なお、仕様書には、はがきを 調査する旨を明記しておらず、委託事 業者にその旨を認識させていなかった。
農林水産部 畜産課	契 約	1	高病原性鳥インフルエンザの発生に伴 う畜産関係車両消毒業務委託について、 過去2年間の履行実績により契約保証金 を免除する場合、種類及び規模を同じく する2件以上の履行実績を確認し、免除す べきところ、種類及び規模を同じくする とは認められない1件を含む履行実績に より免除していた。 また、変更委託で契約金額を3割以上 増額した際は、増額した金額で契約保証 金の免除要件を満たしているか確認し、 財務規則第170条各号で契約保証金を免 除できない場合、契約保証金を徴収する必 要があるが徴収していないなかった。
計			5 件

2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
環境部	収 入	1	雑入（行政代執行に係る徴収金）の収入未 済額が、前年度に比べて5,430,202円減少し ているもの、依然として多額である。
建築都市部	収 入	1	住宅管理使用料の収入未済額が、前年度に 比べて11,429,594円増加している。
教育庁 教育振興部	収 入	1	地域改善奨学資金貸付金償還金の収入未済 額が、前年度に比べて81,447,227円減少して いるもの、依然として多額である。
計			3 件

監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関のアジア文化交流センター等36機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和6年4月5日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
同	大島道人

## 第1 監査の概要

## 1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

## 2 監査の種類

## (1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

## (2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

## 3 監査の対象

(1) 監査対象機関：人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部の出先機関  
36機関

(2) 監査対象期間：令和4年9月1日～令和5年8月31日

## 4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに着目して実施した。

## 5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和5年10月3日～令和6年2月1日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査実施日
人づくり・県民生活部  保健医療介護部	アジア文化交流センター	令和5年10月3日～10月4日
	女性相談所	令和5年11月9日～11月10日
	消費生活センター	令和5年11月10日
	筑紫保健福祉環境事務所	令和5年10月31日～11月2日、令和6年1月26日
	粕屋保健福祉事務所	令和5年10月11日～10月13日
	糸島保健福祉事務所	令和5年11月21日～11月22日
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	令和5年10月31日～11月2日、令和6年1月16日
	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	令和5年11月7日～11月9日、令和6年1月30日
	田川保健福祉事務所	令和5年11月14日～11月17日、令和6年1月19日
	北筑後保健福祉環境事務所	令和5年10月5日～10月6日、令和6年1月17日
南筑後保健福祉環境事務所	令和5年10月19日～10月20日、令和6年2月1日	
京築保健福祉環境事務所	令和5年10月24日～10月26日	

監査対象機関名		監査実施日
保健医療 介護部	保健環境研究所	令和5年10月11日～10月12日、令和6年1月19日
	精神保健福祉センター	令和5年10月27日
福祉労働部	食肉衛生検査所	令和5年11月24日
	福岡児童相談所	令和5年10月17日～10月18日、令和6年1月17日
	久留米児童相談所	令和5年11月7日～11月8日、令和6年1月31日
	田川児童相談所	令和5年11月16日～11月17日
	大牟田児童相談所	令和5年10月19日～10月20日
	宗像児童相談所	令和5年11月14日～11月15日
	京築児童相談所	令和5年10月24日～10月25日
	福岡学園	令和5年11月21日～11月22日、令和6年1月25日
	障がい者更生相談所	令和5年11月10日
	こども療育センター新光園	令和5年11月21日～11月22日
	福岡労働者支援事務所	令和5年10月27日
	北九州労働者支援事務所	令和5年11月24日
	筑後労働者支援事務所	令和5年11月24日
	筑豊労働者支援事務所	令和5年11月24日
	福岡高等技術専門学校	令和5年10月5日～10月6日
戸畑高等技術専門学校	令和5年10月17日～10月18日	
小竹高等技術専門学校	令和5年10月26日～10月27日	
久留米高等技術専門学校	令和5年10月17日～10月18日	
大牟田高等技術専門学校	令和5年10月3日～10月4日	
田川高等技術専門学校	令和5年10月5日～10月6日	
小倉高等技術専門学校	令和5年10月19日～10月20日	
福岡障害者職業能力開発校	令和5年10月3日～10月4日	

(2) 主な監査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況  
人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 扶助費

扶助費の執行状況

## 第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部 田川保健福祉事務所	収入	1	庁舎等維持負担金の電気料金の算定において、消費税及び地方消費税並びに大規模割引額に関する取扱いを誤り、徴収額が過大となっていた。
計		1	1件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対 象 機 関 の 属 する 部 局 名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部	収入	4	生活保護費返還金の収入未済額が、前年度に比べて増加している。
		1	庁舎等維持負担金の電気料金の算定において、大規模割引額に関する取扱いを誤り、徴収額が過大となっていた。
		1	庁舎等維持負担金の電気料金の算定において、大規模割引額に関する取扱いを誤り、徴収額が過小となっていた。
		1	受託業務の前払金について、前払請求時に調定すべきところ、調定が遅延していた。
	支出	1	生活保護費のうち、令和5年6月分の医療移送費について、通院日数の訂正（4日から3日へ）により認定を変更した際、過払額（1日分）を差し引くべきところ、誤って3日分の医療移送費を生活保護電算システムに再度入力し、支給過大となっていた。
福祉労働部	収入	2	児童措置弁償金の収入未済額が、前年度に比べて増加している。
		1	職員等食費納付金に係る調定について、金銭会計システムに二重に入力し、取消しの入力を行っていないか。なお、令和3年度にも同様の誤りがあったが、改善されていなかった。
	支出	1	一般廃棄物収集運搬請負契約において、運搬に係る費用の支出科目を通信運搬費（11節01）とすべきところ、その他役務費（11節03）としていた。
計		12	12件

**監査公表第6号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を警察本部関係機関の北九州市警察部等42機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和6年4月5日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人



## 第1 監査の概要

### 1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

### 2 監査の種類

#### (1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

#### (2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

### 3 監査の対象

(1) 監査対象機関：警察本部関係機関42機関

(2) 監査対象期間：令和4年9月1日～令和5年8月31日

### 4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

### 5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和5年11月30日～令和6年1月12日  
監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
北九州市警察部	令和6年1月11日
警察学校	令和6年1月11日
交通機動隊	令和6年1月11日
高速道路交通警察隊	令和6年1月11日
第一機動隊	令和6年1月11日
第二機動隊	令和6年1月11日
中央警察署	令和5年12月12日～令和5年12月13日
博多警察署	令和5年12月14日～令和5年12月15日
東警察署	令和5年12月19日～令和5年12月20日
南警察署	令和5年12月21日～令和5年12月22日
早良警察署	令和5年12月14日～令和5年12月15日
城南警察署	令和5年12月12日～令和5年12月13日
西警察署	令和5年12月21日～令和5年12月22日
粕屋警察署	令和5年12月19日～令和5年12月20日
春日警察署	令和5年12月19日～令和5年12月20日
筑紫野警察署	令和5年12月21日～令和5年12月22日
糸島警察署	令和6年1月11日

監査対象機関名	監査実施日
宗像警察署	令和6年1月12日
朝倉警察署	令和6年1月12日
博多臨港警察署	令和6年1月12日
福岡空港警察署	令和6年1月12日
小倉北警察署	令和5年12月7日～令和5年12月8日
小倉南警察署	令和5年12月7日～令和5年12月8日
八幡東警察署	令和6年1月12日
八幡西警察署	令和5年12月5日～令和5年12月6日
折尾警察署	令和5年12月5日～令和5年12月6日
若松警察署	令和5年12月12日～令和5年12月13日
戸畑警察署	令和5年12月14日～令和5年12月15日
門司警察署	令和6年1月12日
行橋警察署	令和6年1月12日
豊前警察署	令和6年1月12日
飯塚警察署	令和6年1月11日
嘉麻警察署	令和6年1月11日
直方警察署	令和5年12月5日～令和5年12月6日
田川警察署	令和5年12月7日～令和5年12月8日
久留米警察署	令和5年11月30日～令和5年12月1日
小郡警察署	令和6年1月12日
うきは警察署	令和5年11月30日～令和5年12月1日
筑後警察署	令和6年1月12日
八女警察署	令和5年11月30日～令和5年12月1日
柳川警察署	令和6年1月11日
大牟田警察署	令和6年1月11日

(2) 主な監査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び現金の払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認、拾得物件の

保管状況

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬(会計年度任用職員等)の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

## 第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項(是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの)  
該当なし
- 2 注意事項(是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの)  
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

調査区分	件数	説明
支出	1	産業廃棄物収集運搬業務請負契約の支出科目について、通信運搬費(11節01)とすべきところ、委託料(12節)としていた。
計		1件

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を総務部、企画・地域振興部及び商工部出先機関の公文書館等27機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和6年4月5日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
同	大島道人

## 第1 監査の概要

## 1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

## 2 監査の種類

## (1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

## (2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

## 3 監査の対象

(1) 監査対象機関：総務部、企画・地域振興部及び商工部の出先機関 27 機関

(2) 監査対象期間：令和4年9月1日～令和5年8月31日

## 4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

## 5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和5年11月28日～令和6年1月30日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査実施日
総務部	公文書館	令和6年1月5日
	職員研修所	令和6年1月10日
	博多県税事務所	令和5年12月19日～12月21日
	東福岡県税事務所	令和5年12月19日～12月21日
	西福岡県税事務所	令和5年12月12日～12月14日
	筑紫県税事務所	令和5年12月4日～12月6日
	北九州東県税事務所	令和5年11月29日～12月1日
	北九州西県税事務所	令和5年12月4日～12月6日
	田川県税事務所	令和5年12月15日
	飯塚・直方県税事務所	令和5年12月12日～12月14日、令和6年1月30日
	久留米県税事務所	令和5年11月29日～12月1日
	大牟田県税事務所	令和6年1月9日
	筑後県税事務所	令和5年11月28日
	行橋県税事務所	令和5年11月28日
消防学校	令和6年1月11日	
企画・地域振興部	東京事務所	令和5年12月7日～12月8日
	パスポートセンター	令和5年12月7日～12月8日

監査対象機関名		監査実施日
商 工 部	福岡中小企業振興事務所	令和6年1月9日
	久留米中小企業振興事務所	令和6年1月10日
	北九州中小企業振興事務所	令和6年1月9日
	飯塚中小企業振興事務所	令和6年1月10日
	計量検定所	令和6年1月11日
	大阪事務所	令和6年1月9日
	工業技術センター	令和5年12月22日
	工業技術センター生物食品研究所	令和5年12月15日
	工業技術センターインテリア研究所	令和5年12月22日
	工業技術センター機械電子研究所	令和5年12月7日～12月8日

(2) 主な監査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及びひら込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、通勤手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 県税

個人事業税等の賦課徴収及び債権管理状況

第2 監査の結果

第1のとおりに監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

該当なし

2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
総務部	収入	1	庁舎等維持負担金の電気料金の算定において、大規模割引額に関する取扱いを誤り、徴収額が過小となっていた。
計			1 件

監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を教育委員会の福岡教育事務所等133機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和6年4月5日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

## 第1 監査の概要

## 1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

## 2 監査の種類

## (1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

## (2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

## 3 監査の対象

(1) 監査対象機関：教育委員会の出先機関133機関

(2) 監査対象期間：令和4年9月1日～令和5年8月31日

## 4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに着目して実施した。

## 5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和5年10月3日～令和6年1月30日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡教育事務所	令和5年10月11日～令和5年10月13日
北九州教育事務所	令和5年10月26日～令和5年10月27日
北筑後教育事務所	令和5年10月5日～令和5年10月6日
南筑後教育事務所	令和5年10月18日～令和5年10月19日
筑豊教育事務所	令和5年10月26日～令和5年10月27日
京築教育事務所	令和5年10月24日～令和5年10月25日
教育センター	令和5年11月16日
体育研究所	令和5年10月3日
美術館	令和5年10月3日
図書館	令和5年10月4日
社会教育センター	令和5年11月16日
英彦山青年の家	令和5年10月4日
少年自然の家「玄海の家」	令和5年11月16日



監査対象機関名	監査実施日
九州歴史資料館	令和5年10月26日
青豊高等学校	令和5年11月16日
築上西高等学校	令和5年11月16日
育徳館高等学校	令和5年11月16日
苅田工業高等学校	令和5年11月16日
京都高等学校	令和5年11月10日
行橋高等学校	令和5年11月14日
門司学園高等学校	令和5年11月20日
門司大翔館高等学校	令和5年11月10日
小倉南高等学校	令和5年11月21日
小倉商業高等学校	令和5年11月20日
小倉高等学校	令和5年10月11日
小倉工業高等学校	令和5年11月21日
小倉西高等学校	令和5年11月21日
北九州高等学校	令和5年11月21日
小倉東高等学校	令和5年10月12日
戸畑高等学校	令和5年11月21日
ひびき高等学校	令和5年11月21日
戸畑工業高等学校	令和5年11月21日
若松高等学校	令和5年11月21日
若松商業高等学校	令和5年11月21日
八幡高等学校	令和5年11月21日
八幡中央高等学校	令和5年11月9日
八幡工業高等学校	令和5年11月7日
八幡南高等学校	令和5年11月8日
北筑高等学校	令和5年11月21日
東筑高等学校	令和5年10月13日
折尾高等学校	令和5年11月21日
中間高等学校	令和5年11月20日
遠賀高等学校	令和5年11月1日
宗像高等学校	令和5年10月31日、令和6年1月30日
光陵高等学校	令和5年11月21日
水産高等学校	令和5年11月16日
玄界高等学校	令和5年10月13日、令和6年1月30日
新宮高等学校	令和5年10月12日
福岡魁誠高等学校	令和5年11月16日
須恵高等学校	令和5年11月16日
宇美商業高等学校	令和5年11月17日
香住丘高等学校	令和5年11月17日
香椎高等学校	令和5年11月17日

監査対象機関名	監査実施日
香椎工業高等学校	令和5年11月21日
博多青松高等学校	令和5年10月17日
福岡高等学校	令和5年11月21日
筑紫丘高等学校	令和5年11月2日
柏陵高等学校	令和5年11月17日
福岡中央高等学校	令和5年11月17日
城南高等学校	令和5年11月7日
修猷館高等学校	令和5年11月7日
福岡工業高等学校	令和5年11月17日
福岡講倫館高等学校	令和5年11月17日
早良高等学校	令和5年11月17日
玄洋高等学校	令和5年11月17日
筑前高等学校	令和5年11月20日
春日高等学校	令和5年11月20日
太宰府高等学校	令和5年10月20日
福岡農業高等学校	令和5年11月20日
筑中央高等学校	令和5年11月20日
武蔵台高等学校	令和5年11月8日
筑紫高等学校	令和5年11月20日
糸島高等学校	令和5年11月20日
糸島農業高等学校	令和5年11月21日
小郡高等学校	令和5年11月21日
三井高等学校	令和5年11月8日
久留米筑水高等学校	令和5年11月16日
明善高等学校	令和5年11月2日
久留米高等学校	令和5年11月16日
三潞高等学校	令和5年11月16日
大川樟風高等学校	令和5年11月24日
伝習館高等学校	令和5年11月24日
山門高等学校	令和5年11月24日
三池高等学校	令和5年11月24日
三池工業高等学校	令和5年11月24日
大牟田北高等学校	令和5年11月24日
ありあけ新世高等学校	令和5年11月24日
八女高等学校	令和5年11月15日
八女工業高等学校	令和5年11月11日
福岡島高等学校	令和5年11月9日
八女農業高等学校	令和5年11月24日
浮羽工業高等学校	令和5年11月16日
浮羽究真館高等学校	令和5年11月16日

監査対象機関名	監査実施日
朝倉高等学校	令和5年11月14日
朝倉東高等学校	令和5年11月24日
朝倉光陽高等学校	令和5年11月24日
田川高等学校	令和5年11月15日
東鷹高等学校	令和5年11月17日
田川科学技術高等学校	令和5年11月17日
西田川高等学校	令和5年11月17日
稲築志耕館高等学校	令和5年11月15日
嘉穂高等学校	令和5年11月20日
嘉穂東高等学校	令和5年11月17日
嘉穂総合高等学校	令和5年11月17日
鞍手高等学校	令和5年11月20日
直方高等学校	令和5年11月20日
筑豊高等学校	令和5年11月14日
鞍手竜徳高等学校	令和5年11月20日
築城特別支援学校	令和5年11月20日
小倉聴覚特別支援学校	令和5年11月20日
北九州視覚特別支援学校	令和5年11月20日
特別支援学校「北九州高等学園」	令和5年10月5日～令和5年10月6日
古賀特別支援学校	令和5年11月24日
福岡特別支援学校	令和5年10月31日～令和5年11月1日
福岡聴覚特別支援学校	令和5年10月5日～令和5年10月6日
福岡高等聴覚特別支援学校	令和5年11月9日～令和5年11月10日
太宰府特別支援学校	令和5年11月24日
福岡視覚特別支援学校	令和5年11月24日
福岡高等視覚特別支援学校	令和5年11月24日
特別支援学校「福岡高等学園」	令和5年10月17日～令和5年10月18日
小郡特別支援学校	令和5年10月19日～令和5年10月20日
久留米聴覚特別支援学校	令和5年10月24日～令和5年10月25日
田主丸特別支援学校	令和5年11月16日
柳河特別支援学校	令和5年10月17日～令和5年10月18日
筑後特別支援学校	令和5年10月24日～令和5年10月25日
川崎特別支援学校	令和5年10月19日～令和5年10月20日
嘉穂特別支援学校	令和5年11月17日
直方特別支援学校	令和5年10月3日～令和5年10月4日
育徳館中学校	令和5年11月16日
門司学園中学校	令和5年11月20日
宗像中学校	令和5年10月31日
嘉穂高等学校附属中学校	令和5年11月20日
輝翔館中等教育学校	令和5年11月24日

(2) 主な監査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、生産物売払収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収書の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、扶助費等の執行状況  
人件費

報酬及び給料（会計年度任用職員等）の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況  
（教育事務所においては、小・中学校等教職員の通勤、扶養、住居手当の認定状況）

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
玄界高等学校	収入	1	領収証紙により徴収した高等学校入学選考料について、当該納付書の書面と彩紋とにかけて消印すべきところ、これが漏れていた。
計		1件	

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）  
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の属する部局名	調査区分	件数	説明
教育委員会	支出	1	令和4年度に購入したデジタル教科書は、いずれも媒体を入手するだけでは使用できず、別途ライセンス番号の入力が必要なものであったが、使用料及び賃借料（13節）ではなく、備品購入費（17節）で支出していた。
計		1件	

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査を筑紫保健福祉環境事務所等45機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和6年4月5日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（随時監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、必要があると認めるときに行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局及び教育委員会の出先機関45機関

(2) 監査対象期間：令和4年11月1日～令和5年8月4日

4 監査の着眼点

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに、財務事務の管理は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

会計年度任用職員等の給与：任用された本人への面談等による任用事実の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和5年5月12日～令和5年8月4日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日	
保健医療介護部  福祉労働部	筑柴保健福祉環境事務所	令和5年1月1日から 令和5年7月21日まで	令和5年7月21日
	北筑後保健福祉環境事務所	令和4年12月1日から 令和5年6月8日まで	令和5年6月8日
	南筑後保健福祉環境事務所	令和4年12月1日から 令和5年6月22日まで	令和5年6月22日
	福岡児童相談所	令和5年1月1日から 令和5年7月19日まで	令和5年7月19日
	久留米児童相談所	令和4年12月1日から 令和5年6月6日まで	令和5年6月6日
	大牟田児童相談所	令和4年12月1日から 令和5年6月9日まで	令和5年6月9日
	北九州労働者支援事務所	令和4年11月1日から 令和5年5月31日まで	令和5年5月31日
	大牟田高等技術専門校	令和4年12月1日から 令和5年6月16日まで	令和5年6月16日
	福岡障害者職業能力開発校	令和5年1月1日から 令和5年7月14日まで	令和5年7月14日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
北九州教育事務所	令和5年2月1日から 令和5年8月3日まで	令和5年8月3日
少年自然の家「玄海の家」	令和4年11月1日から 令和5年5月19日まで	令和5年5月19日
苅田工業高等学校	令和4年12月1日から 令和5年6月30日まで	令和5年6月30日
京都高等学校	令和4年11月1日から 令和5年5月23日まで	令和5年5月23日
戸畑高等学校	令和4年12月1日から 令和5年6月7日まで	令和5年6月7日
若松商業高等学校	令和5年1月1日から 令和5年7月12日まで	令和5年7月12日
八幡高等学校	令和4年12月1日から 令和5年6月13日まで	令和5年6月13日
折尾高等学校	令和4年11月1日から 令和5年5月24日まで	令和5年5月24日
速賀高等学校	令和4年11月1日から 令和5年5月12日まで	令和5年5月12日
光陵高等学校	令和5年1月1日から 令和5年7月7日まで	令和5年7月7日
福岡魁誠高等学校	令和4年11月1日から 令和5年5月25日まで	令和5年5月25日
宇美商業高等学校	令和5年1月1日から 令和5年7月5日まで	令和5年7月5日
博多青松高等学校	令和5年1月1日から 令和5年7月4日まで	令和5年7月4日
筑紫丘高等学校	令和5年1月1日から 令和5年7月6日まで	令和5年7月6日
城南高等学校	令和4年12月1日から 令和5年6月28日まで	令和5年6月28日
福岡工業高等学校	令和4年12月1日から 令和5年6月14日まで	令和5年6月14日
武蔵台高等学校	令和4年11月1日から 令和5年5月16日まで	令和5年5月16日
糸島農業高等学校	令和4年11月1日から 令和5年5月30日まで	令和5年5月30日
久留米筑水高等学校	令和4年12月1日から 令和5年6月20日まで	令和5年6月20日
三池高等学校	令和4年12月1日から 令和5年6月2日まで	令和5年6月2日
八女農業高等学校	令和4年12月1日から 令和5年6月1日まで	令和5年6月1日
朝倉東高等学校	令和4年12月1日から 令和5年6月29日まで	令和5年6月29日
田川高等学校	令和5年1月1日から 令和5年7月20日まで	令和5年7月20日

教育委員会

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日	
教育委員会	田川科学技術高等学校	令和4年12月1日から 令和5年6月15日まで	令和5年6月15日
	西田川高等学校	令和4年11月1日から 令和5年5月18日まで	令和5年5月18日
	稲築志耕館高等学校	令和4年12月1日から 令和5年6月23日まで	令和5年6月23日
	鞍手高等学校	令和4年12月1日から 令和5年6月21日まで	令和5年6月21日
	直方高等学校	令和4年11月1日から 令和5年5月26日まで	令和5年5月26日
	筑豊高等学校	令和5年2月1日から 令和5年8月4日まで	令和5年8月4日
	特別支援学校「北九州高等学校園」	令和5年2月1日から 令和5年8月1日まで	令和5年8月1日
	福岡高等聴覚特別支援学校	令和5年1月1日から 令和5年7月27日まで	令和5年7月27日
	福岡視覚特別支援学校	令和4年12月1日から 令和5年6月27日まで	令和5年6月27日
	久留米聴覚特別支援学校	令和4年11月1日から 令和5年5月17日まで	令和5年5月17日
	柳河特別支援学校	令和5年1月1日から 令和5年7月26日まで	令和5年7月26日
	嘉穂特別支援学校	令和5年1月1日から 令和5年7月28日まで	令和5年7月28日
	直方特別支援学校	令和5年2月1日から 令和5年8月2日まで	令和5年8月2日

(2) 主な監査項目

- ア 時間外勤務手当
- イ 会計年度任用職員等の給与
- ウ 旅費
- エ 交際費
- オ 食糧費
- カ その他需用費
- キ タクシー借上料
- ク 会場借上料
- ケ 備品購入費
- コ 財務事務の管理

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、適正に執行されていた。



監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査を西福岡県税事務所等15機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和6年4月5日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（随時監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、必要があると認めるときに行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：総務部、商工部の出先機関及び警察本部関係機関15機関

(2) 監査対象期間：令和5年3月1日～令和5年10月24日

4 監査の着眼点

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに、財務事務の管理は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

会計年度任用職員等の給与：任用された本人への面談等による任用事実の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和5年9月7日～令和5年10月24日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
総務部	西福岡県税事務所	令和5年4月1日から 令和5年10月4日まで	令和5年10月4日
	行橋県税事務所	令和5年4月1日から 令和5年10月18日まで	令和5年10月18日
	消防学校	令和5年3月1日から 令和5年9月14日まで	令和5年9月14日
商工部	飯塚中小企業振興事務所	令和5年4月1日から 令和5年10月3日まで	令和5年10月3日
	工業技術センター、 化学繊維研究所	令和5年3月1日から 令和5年9月7日まで	令和5年9月7日
警察本部	警察学校	令和5年4月1日から 令和5年10月24日まで	令和5年10月24日
	交通機動隊	令和5年4月1日から 令和5年10月11日まで	令和5年10月11日
	高速道路交通警察隊	令和5年4月1日から 令和5年10月19日まで	令和5年10月19日
	粕屋警察署	令和5年4月1日から 令和5年10月17日まで	令和5年10月17日

警察本部	監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
	筑 柴 野 警 察 署	令和5年4月1日から 令和5年10月13日まで	令和5年10月13日
	朝 倉 警 察 署	令和5年3月1日から 令和5年9月27日まで	令和5年9月27日
	豊 前 警 察 署	令和5年4月1日から 令和5年10月20日まで	令和5年10月20日
	嘉 麻 警 察 署	令和5年4月1日から 令和5年10月12日まで	令和5年10月12日
	う さ は 警 察 署	令和5年3月1日から 令和5年9月29日まで	令和5年9月29日
	筑 後 警 察 署	令和5年3月1日から 令和5年9月28日まで	令和5年9月28日

## (2) 主な監査項目

- ア 時間外勤務手当
- イ 会計年度任用職員等の給与
- ウ 旅費
- エ 交際費
- オ 食糧費
- カ その他需用費
- キ タクシー借上料
- ク 会場借上料
- ケ 備品購入費
- コ 財務事務の管理

## 第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、適正に執行されていた。

監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査  
を財産活用課等37機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和6年4月5日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

第1 監査の概要  
 1 準拠する基準  
 福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類  
 財務監査（随時監査）  
 監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、必要があると認めるときに行う監査

3 監査の対象  
 (1) 監査対象機関：知事部局、教育庁及び警察本部の37機関  
 (2) 監査対象期間：令和5年5月1日～令和5年12月22日

4 監査の着眼点  
 今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに、財務事務の管理は適正に行われているかに意を用いて実施した。  
 特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。  
 時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認  
 会計年度任用職員等の給与：任用された本人への面談等による任用事実の確認  
 その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

5 監査の実施内容  
 (1) 監査実施期間：令和5年11月1日～令和5年12月22日  
 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
総務部	財産活用課	令和5年5月1日から 令和5年11月16日まで	令和5年11月16日
	情報政策課	令和5年5月1日から 令和5年11月6日まで	令和5年11月6日
企画振興・興産部	国際局国際政策課	令和5年5月1日から 令和5年11月17日まで	令和5年11月17日
	文化振興課	令和5年5月1日から 令和5年11月7日まで	令和5年11月7日
県人づくり・生活部	男女共同参画推進課	令和5年5月1日から 令和5年11月9日まで	令和5年11月9日
	私学振興・青少年育成局 青少年育成課	令和5年5月1日から 令和5年11月14日まで	令和5年11月14日
保健医療部	生活衛生課	令和5年5月1日から 令和5年11月1日	令和5年11月1日
	薬務課	令和5年5月1日から 令和5年11月8日まで	令和5年11月8日
福祉労働部	保護・援護課	令和5年5月1日から 令和5年11月2日まで	令和5年11月2日
	労働局職業能力開発課	令和5年5月1日から 令和5年11月15日まで	令和5年11月15日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日	
環境部	循環型社会推進課	令和5年6月1日から 令和5年12月21日まで	令和5年12月21日
	自然環境課	令和5年5月1日から 令和5年11月2日まで	令和5年11月2日
商工部	新事業支援課	令和5年5月1日から 令和5年11月9日まで	令和5年11月9日
	新産業振興課	令和5年5月1日から 令和5年11月17日まで	令和5年11月17日
農林水産部	団体系指導課	令和5年6月1日から 令和5年12月22日まで	令和5年12月22日
	経営技術支援課	令和5年5月1日から 令和5年11月16日まで	令和5年11月16日
	林業振興課	令和5年5月1日から 令和5年11月6日まで	令和5年11月6日
	農業大 학교	令和5年6月1日から 令和5年12月12日まで	令和5年12月12日
	中央家畜保健衛生所	令和5年5月1日から 令和5年11月10日まで	令和5年11月10日
	水産海洋技術センター 内水面研究所	令和5年6月1日から 令和5年12月13日まで	令和5年12月13日
	用地課	令和5年5月1日から 令和5年11月21日まで	令和5年11月21日
	砂防課	令和5年5月1日から 令和5年11月1日まで	令和5年11月1日
	朝倉県土整備事務所	令和5年5月1日から 令和5年11月30日まで	令和5年11月30日
	北九州市県土整備事務所	令和5年6月1日から 令和5年12月19日まで	令和5年12月19日
建築都市部	苅田港務所	令和5年5月1日から 令和5年11月29日まで	令和5年11月29日
	建築都市総務課	令和5年5月1日から 令和5年11月8日まで	令和5年11月8日
教育庁	都市計画課	令和5年6月1日から 令和5年12月22日まで	令和5年12月22日
	下水道課	令和5年5月1日から 令和5年11月10日まで	令和5年11月10日
警察本部	施設課	令和5年5月1日から 令和5年11月20日まで	令和5年11月20日
	社会教育課	令和5年5月1日から 令和5年11月14日まで	令和5年11月14日
	会計課	令和5年6月1日から 令和5年12月8日まで	令和5年12月5日 令和5年12月6日 令和5年12月8日
	監察官室	令和5年6月1日から 令和5年12月5日まで	令和5年12月5日
	少年課	令和5年6月1日から 令和5年12月5日まで	令和5年12月5日
	通信指令課	令和5年6月1日から 令和5年12月6日まで	令和5年12月6日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日	
警察本部	乗物銃器対策課	令和5年6月1日から 令和5年12月6日まで	令和5年12月6日
	交通指導課	令和5年6月1日から 令和5年12月8日まで	令和5年12月8日
	公安第一課	令和5年6月1日から 令和5年12月8日まで	令和5年12月8日

## (2) 主な監査項目

- ア 時間外勤務手当
- イ 会計年度任用職員等の給与
- ウ 旅費
- エ 交際費
- オ 食糧費
- カ その他需用費
- キ タクシー借上料
- ク 会場借上料
- ケ 備品購入費
- コ 財務事務の管理

## 第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）  
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説明
企画・地域振興部 国際局国際政策課	支出	1	<p>緊急用前渡資金について、以下の事務が適正でなかった。</p> <p>① やむを得ず口頭で課長の事前承認を受ける場合の手続について、緊急用前渡資金交付票に「事前承認済」の記載漏れや、交付年月日の記載誤りがあった。</p> <p>② 緊急用前渡資金を交付するときは、前渡資金差引簿の受領欄へ交付した職員又は署名させるべきところ、これが漏れていた。</p> <p>③ 緊急用前渡資金の精算について、添付している領収書等に宛名がないものがあった。</p> <p>④ 緊急用前渡資金の精算について、精算日より1日付の領収書が添付されていた。</p> <p>⑤ 緊急用前渡資金の精算に記載した精算日と前渡資金差引簿が一致していなかった。</p> <p>⑥ 前渡資金差引簿を月ごとに締め切り、支出命令者から精算残額の繰越承認を受けるべきところ、これを行っておらず、適正な管理がなされていないかった。</p> <p>⑦ 本庁においては、各月に資金の交付があった場合は会計課への精算回付を行うべきところ、これを行っていないかった。</p>
計			1件

- 2 注意事項（是又はは改善等を要し、適正又はは妥当性を欠くもの）  
該当なし



---

**監査公表第12号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した農林水産部出先機関定期監査の結果（令和5年11月13日5監総第370号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年4月5日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
同	大島道人

5農政第1746号  
令和6年3月7日

福岡県監査委員 塩川正一 殿  
同 同 利洋 殿  
同 同 森行 殿  
同 同 大島 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和5年11月13日5監総第370号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部 農林業総合試験場 資源活用研究センター	庁舎清掃及び付帯設備等保守管理業務委託について、過去2年間の履行実績により契約保証金を免除する場合、種類及び規模を同じくする2件以上の履行実績を確認し免除すべきところ、履行が完了していない契約をもって免除していた。	所属長は、今回の誤りを職員に示した上で、契約保証金の免除に関する事務処理を適正に行うため、以下の取組を徹底するよう指導した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者は、履行歴調書の様式にあらからじめ、長期継続契約を履行実績として確認する場面の注意事項等を追記する。</li> <li>・ 担当者及び上司は、会計事務チェックシートを決裁の際に必ず添付し、履行歴調書に記載された履行実績が免除の要件を満たしているかを複数で確認する。</li> <li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li> </ul>

<p>農林水産部 行橋農林事務所</p>	<p>排水樋門工事について、矢板縮切工における油圧式圧入機の据付・解体費及び鋼矢板修理費を計上すべきところ、これを行わず、積算が過小となっていた。 また、同工事について、排水樋門の遮水矢板の工法を経済的に安価なものを選定すべきところ、これを行わず、積算が過大となっていた。</p>	<p>所属長は、関係職員に対し、今回の誤りに係る技術研修を受け講させるとともに、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者及び上司は、積算書の内容が、農林水産省が定めた積算基準書の適用範囲内であるか、経済比較に基づき工法を選定しているかについて項目を追加したチェックリストを用いて、複数で確認する。</li> <li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li> </ul>
--------------------------	--	--

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部	ため池工事について、仮設材の賃料期間を60日として計上すべきところ、100日として計上し、積算が過大となっていた。	<p>所属長は、今回の誤りを職員に示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者及び上司は、仮設材の賃料期間の計算方法に誤りがないかの項目を追加したチェックリストを用いて、複数で確認する。</li> <li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li> </ul>
農林水産部	農業用パイプラインの緊急補修工事について、同一工事内で複数回使用する仮設材（敷鉄板）の運搬費を算出する際、数量を使用回数で除して算出するところ、1回の数量を使用回数で除して算出し、積算が過小となっていた。	<p>所属長は、今回の誤りを職員に示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者及び上司は、積算書に同一工事内で複数回使用する仮設材がある場合は、仮設材運搬量の計算根拠を記載した資料を添付し、仮設材の運搬費に誤りがないか、チェックリストを用いて複数で確認する。</li> <li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li> </ul>
農林水産部	水路工事での工所用仮橋工について、使用鋼材の売却益を設計額より控除すべきところ、控除していなかった。また、仮橋で桁材より上に設置する鋼材は、上部工として設置費を算出すべきところ、下部工として算出していた。加えて、計上する必要の無い、購入鋼材の運搬費を計上していた。これらの誤りにより、積算が過大となっていた。	<p>所属長は、今回の誤りを職員に示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者及び上司は、積算書の仮橋設置費や鋼材運搬費に誤りがないかの項目を追加したチェックリストを用いて、複数で確認する。</li> <li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに</li> </ul>

農林水産部	た。 ほ場整備工事のうち、取付擁壁工及び階段工に使用するコンクリートの種類について、18N(高炉B)を選択すべきところ、21N(普通)を選択して、積算電算システムに入力したため、積算が過小となっていた。	今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。
		<p>所属長は、今回の誤りを職員に示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者及び上司は、資材集計一覧表により、適正な資材を選択しているかの項目を追加したチェックリストを用いて、複数で確認する。</li> <li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li> </ul>

監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した県土整備部及び建築都市部出先機関定期監査の結果（令和5年11月13日5監総第370号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年4月5日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

5県土総第1871号

令和6年3月15日

福岡県監査委員	塩川正一	様
同	利洋	様
同	世森	様
同	大島	様

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和5年11月13日5監総第370号の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり講じた措置について通知します。

別紙

## 指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部 苅田港務所	船舶給水管布設替工事委託について、委託料(12節)で支出すべきところ、工事請負費(14節)で支出していた。	<p>所属長は、今回の事例を周知するとともに、庶務課及び港営課の全職員に対し、財務会計事務の手引きを用いて支出に関する研修を行い、委託料(12節)と工事請負費(14節)について正しく理解させた。</p> <p>また、以下の取組を行うよう指導し、契約同決裁時に確実に実施されているか、確認することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算要求時には、本庁港湾課に内容が正確に伝わるように業務内容及び科目理由を詳細に記載するとともに、出先・本庁相互の意思疎通を図ることにより、要求内容について共通認識を形成する。</li> <li>・予算令達時に、予算要求の科目と令達科目とで相違があった場合は、改めて港湾課に確認する。</li> <li>・業務委託発注時には会計事務チェックシートを添付し、支出科目に誤りがないか、担当者及び上司で確認を行う。</li> <li>・担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li> </ul> <p>さらに、主管課は、年度当初実施している予算担当者向けの研修において、今回の事例を示し、外部に工事を委託することがあることを周知するとともに、予算の見積りに当たっては事業及び予算科目を丁寧にヒアリングするよう改めて指導する。</p>



## 注意事項

対象機関の属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	道路除草工事について、設計変更に伴う交通誘導員の増加分を計上すべきところ、これをしなかったため、積算が過小となっていた。	<p>所属長は、工務関係部署へ、正しい交通誘導員の積算方法及び今回の事例を周知するとともに、以下の取組を徹底するように指導し、工事設計書の決裁時に確実に実施されているか、確認することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・工事設計書チェックシートに交通誘導員を正しく計上しているか確認する項目を追加し、工事設計書に添付する。</li><li>・担当者及び上司は、チェックシートにより、正しく計上されていることを確認する。</li><li>・担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li></ul>

## 注意事項

対象機関の属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	土砂置場管理等工事について、排水管として使用する資材単価を誤り、積算が過小となっていた。	<p>所属長は、工務関係部署へ、システムに単価登録のない製品を使用する際の正しい積算方法及び今回の事例を周知するとともに、以下の取組を徹底するように指導し、工事設計書の決裁時に確実に実施されているか、確認することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・担当者は、システムに単価を入力する際、設計図面に記載されている製品の単価であるか確認する。</li><li>・工事設計書チェックシートに製品単価を確認する項目を追加し、工事設計書に添付する。</li><li>・担当者及び上司は、チェックシートにより、製品単価が正しく入力されていることを確認する。</li><li>・担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li></ul>

## 注意事項

対象機関の属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	道路拡幅工事について、設計変更に伴う交通誘導員の増加分及び仮設で使用した大型土のう袋等の産業廃棄物処理費用を計上すべきところ、これをしなかつたため、積算が過小となっていた。	<p>所属長は、工務関係部署へ、交通誘導員及び産業廃棄物処理費用の正しい積算方法及び今回の事例を周知するとともに、以下の取組を徹底するように指導し、工事設計書の決裁時に確実に実施されているか、確認することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・担当者は、積算時に交通誘導員及び産業廃棄物処理費用を適切に計上する。</li><li>・工事設計書チェックシートに、交通誘導員の項目を、また産業廃棄物処理の項目に大型土のうを追加し、工事設計書に添付する。</li><li>・担当者及び上司は、チェックシートにより、正しく計上されていることを確認する。</li><li>・担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li></ul>